

令和元年度鶴岡市男女共同参画推進懇談会

令和2年3月16日 10時30分～
鶴岡市役所 別棟2号館 21号会議室

次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 報告

1) 鶴岡市男女共同参画計画の内容及び第2次計画策定について

2) 市民意識調査結果（速報）について

4. 意見交換

5. 閉会

鶴岡市男女共同参画推進事業の推進体制について

1. 計画の概要

人口減少と労働力人口の減少による地域活力の低下が懸念される中で、男女共同参画の推進は地域活力の維持発展を図る上で重要な手立てであることから、平成 23 年 3 月、令和 2 年度までを計画期間とする鶴岡市男女共同参画計画を策定。国、県をはじめ、企業や関係機関・団体と相互に連携を図り、男女共同参画に資する事業や普及啓発等を実施している。

2. 推進体制

男女共同参画計画の推進については、「毎年、推進会議において具体的な取組みの進捗状況を把握し、市民による推進懇談会の意見を踏まえ施策を展開することとし、情勢の変化や国、県等の動向を踏まえ、必要に応じ計画を改定する」としている。

(1) 鶴岡市男女共同参画推進会議

計画に挙げた取組みの進行管理や推進等について、市関係部課長により協議。

(2) 鶴岡市男女共同参画推進懇談会

計画の推進に資する意見や提案を受け、施策推進の参考とする。市内有識者、各組織の代表者、公募委員等により 15 名以内で構成。

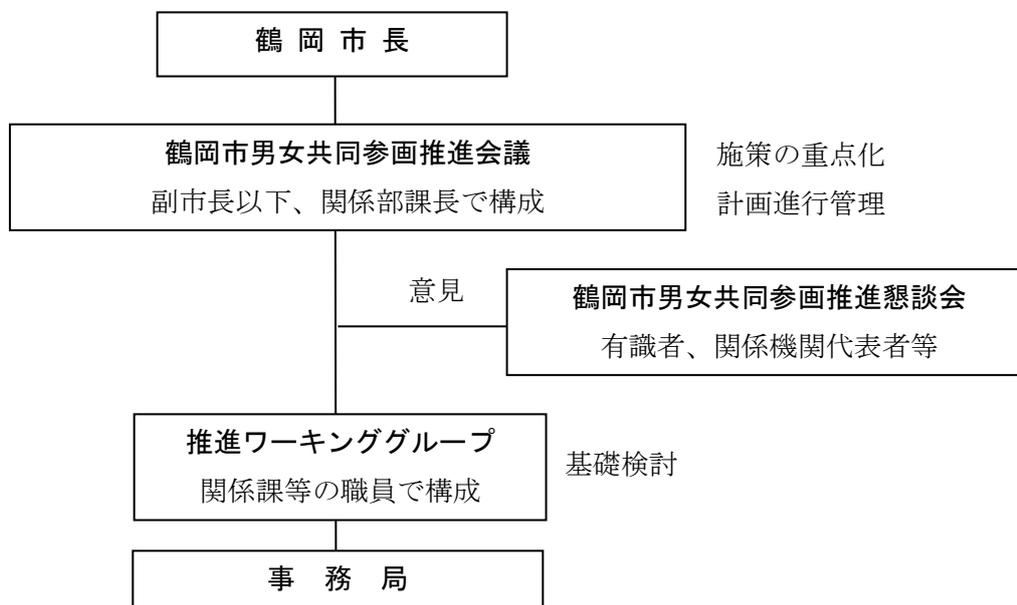
○開催実績

第 1 回…平成 25 年 2 月実施

第 2 回…平成 26 年 3 月実施

第 3 回…平成 27 年 3 月実施

<推進体制>



3. 令和元年度以降の取組み

(1) 現行計画の推進

計画に基づいた効果的な施策推進のための進行管理を行う。

(2) 第2次男女共同参画計画の策定

現行計画が令和2年度で終了することから、令和2年度中に第二次男女共同参画計画の策定を行う。なお、平成28年8月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく推進計画、配偶者暴力防止法（DV防止法）に基づく基本計画の2計画についても、第2次男女共同参画計画と一体のものとして策定する。なお、国の次期基本計画は令和2年12月、県の次期計画は令和2年度（本市と同時期）中に策定見込みとなっている。

令和元年度は、男女共同参画に関する市民意識調査を実施する。職場・家庭・地域における意識や実態等を把握し、第2次計画策定に向けた準備を進める。

(付属資料) 現行計画の体系…資料2、現行計画に掲げる具体的取組み…資料3

(参考) 市町村が定める男女共同参画計画について

男女共同参画社会基本法

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

<スケジュール案>

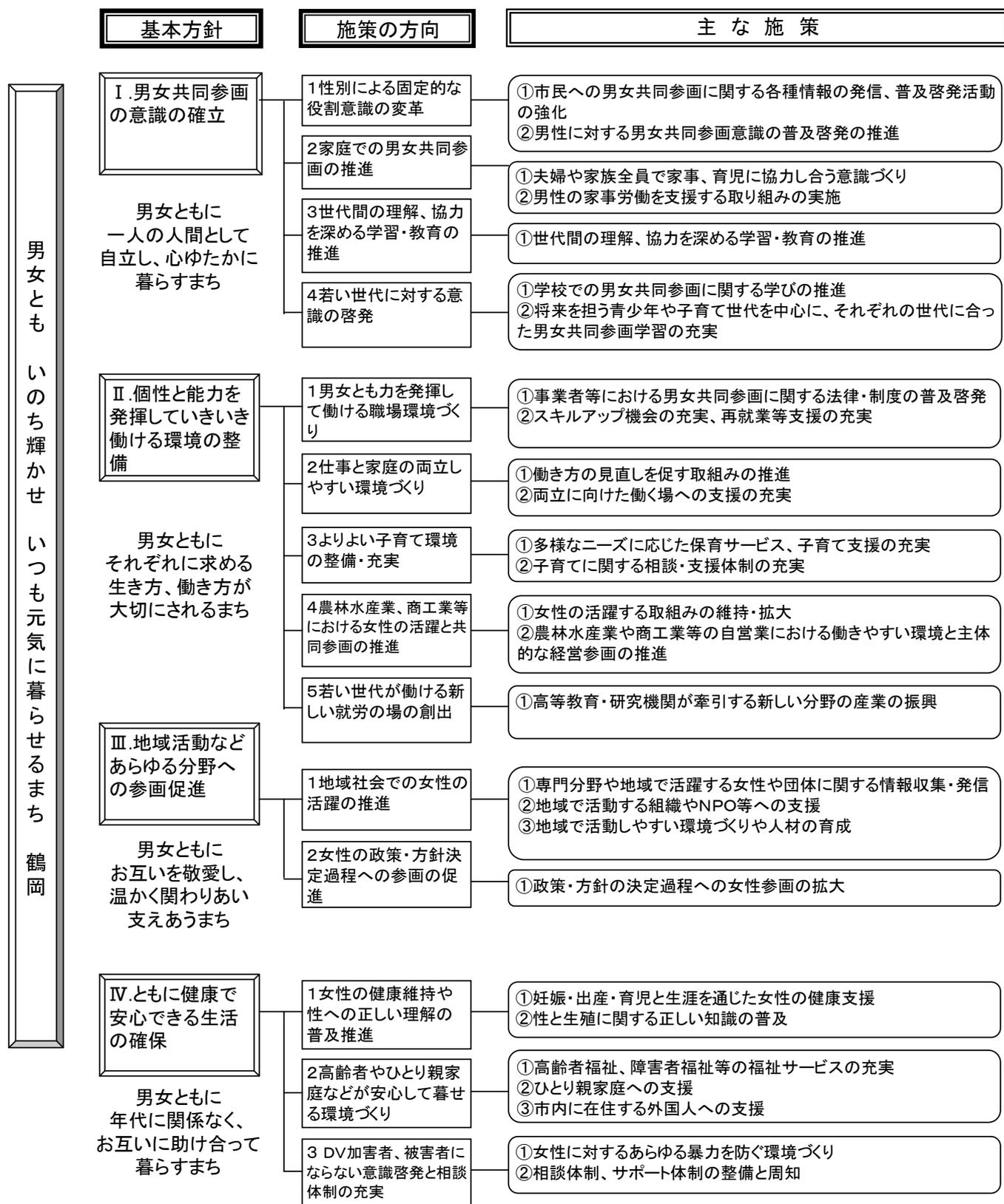
○令和元年度

- 11月 市民意識調査実施
- 2月20日 令和元年度推進会議
- 3月16日 令和元年度推進懇談会

○令和2年度

- 6月 市民ワークショップ
- 7月 令和2年度第一回推進会議（第2次計画策定委員会）
令和2年度第一回推進懇談会（第2次計画策定懇談会）
- 9・10月 第二回推進会議
第二回推進懇談会
- 1・2月 第三回推進会議
第三回推進懇談会
- 3月 パブリックコメント
第2次男女共同参画計画策定

現行計画の体系



男女とも
いのち輝かせ
いつも元気に暮らせるまち
鶴岡

鶴岡市男女共同参画計画に掲げる「具体的取組み」の実施状況

基本方針Ⅰ「男女共同参画の意識の確立」

施策の方向1 性別による固定的な役割意識の変革

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 市民への各種情報の発信、普及啓発活動の強化	政策企画課 ほか	男女共同参画を推進する拠点機能の設置検討 男女共同参画や女性に関する施策を推進するための拠点機能、及び具体的取組みについて検討し、設置を目指す	早期実施	【各課の取り組み】 ●政策企画課において、鶴岡市男女共同参画計画の進行管理を行い、市の関係部署の関連施策の推進を図るとともに、庁内に計画推進と施策の重点化等を検討する「鶴岡市男女共同参画推進会議」を設置。 ●社会教育課において、県及びチェリアの活動協力や市内団体・グループとの連絡など主に事業面での推進を行っている。 ●中央公民館（女性センター）では、女性の生活支援と学習活動の推進を目的に様々な講座運営、女性活動支援、家庭支援事業等を行っている。また商工課、子育て推進課では就労情報と子育て支援情報を相互に活用して就労しやすい環境づくりに努めている。 ●そのほか各担当部署それぞれの取組みと連携により、女性の活躍を推進している。
	政策企画課	各種情報の発信の強化 男女共同参画に関する様々な情報を提供するため、機関紙やホームページ等を用いた発信を行う	早期実施	●国、県や県男女共同参画センターより提供されるパンフ等の市内各所への配置、市広報への記事掲載を実施した。 ●23年度に開設した男女共同参画の情報発信サイトを活用し、イベント・講座情報や支援制度の紹介、相談窓口等各种情報提供した。
	政策企画課	男女共同参画推進事業の実施 シンポジウム等の開催を通し市民への意識啓発やよりよい学習機会づくりを行う	実施	●平成30年度開催なし（下記庄内地域男女共同参画講座の開催）
	社会教育課	山形県男女共同参画センター「チェリア」等との協力による広報・啓発活動 チェリアの活動への協力や県の取組みに積極的に協力し、市民の意識向上を図る	（継続実施）	●平成30年度庄内地域男女共同参画講座「女性も男性も活躍できる地域づくりを考える」を鶴岡市中央公民館で実施。庄内地域で男女共同参画を推進している方を中心に実行委員会を組織し当市が事務局となり開催。30名参加。 ●チェリア主催の各種事業の周知、情報提供 講演会の周知等協力、チェリア活動に関する女性団体等への周知やチラシ等配布などを行った。
	政策企画課 ほか	「男女共同参画週間」に、県や市町村、企業、ボランティア・NPO団体、女性団体が連携して普及啓発を行う	（継続実施）	●男女共同参画週間に関する市広報への記事掲載、庁舎内へのポスター掲示、ホームページでのキャッチフレーズ周知を実施。 ●本所1階ロビーにおいてパネル展示
主な施策② 男性に対する男女共同参画意識の普及啓発の推進		（「具体的取組み」としての設定なし）		●男性に対する男女共同参画意識の普及のため市HPや講座開催等により啓発を図った。

施策の方向2 家庭での男女共同参画の推進

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 夫婦や家族全員で家事育児に協力し合う意識づくり	子育て推進課	父親育児教室の開催 父親が家庭で果たす役割の認識と積極的に子育てに関わる意識の醸成を促す	未実施→1年2回開催	●父親育児教室（「パパと遊ぼう」）は平成27年度まで実施。 ●平成28年度からは「ハッピーホリデー」を年12回実施。（利用家族延べ161組、内父親65人）。平日仕事の父親も遊びに来られるように、月1回、休日になかよし広場（遊び場）を開放した。また、父親向けの情報チラシを配布した。
	社会教育課	家庭教育支援講座等の実施 ・幼稚園、保育所、小中学校等において、乳幼児期・学童期・思春期等、子どもの各成長期における子育ての課題や悩みの解消など、課題別の講座を開講する ・家庭での子どもや孫達との関わり方について学ぶ機会を設ける	（継続実施）	●家庭教育支援講座推進事業の実施 本市の小中学校、幼稚園、保育園、児童館において保護者が多く集まる機会を活用し、子どもの成長各期における子育ての悩みや課題に関する親の学びの機会を提供（実施施設49箇所。各講座の講師謝礼を支出） 母親だけでなく、父親や祖父母が集まる機会も捉え、子どもとの関わり方や読書・ネットモラルについての講話、親子のふれあい遊び等、多様な学びの機会となった。
	中央公民館 （女性センター）	親子ふれあい講座の開催 親子での活動を通し、男親・女親を問わず親子のコミュニケーションを高める機会をつくる	（継続実施）	●親子で作る鶴岡の伝統工芸（4回参加延34組62人参加）を実施。地元のものづくりを知ってもらうため鶴岡の伝統工芸（しな織・まゆクラフト・わら細工）の体験を実施。親子のふれあいの時間を提供することができた。
主な施策② 男性の家事労働を支援する取組みの実施	中央公民館 （女性センター）	男性料理講座の開催 講座の実施を通じ、男性の生活の自立と、家事を男女ともに担える環境づくりを支援する	（継続実施）	●男性料理講座を4回実施（延参加人数55名）。男性が理解しやすいように調味料等レシピを細かく表記しないことや、講師も男性ということもあり気兼ねなく質問でき教えてもらっている。年々片付けも含め料理の腕が上っている。

施策の方向3 世代間の理解、協力を深める学習・教育の推進

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 世代間の理解、協力を深める学習・教育の推進	子育て推進課 ほか	三世同居家族の理解を深める学習 三世同居家族における世代間の理解と協調のため、保育園や幼稚園・小学校等において、父母・祖父母を対象に、子育ての方法や家族内の役割分担等について学習する機会を設ける	実施	●保育園における地域の高齢者等を招いての季節的行事や伝承遊び等、世代間のふれあい活動や小学校の祖父母参観による世代間の交流、子ども家庭支援センターの育児相談などにより、世代間の理解や協調を図った。

施策の方向4 若い世代に対する意識の啓発

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 学校での男女共同参画に関する学びの推進	学校教育課	心の教育の充実と「生き方指導」の推進 致道館教育の理念や鶴岡市子ども像の理念についての指導・啓発などを通し、社会力と思いやりの心を育てる教育を進める。	(継続実施)	●「親子で楽しむ庄内論語」の活用などを通し、思いやりの心を育て、一人一人の個性や能力を伸ばす教育の充実に努めた。
	学校教育課	道徳教育、家庭科学習教育の充実 道徳及び家庭科の授業において、男女平等及び協力することの大切さについて学習する。	(継続実施)	●道徳の授業において、男女仲良く助け合うことや互いの人格を尊重することの大切さを学んだ。また、家庭科の授業において、男女が協力して生活することの重要性や家庭観などについて学習した。
	学校教育課	「人権」に関する学習の充実 中学校社会「公民」の学習において、人権の理解とともに「男女共同参画社会基本法」等について学習する。	(継続実施)	●公民の授業において、人権に関する学習を行った。また、人権に関して考えを深める機会を設け、児童生徒の人権に対する意識向上を図った。
主な施策② 将来を担う青少年や子育て世代を中心に、それぞれの世代に合った男女共同参画学習の充実	子育て推進課 ほか	中学生などに対するふれあい講座等の実施 小中学生や高校生が、乳幼児とふれあう体験や男女の体の変化の理解、家庭の役割などを学習する機会を設ける	(継続実施)	●朝日中学校の3年生を対象に思春期ふれあい講座を実施（市保健師の派遣）。思春期における心と体の変化を知り、豊かな人間性と社会性を持ち、正しい知識と行動により、将来待ち望んだ妊娠が迎えられるように講義と実技体験（赤ちゃん抱っこ・妊婦体験）等を行った。 ●中央児童館、中高生と赤ちゃんのふれあい事業「こんにちは！赤ちゃん」を実施。（3回開催 あわせて中高生51人、赤ちゃんと保護者30組が参加。）赤ちゃんのやわらかさや抱っこすることの難しさ、自分も大切に育てられたという実感などの感想が寄せられた。

基本方針Ⅱ「個性と能力を発揮していきいき働ける環境の整備」

施策の方向1 男女とも力を発揮して働ける職場環境づくり

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 事業者等における男女共同参画に関する法律・制度の普及啓発	商工課	平等な待遇確保等の啓発 労働基準法、男女雇用機会均等法など平等な待遇確保に係る法令の改正機会を捉えて、県などの関係機関と連携し遵守についての普及、啓発活動を行う	(継続実施)	●山形労働局より提供を受けた男女雇用機会均等法、パートタイム労働法関係の啓発資料を庁舎内に掲示した。
主な施策② スキルアップ機会の充実、再就業等支援の充実	商工課 子育て推進課	再就業支援制度の周知 子育てしながら就職を希望する人に対し就職支援を行うマザーズハローワーク事業（山形労働局）の周知等に関する協力を行う	実施	●市が設置する「鶴岡ワークサポートルーム」にて、内職相談、就業・生活相談に来訪された者にマザーズコーナーを紹介したり、またその逆など、相互の窓口紹介を行った。 ●児童扶養手当の現況届受付の際に、ハローワークの相談ブースを設けた。 ●年3回なかよし広場（遊び場）にてお仕事相談会実施。また、チラシを設置、周知した。
	商工課	就業支援事業の実施 家庭内での仕事を希望する育児中の母親などを対象とする内職の求人開拓と斡旋を行う	(継続実施)	●家内労働者・若年者等就業支援事業の実施 家庭の状況等により雇用関係に基づく就業が困難な者に対し「内職」による就業を支援する業務（内職相談）のほか、若年者等就業支援業務（キャリアカウンセリング）等を行った。（相談2,047件、求職登録者268人、斡旋数101件、求人数775件）

施策の方向2 仕事と家庭の両立しやすい環境づくり

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 働き方の見直しを促す取組みの推進	商工課 子育て推進課	一般事業主行動計画の策定の推進 次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員100人以下の事業所に対し、山形労働局と協力して制度の周知を行い、計画策定率の向上を図る （101人以上は平成23年4月以降義務化）	(継続実施)	●10月13日と14日に開催された「つるおか大産業まつり」では、山形労働局雇用均等室より、仕事と家庭両立支援キャラクター「ファミちゃんファミリー」の着ぐるみを借り受け、求職者に対し国や県等で実施する次世代育成支援対策のPRと関連資料の配布を行った。
	商工課 子育て推進課	女性労働者の各種支援制度・実践事例の周知 事業所に対し、妊娠中の女性労働者の保護や産前・産後休暇、育児休業制度などの理解を深めてもらうため、各種支援制度の普及啓発を行う	(継続実施)	●山形労働局より提供を受けた育児・介護休業関係助成金関係の啓発資料を庁舎内に掲示した。 ●子ども家庭支援センター等による育児相談や、各関係機関と子育て中の家庭が多く集う場所への子育て支援ガイドブック等育児情報の配置により、仕事と家庭の両立支援を行った。
	商工課	就業教育やU/IJターン希望者への対応 就職を控えた若者に対し、社会人として必要な意識や職場におけるルール、将来の生活設計等に関する講座を開催する。また、U/IJターン希望者に対する情報提供や就業機会の拡大に努める	(継続実施)	●新規高卒者の就職先内定者を対象に社会生活の基本的知識等を正しく身につけるため「新社会人スタートセミナー」を、就職活動の本格的な実施を控えた高校2年生を対象に職業説明会「しごとセミナー」を開催した。（31年2～3月開催） ●U/IJターン希望者を含む満35歳以下の求職者を対象に、地元就職を支援するため、無料職業紹介所を開設し、就業相談や、就職の斡旋を行った。 ●地元出身学生等帰郷促進事業として、首都圏及び仙台市において地元就職関連イベントを実施した。（30年7月と31年2月、3月の3回） ●鶴岡地区雇用対策協議会の主催で下記事業を実施した。 ①高校3年生就職対象者対象就職祭り ②高校2年生対象職業観醸成セミナー ③地元就活支援サイト「つるおか仕事ナビ」の開設（29年2月）、メールマガジンによる情報配信
	職員課	市役所における取組み 職員の子の出生時や育児参加のための、父親の特別休暇制度の取得を促進する	特別休暇 取得率90%	●30年取得状況 6.6% 特別休暇の周知が進み、半数以上の取得率は維持されているが、更なる周知が必要である。
	職員課	市役所における取組み 男性職員の育児休業取得率の向上を図る	男性職員の育児 取得率10%	●30年取得状況 0% 女性職員については、取得率が93%に達しており、制度自体も周知されている。

	職員課	市役所における取組み 年次有給休暇や夏季特別休暇等の取得を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実践を進め、市内企業等への波及を図る	年休・夏季休暇の取得日数計15日以上	●30年平均取得 年休8.16日 夏季5.36日 計13.52日 子の看護休暇の取得要件等拡大など、休暇自体は取りやすくなっているが、その分年休取得につながらないと考えられる。
	職員課	市役所における取組み 「ノー残業デー」を徹底し超過勤務を削減し、家庭や地域への参加を促進する	市役所全施設でのノー残業デー設定	●本所、庁舎、水道部では、毎週水曜日を、荘内病院では部署ごとに曜日を定め、「ノー残業デー」を設定し、一斉定時退庁を推進した。部局独自の追加設定など、ノー残業デーの実施は進んでいるが、時間外勤務の削減にはなかなか結びつかない状況にある。
	職員課	市役所における取組み 女性活躍と職員のワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、公務効率の向上を図るための取組として、フレックスタイム制度を試し、その効果と課題を検証する。	すべての要件を満たす部署でのフレックスタイム制度の試行	なし（令和元年度から試行）
主な施策② 両立に向けた働く場への支援の充実	商工課 子育て推進課	働く場への子育て支援情報の提供 市広報等を通じて、就労者のための子育て支援制度の紹介や、企業への次世代育成環境の整備依頼などを行う	未実施→広報掲載	●市広報（6月号）に一時預かり事業を紹介する記事を掲載した。 ●市広報（5月号）にファミリーサポートセンター利用についての記事を掲載した。 ●各種支援制度の啓発資料を庁舎内に掲示するとともに、各種広報媒体を活用した周知を行った。
	政策企画課 商工課	山形県「山形いきいき子育て応援宣言企業認定制度」の周知 パンフレット等を企業へ送付するなどPRを行うとともに、市内の登録企業の取組みなどを紹介していく	実施	●山形県より送付された「山形いきいき子育て応援宣言企業認定制度」の啓発資料、セミナー案内を庁舎内に掲示した。 ●市の中小企業ものづくり振興事業補助金の審査において、山形いきいき子育て応援企業認定状況を勘案するとしており、2件が該当し、加点の上採択した。

施策の方向3 よりよい子育て環境の整備・充実

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 多様なニーズに応じた保育サービス、子育て支援の充実	子育て推進課	ニーズに対応した保育事業の実施 認可保育所の適正配置、定員の確保を図るとともに、認可保育所において、ニーズの多様化に対応した各種保育事業を実施する a 早朝・延長保育 b 休日保育 c 一時預かり d 病児病後児保育	定員3,300人→3,400人へ拡大 a15→18箇所 b1→3箇所 c11→12箇所 d10→11箇所	●施設整備や地域型保育事業等を行い、ニーズが高まっている低年齢児の受け入れ枠の拡大に取り組んだ。また、保護者のニーズに対応した各種保育事業を実施する民間保育所に対する補助を継続し、事業充実を図った。 30年度施設数等/31年3月現在（新制度給付対象施設） 施設数51箇所、定員4,051名、入所者数4,197名 30年度各種保育事業実施箇所数 a 早朝・延長保育31箇所 b 休日保育1箇所 c 一時預かり13箇所 d 病児・病後児保育（体調不良児）13箇所 ●多くの保育所で定員を超えた受け入れを行っているが、特に低年齢児の入所希望者の増加や出生に伴う入所希望により、年度途中に待機児童が発生している。
	子育て推進課	子育て短期支援事業の実施 保護者が社会的な事由により一時的に保育が困難になった場合などに、施設において子どもの養育を行う（ショートステイ・トワイライトステイ事業）	(継続実施) (2箇所)	●2歳未満は鶴岡乳児院、2歳以上は七窪恩恵園に委託して事業を実施した。30年度の利用者は延べ30人。 類似事業である一時預かり、届出保育施設を紹介し、利用者が最適なサービスを選べるように情報提供した。
	子育て推進課	多機能・先進的保育園の開設 一時預かりや休日・夜間の保育等により機能的に対処できる保育園を開設し、保護者の仕事や家庭の育児機能をサポートする	未実施→平成26年度開設	●一時預かり事業の内容充実。 30年度実施状況/13箇所、1,505人日
	子育て推進課 社会教育課	放課後子どもプランによる事業の推進 ・放課後に留守家庭となる小学生を対象にした学童保育体制の充実を図る ・放課後における児童の安全で安心な活動拠点及び地域住民や他学年の児童との交流の場となる放課後子ども教室を実施する	学童保育 24箇所→26箇所 子ども教室 (継続実施) ※平成27年度から国の制度変更により、箇所数は支援の単位に変更している。	●放課後児童クラブの運営により、昼間保護者が留守となる家庭の児童の健全育成及び仕事と家庭の両立を図った。 30年度実施箇所数22箇所・37支援の単位 児童数（5/1現在）1,705人 ●8箇所の小学校区で放課後子ども教室を実施し、地域住民が教育活動推進員や教育活動サポーターとなり児童の居場所づくりを行った。 会場はコミセンや小学校 30年度実施箇所8箇所年間34日～219日実施
主な施策② 子育てに関する相談・支援体制の充実	子育て推進課	育児相談体制・機能の充実 子ども家庭支援センター及び地域子育て支援センターにおいて、職員研修や情報交換、子育てボランティアの育成等を行い、子育てや家庭問題に係る機能強化と相談体制の充実を図る	(継続実施)	●地域子育て支援センター職員の連絡会議（3回）、研修会（5回）、共催事業（あそびの広場4回）を実施した。子ども家庭支援センターが中心となり、研修や共催事業を行うことで、各地域子育て支援センター間の連携もスムーズになり、職員の意識向上につながっている。 ●妊娠前から出産・子育て期を通じて切れ目のない育児支援を行うために子ども総合相談窓口を開設し、育児不安をかかえている家庭への支援を行った。
	子育て推進課	子育て情報の提供 子育て情報を集約し、ガイドブックやホームページにより市民へ適切な情報を広く発信する	(継続実施)	●子育て支援ガイドブック「おおきくなあれ」（鶴岡市子育て支援推進委員会編集）を3,200部印刷し、関係機関への設置を行うとともに、母子手帳発行時に配布した。子育て中の家庭から好評を得ている。
	子育て推進課	育児サークルの育成・支援 子育て中の親等の交流や情報交換を目的とする自主的な育児グループの活動を支援する	(継続実施)	●子ども家庭支援センター職員のサークル訪問：延165回 ●活動内容に関する相談、援助 ●訪問時の育児 ●発達相談 ●サークル活動補助金の交付 子育て家庭同士の交流を促進し、子育ての孤立化防止につながっている。親子で参加のサークルは楽しい反面、参加児の低年齢化や参加減少地域もあるため運営が大変なこともあり、職員のサポートで負担感が軽減されている。
	子育て推進課	ファミリーサポートセンター事業の拡充 病児・病後児の預かりやひとり親家庭を援助する会員の育成等を行い、ネットワークを拡充する	(継続実施)	●子育てサポーター基礎講習（24H実施）、会員向け講習会・交流会等を実施している。 H30年度末会員数/お願ひ会員209名、まかせて会員38名、両方会員10名 計257名 ●ひとり親家庭への年間40時間までの利用料金の減免。

施策の方向4 農林水産業、商工業等における女性の活躍と共同参画の推進

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の実績
主な施策① 女性の活躍する取組み の維持・拡大	農政課	産直支援事業の実施 産直活動や農産加工に取り組む女性生産者の一層の拡大を図る	(継続実施)	平成30年度は女性の取組なし ●産直等の組織やグループが行う首都圏でのPR販売活動に対して支援していく。 ●6次化に関する県補助制度を活用するなど、新たな産直施設の開設に対して支援していく。
	農政課	アグリビジネスの創出支援 生産体制の強化や加工による高付加価値化など、農業を起点として新たな取組みにチャレンジする生産者団体・個人を支援する	(継続実施)	●6次産業化相談窓口の常設、並びに農工商連携コーディネーターを配置し、きめ細やかな相談を行った。 ●6次産業化ファーストステップ推進事業により、補助金助成による支援を行った。(4事業主体) ●6次産業化研修会を1回開催し、6次産業化に向けたスキル向上を図った。 ●食品加工業者の自社製品の原料を地場産地化したいという要望に対応するため、農業者とのマッチングを行い、原料の一部を地場産の野菜に置き換えた。 (平成31年1～3月で約1.5トンの地場産の長ねぎを原料として使用した。4月以降も継続する。)
	農山漁村振興課	庄内浜産魚介類を活用した活性化支援 県漁協女性部、海鮮レディース等が行う活動を支援する。	(継続実施)	●海鮮レディースが行う加工品開発への協力、学校給食利用食材の開発検討を行った。 ●水産振興協議会を開催し、県漁協女性部と意見交換を行った。
主な施策② 農林水産業や商工業等の 自営業における働き やすい環境と主体的な 経営参画の推進	農業委員会	家族経営協定制度の普及促進 家族経営協定に関しての相談、立会いを農業委員・農地利用最適化推進委員が行い、締結の普及に努める。協定を結び、経営目標や役割分担、就業条件を明確にし、経営や地域農業の場への女性進出、活躍を促す	(継続実施)	●30年度は、新たに4組の農家が締結した。 ●農業者年金制度・認定農業者制度と関連付けての促進を図っており、農業者年金においては、女性農業者が国庫補助を受けての加入ができるように周知している。

施策の方向5 若い世代が働ける新しい就労場の創出

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の実績
主な施策① 高等教育・研究機関が 牽引する新しい分野の 産業の振興	政策企画課	生命科学を市の成長戦略とした取組み 慶應先端研を始めバイオに関する地域ポテンシャルを活かし、高度な研究開発機能の集積、ベンチャー企業の創出、既存産業の高度化、人材育成などを進め、男女ともに若い世代が定着して働くことのできる環境を形成する	(継続実施)	●若手の人材育成事業に力を入れている先端研では、若い人材がバイオサイエンスの最先端に早い段階から触れることにより、未来の科学者を地元から積極的に育成することを目指している。具体的には、「特別研究生」として鶴岡南高校、鶴岡工業高校、鶴岡中央高校、鶴岡東高校、羽黒高校、酒田東高校から生徒20名を受け入れているほか、「高校生研究助手」として中央高校の生徒8名を任用している。 ●全国の高校生を対象に「第7回高校生バイオサミットin鶴岡」を開催し(189名参加)、研究発表と密度の濃い議論を通じて、人材育成を図っている。 ●実際のベンチャー企業では、Spiber(株)など先端研の研究をもとに起業する若者が育っている。
	食文化創造都市推進課 農政課	地域での新しいビジネスや事業開発の創出 農工商の各産業団体、高等教育研究機関及び行政のネットワーク「つるおか農工商連携総合推進協議会」を設置し、農林漁業者と中小企業者等の連携による新たな地域ビジネス展開や事業開発に対する支援を行う	(継続実施)	●「鶴岡食文化創造都市推進協議会」が主体となり、本市食文化を案内する「鶴岡ふうどガイド」を養成し活動を促進する他、「食の祭典」等を開催し、本市ならではの食文化を提供する体制の確立と食関連産業の活性化、地場農林水産物の利用拡大を進めた。 ●「つるおか農工商連携総合推進協議会」において、新たなビジネス創出に向けたきっかけづくりとして、商品開発や販路拡大のためのセミナーの開催や、生産者と食品製造事業者等とのマッチング相談会など、6次産業化や農工商の連携を推進した。
	商工課	起業家育成施設を通じた起業支援 新規創業または新分野へ進出しようとする方に24時間使用できるオフィス環境を提供し、コーディネーターによる相談指導を行い、入居企業の成長を支援するなど、起業支援を行う	(継続実施)	男女や年齢を問わず、さまざまな働き方に対応するため起業家育成施設内にコワーキングスペースを設け、機能を拡充した。利用者が情報共有し活動することで、不得意分野を補うなど新たなビジネス展開につながる事が期待される。

基本方針Ⅲ「地域活動などあらゆる分野での参画促進」

施策の方向1 地域社会での女性の活躍の推進

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 専門分野や地域で活躍する女性や団体に関する情報の収集・発信		(「具体的取組み」としての設定なし)		●チェリアHP内の「チャレンジ応援やまがた」に市内で活躍する女性や団体を掲載。
主な施策② 地域で活動する組織やNPO等への支援	防災安全課 社会教育課	地域コミュニティにおける女性活動への支援 a 婦人会への活動支援 活動の活性化のため、婦人会連合組織等に支援を行う b 防犯協会の各支部女性部への活動支援 児童の下校時の見守り活動や、地域での防犯診断活動に対して支援を行う c 交通安全母の会への活動支援 母親の自主的な交通安全活動に支援を行う	(継続実施)	a. 6地域の婦人会に対する補助金の交付(活動状況: 会員研修会、視察研修、田川地方婦人大会等の実施、施設の慰問、ボランティア活動等)、研修活動への支援、婦人団体連絡組織の研修活動の共催。 b. 市防犯協会各支部女性部の育成強化を目的に、女性部の活動を支援するための、交付金を交付している。 また、全支部に女性部が組織されていないため、組織化に向け、女性部長を対象にした研修会などを開催している。 c. 母の会活動支援のため、鶴岡、藤島、羽黒、朝日地域の交通安全母の会に対し、補助金を交付している。母の会が組織的に交通安全啓発活動を行い、地域の安全安心に役立っていることから効果は大きい。
	政策企画課	団体グループのネットワーク形成支援 女性の団体やグループについて、分野ごと、異分野間の情報交流や組織化などを検討し、活動の連携等が取り易くなるようネットワークを形成する	実施	●30年度は市内の女性団体やグループに関する情報収集、各担当課での関わりの内容を把握
	中央公民館 (女性センター)	女性の様々なサークルの活動支援 女性センター登録サークルが主体的に活発に取組めるよう、会場や情報提供の支援を行う	(継続実施)	●研修旅行や文化祭活動、ボランティア活動などサークル連絡協議会の活動が充実したものとなった。サークルと女性センターの共催講座を初めて開催し、会員増加につながった。登録サークル…24(30年4月現在)
主な施策③ 地域で活動しやすい環境づくりや人材の育成	中央公民館 (女性センター)	女性が自分らしい豊かな生き方を学ぶ講座の実施 「かがやき女性塾」などでの学習を通し、いきいきとした女性の育成、女性の一層の社会参加を促す	(継続実施)	●30年度は「幸せのかたちを考える」をテーマに3講座を実施。(延参加人数84人)
	コミュニティ 推進課	男女共に利用しやすいコミュニティセンターの整備 男女共に使用できる乳幼児のオムツ換えスペース等を整備する	実施	●平成30年度は羽黒第四地区地域活動センターと大網地区地域交流センターの移転改築の際、それぞれの多目的トイレへベビーベッドを各1基設置した。また、施設管理者等からの聞き取りを行い、利用しやすい施設に向けて検討を行った。

施策の方向2 女性の政策・方針決定過程への参画の促進

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績																																												
主な施策① 政策・方針の決定過程への女性参画の拡大	職員課 ほか	市審議会等への女性の参画推進 市が設置する審議会等での女性参画率を向上させるため積極的改善措置を図る(H21年度末19.1%)	委員の平均女性 率30% (計画期間中)	●審議会等の設置及び会議の運営・公表に関する要綱により、女性委員の積極的登用を図っている。 審議会等の女性の登用状況(H31.3.31現在) 審議会等数35 うち女性がいる審議会等数28 総委員等数671 うち女性委員等数132 比率19.7% (参考) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国市町村</th> <th>県内市町村</th> <th>鶴岡市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H21.3</td><td>23.3%</td><td>21.0%</td><td>19.6%</td></tr> <tr><td>H22.3</td><td>23.0%</td><td>20.8%</td><td>19.1%</td></tr> <tr><td>H23.3</td><td>21.0%</td><td>21.0%</td><td>19.9%</td></tr> <tr><td>H24.3</td><td>23.9%</td><td>20.9%</td><td>19.7%</td></tr> <tr><td>H25.3</td><td>24.2%</td><td>21.5%</td><td>20.9%</td></tr> <tr><td>H26.3</td><td>25.1%</td><td>22.6%</td><td>19.9%</td></tr> <tr><td>H27.3</td><td>25.6%</td><td>22.1%</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>H28.3</td><td>26.0%</td><td>22.6%</td><td>17.7%</td></tr> <tr><td>H29.3</td><td>26.2%</td><td>21.8%</td><td>15.9%</td></tr> <tr><td>H30.3</td><td>26.6%</td><td>22.5%</td><td>21.1%</td></tr> </tbody> </table>		全国市町村	県内市町村	鶴岡市	H21.3	23.3%	21.0%	19.6%	H22.3	23.0%	20.8%	19.1%	H23.3	21.0%	21.0%	19.9%	H24.3	23.9%	20.9%	19.7%	H25.3	24.2%	21.5%	20.9%	H26.3	25.1%	22.6%	19.9%	H27.3	25.6%	22.1%	17.4%	H28.3	26.0%	22.6%	17.7%	H29.3	26.2%	21.8%	15.9%	H30.3	26.6%	22.5%	21.1%
	全国市町村	県内市町村	鶴岡市																																													
H21.3	23.3%	21.0%	19.6%																																													
H22.3	23.0%	20.8%	19.1%																																													
H23.3	21.0%	21.0%	19.9%																																													
H24.3	23.9%	20.9%	19.7%																																													
H25.3	24.2%	21.5%	20.9%																																													
H26.3	25.1%	22.6%	19.9%																																													
H27.3	25.6%	22.1%	17.4%																																													
H28.3	26.0%	22.6%	17.7%																																													
H29.3	26.2%	21.8%	15.9%																																													
H30.3	26.6%	22.5%	21.1%																																													

基本方針Ⅳ「ともに健康で安心できる生活の確保」

施策の方向1 女性の健康維持や性への正しい理解の普及推進

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績																																				
	健康課	妊婦健康診査事業の実施 妊婦届出があった方に母子健康手帳と併せ妊婦健康診査受診票を交付する	妊娠22週以降死産率の低下	<p>●妊娠届出があった方に、母子健康手帳と併せ、妊婦健康診査受診券（一般健康診査14回とHTLV-1抗体検査、性器クラミジア抗原検査、子宮頸がん検査、超音波検査4回）を交付した。</p> <p>周産期死亡率（出生千対）の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> <th>H29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡市</td> <td>5.5</td> <td>7.8</td> <td>4.4</td> <td>1.1</td> <td>3.6</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>4.0</td> <td>3.7</td> <td>3.7</td> <td>3.7</td> <td>3.6</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>妊娠届出状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠届出数(人)</td> <td>850</td> <td>811</td> <td>761</td> <td>713</td> </tr> <tr> <td>妊娠11週以内届出率(%)</td> <td>89.4</td> <td>93.2</td> <td>92.9</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>妊娠11週（3ヶ月）以内の早期届出者の割合は、概ね横ばいの状況である。 近年、周産期死亡率は国より高い状況となっている。安心安全な妊娠・出産のために、母子健康手帳交付時、妊婦健康診査の定期受診を勧奨するとともに、母性指導事項連絡カードの周知に努めた。</p>		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	鶴岡市	5.5	7.8	4.4	1.1	3.6	6.4	全国	4.0	3.7	3.7	3.7	3.6	3.5		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	妊娠届出数(人)	850	811	761	713	妊娠11週以内届出率(%)	89.4	93.2	92.9	90.0
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年																																		
鶴岡市	5.5	7.8	4.4	1.1	3.6	6.4																																		
全国	4.0	3.7	3.7	3.7	3.6	3.5																																		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																				
妊娠届出数(人)	850	811	761	713																																				
妊娠11週以内届出率(%)	89.4	93.2	92.9	90.0																																				
	健康課	パパママ教室の実施 妊娠・出産・育児について夫婦で学習し、両親で子育てする重要性の理解を深める	(継続実施)	<p>●平成28年度で事業は終了した。</p> <p>●平成30年6月に「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊婦とその家族を対象とし「プレママ教室」を開始した。妊婦と夫等が参加し妊娠・出産・子育てについて学習をして、前向きなイメージを持って、夫婦で出産や子育ての準備が進められるよう支援を行った。</p>																																				
	健康課	乳幼児健康診査事業の実施 疾病の早期発見及び発育発達確認、育児不安軽減や育児交流の場として、年齢の節目で健康診査を実施（H21受診率4ヶ月健診98.2%、7ヶ月97.2%、1歳6ヶ月98.6%、3歳97.8%）	健診受診率100% (平成24年度)	<p>●保健師、看護師、小児科医師・歯科医師、歯科衛生士、保育士等により、各月齢に合わせた身体発育・精神発達確認、聴覚・視覚検査、歯科健診、栄養指導、育児相談、交流等を行った。（平成26年度より、健診会場をにこふるに集約し実施）</p> <p>健康診査実施状況（平成30年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月齢</th> <th>4か月</th> <th>7か月</th> <th>1・6歳</th> <th>3歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診見数(人)</td> <td>776</td> <td>763</td> <td>788</td> <td>897</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>98.5</td> <td>98.6</td> <td>99.4</td> <td>99.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>受診率はほぼ目標値に迫っており、未受診児の状況については、保健師が全数把握している。</p>	月齢	4か月	7か月	1・6歳	3歳	受診見数(人)	776	763	788	897	受診率(%)	98.5	98.6	99.4	99.0																					
月齢	4か月	7か月	1・6歳	3歳																																				
受診見数(人)	776	763	788	897																																				
受診率(%)	98.5	98.6	99.4	99.0																																				
	健康課	1歳お誕生教室の実施 豊かな人間形成や家族関係づくりを支援する学習の場として行う（H21参加率79.6%）	参加率の増	平成24年度で事業を終了した。																																				
	健康課	健康教育・相談事業の実施 ・ヘルスアップセミナーの実施 ・地域における各種健康教室・健康相談の実施	(継続実施)	<p><ヘルスアップセミナー> 体重（腹囲）の減少を目的とした運動・食事指導を定期的に行なう個別健康支援プログラムを夜・午前の2コース開催。それぞれ21名（修了19名）、23名（修了23名）受講。</p> <p><各種健康教育・健康相談> 医師、保健師、栄養士、運動指導士などにより健康教育、健康相談実施</p> <p><糖尿病予防セミナー> 生活習慣に起因し増加する糖尿病の重症化・合併症予防を図る。1コース2回の年3コース 食事や運動の体験学習 H30実績 64人 糖尿病予防セミナー参加者を対象とした「ふりかえりセミナー」を実施し支援を行った。H30実績12人</p>																																				
主な施策① 妊娠・出産・育児と生涯を通じた女性の健康支援	健康課	健康づくりの実践支援と継続の場提供 ・「にこふる」の軽トレーニングルーム提供、各種情報の提供、情報体験コーナー設置 ・節目年齢に健康メッセージの送付	(継続実施)	<p><情報体験コーナー> 測定機器を設置し手軽な健康チェックで健康の意識付け <軽トレーニングルーム> 利用者実績 H30新規登録者158人、延数6,181人 <健康メッセージ送付> スポット年齢者（1歳・30歳・40歳・50歳・61歳）の健康課題に沿った情報提供と事業案内の送付。</p>																																				
	健康課	女性を対象とした各種検診の実施 ・子宮がん検診（20歳以上） （H21受診率22%） ・乳がん検診（40歳以上偶数年齢） （同15.9%） ・さわやか健診：特定健診と骨粗鬆症検診（20・25・30・35歳）保育有 ・骨粗鬆症検診（人間ドック利用者の40・45・50・55・60・65・70歳） ・歯周疾患検診（40・50・60・70歳） ・胃がん・大腸がん・肺がん検診（40歳以上） ・がん検診推進事業（国）における、子宮頸がん、乳がんの検診無料クーポン券と検診手帳の配付	子宮がん、乳がん検診 …国のがん対策基本法に準拠し受診率50%以上 (いきいき健康つるおか21保健行動計画の目標年度 平成30年度)	<p>●がん検診推進事業は21～25年度で延20年間に、26、27年度は未受診者へのコールコールとして実施したが、受診者数は減少し目標とする50%には届かない状況であり、費用対効果の面を考慮し、平成27年度で終了した。 働き盛り世代の受診環境整備として、日曜日がん検診、土曜日検診、サンセット乳がん検診を実施。</p> <p>●さわやか健診、骨粗鬆症検診は受診者が減少傾向にあるが、歯周疾患検診は前年度より増加している。</p> <p>① 子宮がん検診（対象：20歳以上） H30実績：受診者数9,568人 国準拠受診率31.7%</p> <p>② 乳がん検診（対象：40歳以上偶数年齢） H30実績：受診者数4,679人 国準拠受診率22.9%</p> <p>③ さわやか健診（対象：40歳未満） H30実績：受診者数554人 骨粗鬆症検診26人</p> <p>④ 骨粗鬆症検診（対象：40歳総合健診受診者及びドック利用者の40～70歳5歳刻み） H30実績：受診者数 673人</p> <p>⑤ 歯周疾患検診（対象：40、50、60、70歳） H30実績：受診者数384人、受診率5.4%</p>																																				

				<p>⑥ 胃・大腸・肺がん各検診(対象:40歳以上) H30実績:胃15,671人(受診率21.5%)、大腸20,020人(39.3%)、肺21,176人(41.1%)</p> <p>⑦ 日曜日がん検診 H30実績:胃178人、大腸187人、肺135人、乳39人、子宮56人</p> <p>⑧ 土曜日検診(対象:協会けんぽ等の被扶養者) H30実績:胃18人、大腸88人、肺89人、子宮22人、乳6人(H31年2月末現在)</p> <p>⑨ サンセット乳がん検診(働き盛りの職域に働きかけた平日夕方の乳がん集団検診。) H30実績:52人</p> <p>⑩ がん患者医療用ウイッグ購入費助成事業。(がん患者の治療と就労の両立、療養生活の維持向上を図るため、医療用ウイッグ購入費の一部を助成する。) H30実績:42人</p>																					
	健康課	<p>こころの健康づくりと自殺予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> うつ病予防など、こころの健康づくりに関する対策を強化する 困った時は一人で悩まず相談することが共通認識になるよう普及啓発を行う。 家事・育児・仕事等互いにサポートすることにより、睡眠を十分に取り、安心して暮らすことができるよう普及啓発を行う。 	自殺死亡者の減少	<ul style="list-style-type: none"> ●全市講演会参加者228人 ●こころのサポーター研修会に、重点地区20回、791人の参加、重点地区以外12回、289人の参加。 ●うつ予防等をテーマの研修会に、重点地区63回、1963人の参加、重点地区以外10回、146人の参加。 ●9月自殺予防週間、3月自殺対策強化月間で相談窓口周知用チラシ・ポケットティッシュ、パンフレット等の配布で普及啓発。 ●こころの健康相談・若者ひきこもり相談の開催 ●鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議・鶴岡市自殺対策計画策定委員会の開催 ●鶴岡市自殺対策計画を新規に策定し、鶴岡市保健行動計画の中に位置つけた。 <p>鶴岡市自殺死亡者の実態：(人口動態統計:人口10万対)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(総数)</td> <td>26</td> <td>31</td> <td>34</td> <td>33</td> <td>21</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>(死亡率)</td> <td>19.4</td> <td>23.4</td> <td>26.0</td> <td>25.6</td> <td>16.4</td> <td>21.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>ネットワーク構築、普及啓発、個別ケアの3本柱で事業推進した。</p>	年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	(総数)	26	31	34	33	21	27	(死亡率)	19.4	23.4	26.0	25.6	16.4	21.3
年	H24	H25	H26	H27	H28	H29																			
(総数)	26	31	34	33	21	27																			
(死亡率)	19.4	23.4	26.0	25.6	16.4	21.3																			
主な施策② 性と生殖に関する正しい知識の普及	学校教育課	<p>学校教育での適切な指導</p> <p>「保健体育」「特別活動」などで、発達段階に応じて適切な性に関する指導を行い、心身の発達についての正しい理解を深める</p>	(継続実施)	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領に従い、小学校3・4年「思春期の体の変化」、小学校5・6年「心と体の相互の影響」、中学校1～3年「心身の機能の発達と心の健康」と学習している。 また、「ネット犯罪予防」や「情報モラル」に関する研修会を各校で実施している。 																					

施策の方向2 高齢者やひとり親世帯などが安心して暮せる環境づくり

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績																																																																
主な施策① 高齢者福祉、障がい者福祉等の福祉サービスの充実	長寿介護課	<p>地域包括支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の介護サービスなどに関する相談を総合的に受け、相談内容に応じて、関係機関等の支援や制度が利用できるよう援助する。 ・地域に密着した拠点として地域包括ケアシステムの構築に努める。 	(継続実施)	<p>福祉サービスに関する総合相談 内容別内訳 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症関係</td> <td>620</td> <td>1,364</td> <td>2,001</td> <td>2,103</td> <td>2,375</td> <td>2,428</td> <td>2,685</td> </tr> <tr> <td>虐待関係</td> <td>477</td> <td>626</td> <td>661</td> <td>684</td> <td>520</td> <td>771</td> <td>797</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度関係</td> <td>202</td> <td>246</td> <td>307</td> <td>318</td> <td>311</td> <td>314</td> <td>356</td> </tr> <tr> <td>消費者被害関係</td> <td>18</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>55</td> <td>81</td> <td>102</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>その他の権利擁護</td> <td>101</td> <td>159</td> <td>111</td> <td>134</td> <td>121</td> <td>129</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>介護者の支援</td> <td>361</td> <td>424</td> <td>459</td> <td>573</td> <td>731</td> <td>606</td> <td>539</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員支援関係</td> <td>534</td> <td>1,010</td> <td>1,177</td> <td>1,484</td> <td>1,695</td> <td>2,011</td> <td>968</td> </tr> </tbody> </table> <p>相談内容が複雑化、深刻化している。認知症高齢者の増加と、地域包括支援センターの周知が図られたことにより相談件数が増加している。</p>	相談内容	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	認知症関係	620	1,364	2,001	2,103	2,375	2,428	2,685	虐待関係	477	626	661	684	520	771	797	成年後見制度関係	202	246	307	318	311	314	356	消費者被害関係	18	32	33	55	81	102	284	その他の権利擁護	101	159	111	134	121	129	120	介護者の支援	361	424	459	573	731	606	539	介護支援専門員支援関係	534	1,010	1,177	1,484	1,695	2,011	968
	相談内容	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																												
	認知症関係	620	1,364	2,001	2,103	2,375	2,428	2,685																																																												
	虐待関係	477	626	661	684	520	771	797																																																												
	成年後見制度関係	202	246	307	318	311	314	356																																																												
消費者被害関係	18	32	33	55	81	102	284																																																													
その他の権利擁護	101	159	111	134	121	129	120																																																													
介護者の支援	361	424	459	573	731	606	539																																																													
介護支援専門員支援関係	534	1,010	1,177	1,484	1,695	2,011	968																																																													
長寿介護課	<p>家族介護支援事業の実施</p> <p>家族介護者の交流と介護相談等の機会を通して、介護者自身の負担の軽減を図るとともに、重度の要介護者を介護している家族へ慰労金を支給し在宅介護の維持を支援する</p>	(継続実施)	<ul style="list-style-type: none"> ●家族介護者交流のつどいの開催(167名参加) 介護者同士の情報交換、研修、リフレッシュの場を提供 ●家族介護者慰労金の支給(該当者なし) ●介護保険サービスを1年間利用していない重度要介護者を介護している低所得の家族に対し、年間10万円を支給 																																																																	
長寿介護課	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の実施</p> <p>生活を支援する多様なサービスや、住民同士のつながりを中心とした介護予防活動などを利用し、高齢者自身の持つ能力を活かしながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う取り組みを推進する</p>	(事業名変更・継続実施)	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問型サービスB(住民主体による生活支援)延195名 ●通所型サービスB(住民主体による介護予防支援)延4,011名 ●いきいき百歳体操講座(週1回開催)新規開始24団体、延1,033名参加 ●介護予防講座 延2,815名 ●地域介護予防活動支援事業補助金48団体 																																																																	
健康課	<p>生涯を通じた健康づくりや介護予防の推進</p> <p>a保健師を中心とした地域での健康教育・健康相談活動の実施 b65歳からの健康づくり事業の実施 c 認知症予防対策の実施 d 脳卒中予防対策の実施</p>	年間を通して意識的に運動している人の割合の増加	<p>a. 居住区を基盤に、生活習慣病や介護予防のための健康教育・相談活動を実施。高齢期の健康意識の啓発と健康づくりの動機づけとなっている。(健康教育活動350回 参加延人数8,587人、健康相談94回、参加延人数824人)</p> <p>b. 前期高齢者(65～74歳)を対象に、地区組織と連携し、健康づくりに関する講座を実施。(63回、参加延人数2,088人)</p> <p>c. 認知症予防推進研修会(参加人数181人)、認知症予防健康教育講話(56回、参加延人数1,635人)を実施。</p> <p>d. 脳卒中発症予防健康教育講話(67回、1,657人)を実施。</p>																																																																	
建築課	<p>市営住宅の住戸改善と入居条件の優遇支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居資格を高齢者と障害者に限定したバリアフリー住戸の提供を行う ・入居抽選時の優遇措置により支援する 	(継続実施)	<ul style="list-style-type: none"> ●入居者募集時、1階の市営住宅については、高齢者・障害者を優先または限定し、募集受付を行った。 ●また高齢者・障害者は、抽選時の抽選番号を1つ増やし、当選確率を高くすることで優遇支援を実施した。 ●ちわら住宅のバリアフリー住戸について、入居者資格を高齢者・障害者世帯に限定し、募集を実施した。(H30年度の募集状況) <p>募集2戸、応募4件、入居2件</p>																																																																	

主な施策② ひとり親家庭への支援	子育て推進課	児童扶養手当の支給 離婚などによりひとり親となった児童を養育している世帯に手当を支給し、福祉の増進に努める（平成22年度より父子家庭へも支給）	(継続実施)	●30年度の認定件数は母子76件、父子6件である。 ●近年は申請件数が減少傾向にあるが、複雑な事情を抱え、多方面からの支援を必要とするケースが増えている。
	国保年金課	ひとり親家庭等への医療費助成 ひとり親家庭の18歳以下の子どもとその親等対象者の医療費に対し適切に助成を行い、福祉の増進に努める	(継続実施)	●ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を全額助成（所得税非課税世帯）し、生活安定と自立の促進及び母子・父子福祉の向上を図っている。 医療給付費（助成）実績1,625人 50,830,798円
	子育て推進課	母子家庭・父子家庭への自立支援 児童扶養手当受給者の就業支援のため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進費給付金を給付する	(継続実施)	●自立支援教育訓練給付金 受給者6名 196,536円 教育訓練給付の指定講座を受講した場合受講料の60%支給 ●高等職業訓練促進給付金 受給者12人 支給額 11,069,000円 看護師、准看護師の養成学校で修学している場合、市民税課税世帯 月額70,500円、非課税世帯 100,000円を支給 ●生活応援・住まい応援給付金 受給者12人 支給額 6,940,000円 高等職業訓練促進給付金を受給している場合、50,000円（民間賃貸住宅にお住まいで、他の補助を受けていない場合 20,000円を限度に加算）を支給
	子育て推進課	ひとり親の家庭生活への支援 ひとり親家庭の交流と生活向上の支援のための講座を開催する	(継続実施)	●10月と2月に事業を実施し、参加者同士の交流や各種支援制度等の周知を図った。 ●10月「秋の大自然の中でおもいきり楽しもう！～大鳥の大自然の中で心も体もリフレッシュ～」親子21名参加 ●2月「親子でウィンタースポーツ！～湯殿山スキー場で親子スキー教室～」親子24名参加
	子育て推進課	母子・父子自立支援員の設置 市役所に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子の相談や支援にあたる	(継続実施)	●30年度相談件数448件（離婚相談、DV、就職、児童の養育等） ●自立支援員で対応できない部分については福祉、保健師、社協など関係する窓口に繋ぐなど、ひとり親家庭の課題解決に力を入れている。
	建築課	市営住宅入居条件の優遇支援 ひとり親家庭の市営住宅への入居に際し、入居抽選時の優遇措置により支援する	(継続実施)	●入居抽選時、抽選番号を1つ増やし、当選確率を高くすることで優遇支援を実施した。 ●ちわら住宅、ふじなみ住宅、荒川住宅について、入居者資格を小学校卒業前までの子供が含まれる世帯に限定し、募集を行った。 （H30年度の募集状況） 募集22戸、応募6件（うち ひとり親家庭4件66.7%）、入居5件（うち ひとり親家庭3件60%）
主な施策③ 市内に在住する外国人への支援	食文化創造都市推進課	草の根の国際交流活動及び国際理解の推進 ・英・中・韓・西など外国語講座の開催 ・市民ボランティアや国際交流団体の協力によるワールドバザール等を通じた文化交流	(継続実施)	●出羽庄内国際村で、世界各国の文化・芸能・料理・音楽等を紹介する各種の催しや英語、中国語、韓国語、ドイツ語などの外国語講座を実施し、言語の習得とその国の理解を深めた。 ●庄内地域の国際交流拠点として、人と情報が集まる流れが形成され、自主的な国際交流活動が活発におこなわれた。
	食文化創造都市推進課	多文化共生の推進 ・日本語教室の開催 ・外国出身者のための生活相談窓口の開設	(継続実施)	●外国人居住者が地域で安心して暮らせるよう、日本語指導、日本文化の体験、生活相談業務、情報の収集提供など各種事業を実施した。 a. 国際村日本語教室の運営支援、日本語指導ボランティアの研修事業への支援など（学習者121名・20ヶ国、指導者ボランティア36名） b. 生活相談業務担当者として国際交流専門員1名を配置し、必要に応じ行政、他の機関とも連携し、相談に対応 c. 通訳・翻訳の対応、コミュニティ通訳者自主勉強会などの実施、外国語による生活ガイドブック・情報マップの配布。

施策の方向3 DV加害者、被害者にならない意識啓発と相談体制の充実

施策	担当課	計画の「具体的取組み」	目標	平成30年度の取組み実績
主な施策① 女性に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくり	子育て推進課	DV防止の啓発と相談窓口の周知 コンビニやスーパーのトイレ等ヘチラシ等を配置し、DV防止のための啓発とともに、相談体制の周知を図る	早期実施	●子育て推進課窓口や女子トイレのDVリーフレット配置を継続した。
	建築課	市営住宅入居条件の優遇支援 DV被害者の市営住宅への入居に際し、単身入居を可とする等、入居条件等の優遇措置により支援する	(継続実施)	●30年度申込実績なし。入居相談等について、随時対応した。
	学校教育課	子どもへの暴力を防ぐ活動の継続 小中学校において、子どもの虐待防止に向け、早期発見、即時対応に努める。	(継続実施)	●校長会や生徒指導主事（主任）会において、虐待の早期発見、即時対応について共通理解を図るなど、教職員の意識の向上と発見した場合の対処方法について指導を行った。 ●庁内関係課や他関係機関と連携し、対応した。
	市民課	人権擁護委員の活動の支援と、国が主管する女性人権相談事業への協力を行い、広く市民へ人権に関する啓発・対応を行う	(継続実施)	●法務局の人権擁護委員が行う人権相談に対する支援（会場提供、市民への周知等）や、人権啓発活性化事業（人権の花運動、人権フォーラム）を行った。また委員の推薦においては、法務局の示す女性比率に応じて選出に配慮しており、女性の相談しやすい環境につながっているほか、法務局では女性のために特別相談日を設定し、女性が相談しやすい環境を整えた。
主な施策② 相談体制、サポート体制の整備と周知	子育て推進課	(特に設定なし)		●DV相談については、婦人相談員（母子・父子自立支援員兼務）が主として相談を受けている。 DV相談件数 49件

男女共同参画に関する市民意識調査 集計結果の概要

1. 調査実施の背景

鶴岡市男女共同参画計画の改定及び男女共同参画に資する施策の検討のため、本テーマに関する市民の意識や生活実態等の把握を目的として調査を実施した。

2. 調査の概要

対象者	鶴岡市在住者（18歳以上）
対象者数	2,000名（うち住所不明による無効4）
サンプリング方法	住民基本台帳無作為抽出（層化抽出法・比例配分法）
調査方法	アンケートによる
調査期間	令和元年11月14日～11月30日
配布・回収方法	郵送
有効回収数	653票（有効回収率32.7%）
その他	調査項目決定に係る指導及び回答集計、集計結果分析については東北公益文科大学へ業務委託

3. 調査内容（概要）

Ⅰ 男女共同参画社会について

言葉や制度の周知度【質問1】、男女の地位の平等感【質問2】、役割分担等の意見【質問3】

Ⅱ ワーク・ライフ・バランス等について

生活の中での優先度【質問4】、配偶者との役割分担【質問5】

Ⅲ 就業環境・職場環境について

勤務先の制度の状況、取得・利用状況【質問6】、育児休業を取得しなかった理由【質問7】、男性の育児休業・休暇の取得【質問8】、「とらないほうがよい」とする理由【質問9】

Ⅳ 女性活躍推進について

女性就労に必要な支援【質問11】、女性の意見や考え方の反映【質問13】

Ⅴ 学校教育について

男女平等教育に必要な取り組み【質問15】

Ⅵ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

DVについての相談相手【質問17】、相談しなかった理由【質問18】

Ⅶ LGBT等性的少数者について

セクシュアル・マイノリティの受け入れ【質問21】

Ⅷ 行政による取組について

鶴岡市としての取組【質問23】

4. 回答者の属性

(1) 性別

男性47.2% 女性52.8%

※ウェイトバック集計による補正をかけているため、(2)の回答者の割合とは一致しない。

(2) 年代

回答者の年齢構成は図表0のとおりである。なお、回答者の年齢構成と実際の鶴岡市全体の年齢構成とは差があることに留意が必要である。

図表0 回答者および鶴岡市全体の年齢構成

		回答者数	割合 (%)	鶴岡市全体 構成比 (%)
合 計		648	100.0%	100.0%
18・19歳		8	1.2%	2.1%
20 歳 代		31	4.8%	8.7%
30 歳 代		66	10.2%	11.4%
40 歳 代		87	13.4%	14.4%
50 歳 代		120	18.5%	14.7%
60 歳 代		163	25.2%	18.6%
70 歳 以上		173	26.7%	30.0%
男 性	合 計	275	42.4%	47.2%
	18・19歳	6	0.9%	1.2%
	20 歳 代	14	2.2%	4.5%
	30 歳 代	29	4.5%	5.8%
	40 歳 代	39	6.0%	7.4%
	50 歳 代	39	6.0%	7.3%
	60 歳 代	64	9.9%	9.2%
	70 歳 以上	84	13.0%	11.8%
女 性	合 計	371	57.3%	52.8%
	18・19歳	2	0.3%	1.0%
	20 歳 代	16	2.5%	4.1%
	30 歳 代	37	5.7%	5.6%
	40 歳 代	48	7.4%	7.0%
	50 歳 代	80	12.3%	7.5%
	60 歳 代	99	15.3%	9.3%
	70 歳 以上	89	13.7%	18.3%
そ の 他	合 計	2	0.3%	
	18・19歳	0	0.0%	
	20 歳 代	1	0.2%	
	30 歳 代	0	0.0%	
	40 歳 代	0	0.0%	
	50 歳 代	1	0.2%	
	60 歳 代	0	0.0%	
	70 歳 以上	0	0.0%	

令和元年9月30日現在の年齢別人口

※ウェイトバック集計の際は、鶴岡市全体の人口構成に比率を合わせるため性別と年齢の無回答者は対象外としている。

(注) ウェイトバック集計による補正を行っているため、補正後のサンプル数は四捨五入して整数表記しており、合計と誤差が生じていることを了承していただきたい。

3. 調査結果の概要

調査で設定したテーマごとに、主な集計結果と考察について記載する。

(詳細な回答者属性や集計結果については、別添資料 5を参照)。

I 男女共同参画社会について

- ・《言葉や法律の周知度》については、DV（ドメスティック・バイオレンス）、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法を「言葉も意味も知っている」とする割合が高く、イクボスでは「言葉も意味も知らない」の割合が最多となった。[質問 1]
 “言葉も意味も知っている” … DV 81.7%、育児・介護休業法 71.0%、雇用機会均等法 65.9%、DV 防止法 59.0%

“言葉も意味も知らない” … イクボス 52.3%、ワーク・ライフ・バランス 32.6%

いずれも年齢による周知度の差がみられたが、とくに DV ならびにイクボスにおいて顕著であった（カイ二乗検定 1%水準で有意）。[質問 1]

DV “言葉も意味も知っている” … 18~39 歳 95.1%、40~64 歳 90.5%、65 歳以上 66.5%

イクボス “言葉も意味も知っている” … 18~39 歳 16.8%、40~64 歳 33.5%、65 歳以上 22.4%

- ・《男女の地位の平等感》については、学校教育や社会活動、法律・制度では「平等」とする割合が最も高く、家庭生活や職場、政治の場等では「どちらかといえは男性が優遇されている」の割合が最多となった。[質問 2]

“平等” … 学校教育の場 64.3%、社会活動の場 35.1%、法律や制度の上 37.0%

“どちらかといえは男性が優遇” … 家庭生活 37.6%、職場 39.8%、政治の場 36.1%

“男性が優遇” … 政治の場 34.1%

「どちらかといえは男性が優遇されている」と「男性が優遇されている」を合計すると（以下、「男性優遇」という）、政治の場が 7 割を超えて最多であり、社会通念・しきたりが 7 割弱で続いている。職場、就職活動の場でも、これらの合計が「平等」を上回る割合である。他方、「どちらかといえは女性が優遇されている」と「女性が優遇されている」の合計は最多でも、家庭の 1 割強にとどまっている。[質問 2]

“どちらかといえは男性が優遇” + “男性が優遇” … 職場 53.7%、就職活動の場 43.4%、政治の場 70.2%、法律や制度の上 36.9%、社会通念・しきたり 69.4%

“どちらかといえは女性が優遇” + “女性が優遇” … 家庭生活 11.8%、職場 9.5%

性別、年齢別にみると、多くの分野で有意な差がみられた（カイ二乗検定 1%水準）。とくに、「平等」の割合は最多であった学校教育では、「平等」とする割合は、女性より男性が高く、若い世代ほど高かった。一方、「男性優遇」が最多であった政治の場では、男性より女性の「男性優遇」の割合が高かった。総じてどの分野でも、男性より女性が「男性優遇」と回答する割合が高い。[質問 2]

男女の地位の平等感は、学校教育の場や社会活動の場では比較的高くなっているが、男性優遇と感じている人は、とくに政治の場、社会通念・しきたりにおいて多くなっており、しかも男女差があることに配慮して、平等感を高めていく取り組みが必要である。

- ・《役割分担等の意見》については、「⑥男性も家事・育児を行うことは当然」や「⑧妻が勤めていれば、夫（パートナー）も家事を分担すべき」という意見に対して、あてはまる（+どちらかといえばあてはまる）とした回答が最多となり、「①男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」や「⑨女性は結婚したら家事・育児に専念すべき」という意見に対しては、あてはまらない（+どちらかといえばあてはまらない）とした回答が最も多くなった。【質問 3】
 - “あてはまる” … 男性も家事・育児を行うことは当然 49.1%、妻が勤めていれば夫（パートナー）も家事・育児を分担すべき 54.8%
 - “あてはまらない” … 男性は外で働き、女性は家庭を守るべき 41.5%、女性は結婚したら、家事・育児に専念すべき 48.0%
 - “あてはまる”+“どちらかといえばあてはまる” … 男性も家事・育児を行うことは当然 86.9%、妻が勤めていれば夫（パートナー）も家事・育児を分担すべき 91.3%
 - “あてはまらない”+“どちらかといえばあてはまらない” … 男性は外で働き、女性は家庭を守るべき 69.5%、女性は結婚したら、家事・育児に専念すべき 85.0%
- ・性別でみると、⑥および⑧の家事・育児分担に関する意見については、男性より女性のほうが肯定する割合が高かった（⑥はカイ二乗検定 5%水準、⑧は同 1%水準で有意）。また、性別で顕著な差がみられたのは、「⑫男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたほうがよい」で、肯定する回答は男性 6 割に対して女性は 4 割にとどまった。この質問を年齢別でみると、若い人ほど肯定する回答が少なかった（⑩性別、年齢別ともカイ二乗検定 1%水準で有意）。同様に、以下の意見について肯定する回答は、若年層ほど少ない傾向であった（同 1%水準で有意）。すなわち、「①で男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」「②子どもが 3 歳くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念すべきだ」「④公的に（国や地域や社会など）重要な決定をする仕事は、女性より男性に適している」「⑤家事や育児には、男性より女性が適している」「⑨女性は結婚したら、家事・育児に専念すべきである」「⑭地域活動には積極的に参加していきたい」である。【質問 3】

男性の家事・育児の分担に肯定的な意見の割合が高く、固定的な性別役割分担に否定的な人の割合も高くなっている。若年層ほどその傾向が強いことが明らかになった。しかし現実の男性の家事・育児の時間は短く（6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は 1 日当たり 83 分、総務省「社会生活基本調査」2016 年）、上でみられたような意識が実際の行動に結びつくような働きかけや取り組みが必要である。

II ワーク・ライフ・バランス等について

- ・《生活の中での優先度》では、「仕事と家庭生活をともに優先したい」という回答が最多で、次に「家庭生活と個人の生活をともに優先したい」が多かった。性別でみると、前者はやや男性の回答割合が高く、後者は女性の回答割合が高かった（カイ二乗検定 1%で有意）。【質問 4】

“生活の中での優先度について、希望に一番近いもの” …「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 23.1%、「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先したい 19.1%

- ・《配偶者との役割分担（既婚者のみ）》では、仕事における理想は「夫婦が共に担う」が最多である一方、現状は「夫婦が共に担い夫が中心になる」が最多であり、家事・育児・介護の理想も「夫婦が共に担う」が最多で、現状は「夫婦が共に担い妻が中心になる」であった。地域活動は理想も現状も「夫婦が共に担う」が最多であった。[質問 5]

“仕事／(1)現状” … 夫婦が共に担う 33.8%、夫婦が共に担い夫が中心になる 39.3%

“仕事／(2)理想” … 夫婦が共に担う 47.0%、夫婦が共に担い夫が中心になる 35.6%

“家事・育児・介護／(1)現状” … 夫婦が共に担う 21.1%、夫婦が共に担い妻が中心になる 47.4%

“家事・育児・介護／(2)理想” … 夫婦が共に担う 53.2%、夫婦が共に担い妻が中心になる 32.9%

仕事、家事・育児・介護、地域活動のいずれも理想を「夫婦が共に担う」という意識は一定程度浸透しているものの、現状では仕事は夫が中心になり、家事・育児・介護は妻に中心になるという「性別役割分担」が根強く、その変革が求められる。

III 就業環境・職場環境について

- ・《勤め先での各種制度の利用状況》では、有給の時間休や定時退勤日は利用ありが多数を占める一方、育児休業の取得の有無では「取得する機会があったが取得しなかった」が「取得した」をわずかに上回った。介護休業・休暇等は、機会があれば利用したいとする回答が多かった。[質問 6]

“取得した” … 有給の時間休 50.5%、定時退勤日・ノー残業デー 38.5%

“機会があれば取得したい” … 介護休業 23.7%、子ども看護休暇 14.4%、介護休暇 24.7%

育児休業 … “取得した” 10.1%、”取得する機会があったが取得しなかった” 11.3%

年齢別にみると、若年層ほど育児休業を「取得した」「機会があれば取得したい」という回答が多かった（カイ二乗検定 1%水準で有意）。

18歳～39歳 … “取得した” 18.0%、“機会があれば取得したい” 25.2%

- ・育児休業を取得しなかった理由では、「家族や保育所など育児の担い手がいた」や「自分にしかできない仕事・担当している仕事があった」、「取得しづらい職場の雰囲気」とした回答が上位となった。[質問 7]

家族や保育所など、自分以外に育児の担い手がいたから 31.4%、自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから 29.2%、職場が取得しづらい雰囲気だから 28.5%

- ・男性が育児休業や介護休業等を取得することについては、「どちらかといえばとった方がよい」が最多の回答となった。とらない方がよいとした理由では、「男性より女性をとるべき」や「経済的に苦しくなる」、「職場の理解が得られない」が上位となった。[問 8、9]

男性の育児休業や介護休業等の取得 … どちらかといえばとった方がよい 34.8%、とった方がよい 30.9%

とらない方がよいと考える理由 … 男性より女性をとるべきである 46.7%、経済的に苦しくなる 42.3%、職場の理解が得られない 35.2%

男性の育児休業について「とったほうがよい」「どちらかといえばとった方がよ

い」という回答の合計は 6 割 5 分超であり、意識の面では浸透してきたといえる。他方、とらない方がよいと考える理由の最多は「男性より女性がとるべきである」であり、男性が育児休業をとるメリット（本人、パートナー、子ども）を積極的に伝え、取得経験者の存在の見える化（ロールモデル）を図ることが必要である。

IV 女性活躍推進について

《女性の就労に必要な支援》については、「保育・介護の施設やサービス」や「取得しやすい育児・介護休業制度」、「パートタイム等の雇用の安定」「賃金の引上げ」とする回答が多かった。[質問 11]

保育・介護のための施設やサービス 69.1%、男女ともに取得しやすい育児・介護休暇制度の啓発・促進 64.4%、パートタイム・派遣労働などの雇用の安定や労働条件の整備 55.4%、賃金の引上げ 53.3%

施設・サービスのニーズが上位に挙がっているが、男性の育児・介護参加の増加（育児・介護休業の取得の増加も含めて）により、そのニーズを減らしていく方策も有効ではないか。このことも含めて、労働条件整備、賃金の引上げ（とくに男女格差の是正、パートの均等待遇）等の企業への働きかけが必要である。

- ・女性の意見や考え方が反映されているかについては、町内会等や職場、PTA などでは「ある程度反映されている」が多数となり、政治については「あまり反映されていない」が最多となった。[問 13]

“ある程度反映されている” … 町内会等の自治会 39.8%、職場 41.8%、PTA、保護者会 44.7%、
県や市町村の施策 31.8%

“あまり反映されていない” … 政治 29.4%

- ・性別でみると、女性より男性のほうが「十分」「ある程度」反映されているという回答の割合が高い傾向にある（自治会はカイ二乗検定 1%水準で有意、政治および県や市町村の施策はどちらも同 5%水準で有意）。

V 学校教育について

- ・《学校教育で必要となる取組》については、「性別にとらわれず本人の個性や能力を生かす教育」が最多となり、「男女の違いを認める性の教育の充実」や「日常の学校生活の中で平等意識を養う」、「生活と仕事のバランスを考えられるような教育」が上位となった。[質問 15]

性別にとらわれず、本人の個性や能力を生かす教育の充実 73.0%、日常の学校生活のなかで男女平等意識を養うような教育の充実 42.4%、男女ともに生活と仕事のバランスを考えられるような教育の充実 42.2%、男女の違いを認め、豊かな人間関係づくりに関する性の教育の充実 42.2%

この結果を教育委員会、学校現場へフィードバックして、課題を共有することが大切である。

VI DV（ドメスティック・バイオレンス）について

- ・《ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）をされた場合の相談相手》につい

ては、「相談しなかった」が最多となり、次いで家族・親戚が多かったが、行政の相談機関や警察署の利用は少なかった。相談しなかった理由については、「相談するほどのことではない」が最多となり、「自分ががまんすればやっていける」や「相談しても無駄」との回答が上位となった。[質問 17、18]

DVに関して相談した相手 … だれ（どこ）にも相談しなかった 34.6%、家族、親戚 34.7%、行政等の相談機関 5.3%、警察署 1.9%

相談しなかった理由 … 相談するほどのことではないと思ったから 54.3%、自分にも悪いところがあると思ったから 37.7%、自分さえがまんすればなんとかこのままやっていけると思ったから 36.0%、相談しても無駄だと思ったから 31.9%

相談しやすい態勢づくり、相談窓口のさらなる周知が求められる。

VII LGBT 等性的少数者について

- ・《身近な人からセクシュアル・マイノリティだと打ち明けられた場合》、「受け入れられる」対象だとする割合が高かったのは職場の同僚や隣近所の人で、家族や親せき、友人については「すぐには判断できない」とする割合が最も高かった。

[質問 21]

“受け入れられる” … 職場の同僚・同じ学校の人 41.0%、隣近所の人 41.2%、友人 38.5%

“すぐには判断できない” … 両親 50.2%、兄弟姉妹 47.6%、配偶者 46.5%、子ども 52.2%、友人 38.6%、親戚（両親・兄弟姉妹・配偶者・子ども以外）41.9%

性別では有意差はみられなかった。年齢別では、若年層ほど「受け入れられる」という回答が多かった（カイ二乗検定 1%水準で有意）。

18歳～39歳 “受け入れられる” … 職場の同僚・同じ学校の人 76.4%、友人 74.8%、隣近所の人 73.9%、親戚（両親・兄弟姉妹・配偶者・子ども以外）67.1%、兄弟姉妹 51.7%、配偶者 32.6%、子ども 49.0%、両親 37.1%

身近な家族ほど受け入れにくい傾向にあり、全体として「受け入れられる」という回答の割合は低いものの、若年層ほど高い。LGBTに関する情報・知識を伝えていくこと、学校教育のなかで性的マイノリティに関する具体的な取り組みが必要である。

VIII 行政による取組について

- ・《鶴岡市が進めるとよいと考える取組》については、「育児・保育・介護サービスの充実」、「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「子育てや介護による離職者の再就職支援」、「平等意識を育てる学校教育の充実」の順に回答割合が高かった。

[質問 23]

育児・保育・介護サービスの充実 64.1%、子どもを産み育てやすい環境づくり（助成制度、産科医の充実等）の促進 62.5%、子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職の支援 59.4%、子どものときから、学校で平等意識を育てる教育の充実 52.1%

サービスの充実という要望については、前述のとおり、まず男性の家事・育児・介護参加の促進（育児・介護休業取得の勧め）に取り組むことがよいのではないか。子どもを産み育てやすいまちづくりの意識喚起や働きかけが重要になるろう。また、女性の再就職支援の取り組みの充実が求められている。

鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査 回答集計

あなたご自身のことについて伺います。

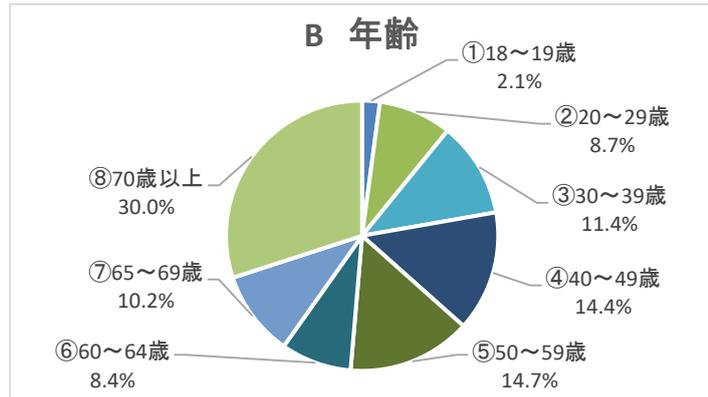
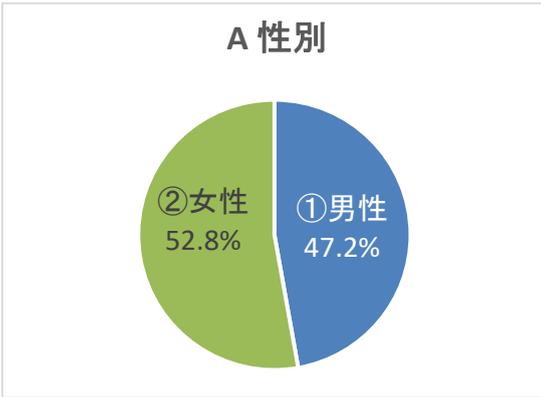
(単位:%)

A 性別 N=646

①男性	②女性	全体
47.2	52.8	100.0

B 年齢 (2019年11月6日時点) N=646

①18~19歳	②20~29歳	③30~39歳	④40~49歳	⑤50~59歳	⑥60~64歳	⑦65~69歳	⑧70歳以上	全体
2.1	8.7	11.4	14.4	14.7	8.4	10.2	30.0	100.0



C 現在居住している地区 N=646

①第一学区	②第二学区	③第三学区	④第四学区	⑤第五学区	⑥第六学区	⑦斎	⑧黄金	⑨湯田川	⑩大泉
8.1	6.7	10.7	7.6	5.7	10.9	1.7	2.0	0.3	2.1
⑪京田	⑫栄	⑬田川	⑭上郷	⑮三瀬	⑯小堅	⑰由良	⑱加茂	⑲湯野浜	⑳大山
1.5	1.0	0.7	1.8	1.6	0.5	1.2	0.6	2.0	3.7
㉑西郷	㉒藤島地区	㉓羽黒地区	㉔櫛引地区	㉕朝日地区	㉖温海地区	DK/NA	全体		
3.0	6.7	5.0	5.1	2.6	6.9	0.4	100.0		

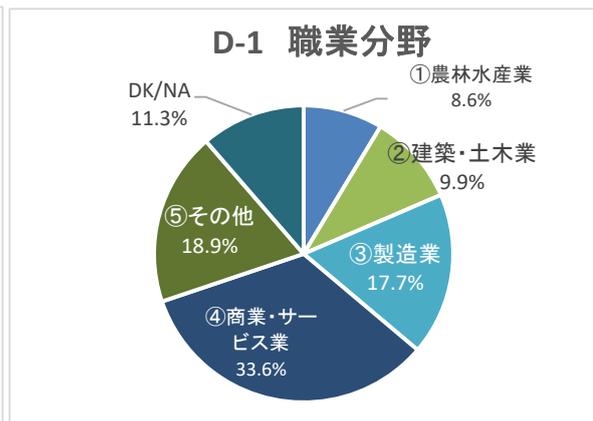
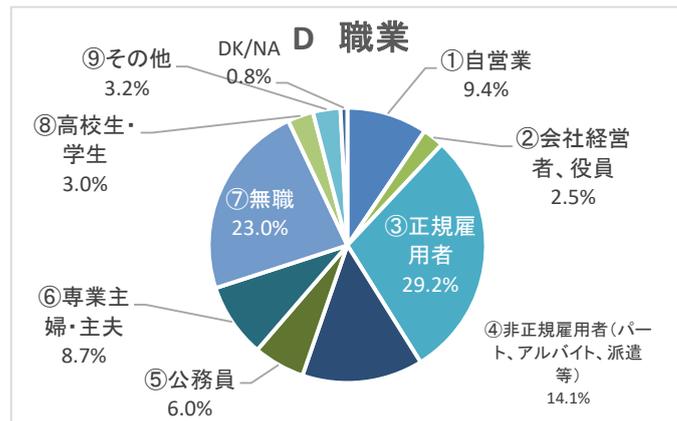
D 職業 N=646

①自営業	②会社経営者、役員	③正規雇用者	④非正規雇用者(パート、アルバイト、派遣等)	⑤公務員	⑥専業主婦・主夫	⑦無職	⑧高校生・学生	⑨その他	DK/NA	全体
9.4	2.5	29.2	14.1	6.0	8.7	23.0	3.0	3.2	0.8	100.0

D-1 (上記で①~④を選んだ方へ)職業の分野はなんですか

N=360

①農林水産業	②建築・土木業	③製造業	④商業・サービス業	⑤その他	DK/NA	全体
8.6	9.9	17.7	33.6	18.9	11.3	100.0



E 婚姻関係の有無 N=646

①未婚	②既婚(配偶者あり)	③既婚(離別、死別)	DK/NA	全体
20.3	64.2	14.5	0.9	100.0

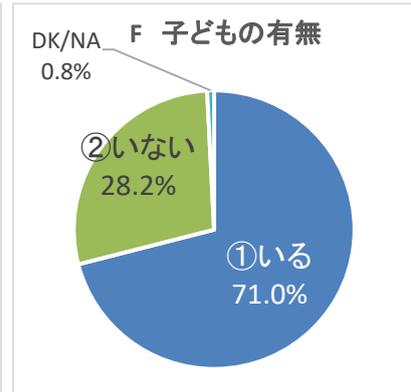
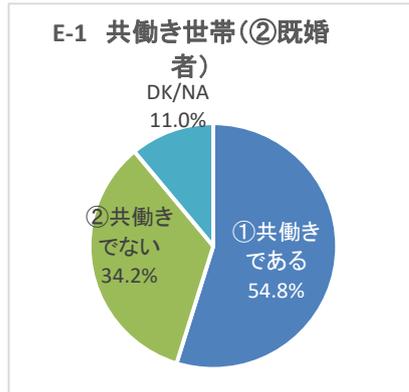
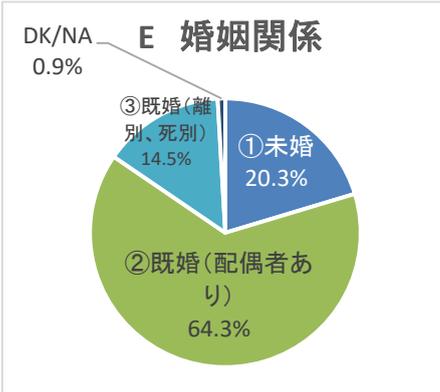
E-1 (上記で②を選んだ方へ) 共働き(内職を含む)ですか？

N=415

①共働きである	②共働きでない	DK/NA	全体
54.8	34.2	11.0	100.0

F お子さんの有無 N=646

①いる	②いない	DK/NA	全体
71.0	28.2	0.8	100.0



F-1 (上記で①を選んだ方へ) お子さんの就学段階とその人数

N=459

	①小学校入学前	②小学生	③中学生	④高校生	⑤大学生、大学院生、短大生、専門学校生	⑥社会人	⑦その他	人数別合計
1人	7.8	10.0	6.3	8.1	5.2	13.8	1.9	53.1
2人	3.8	4.1	1.0	2.2	0.3	33.0	1.7	46.1
3人	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	17.7	0.1	18.3
4人以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.7

G 介護を必要とする方との同居の有無

N=646

①同居している	②同居していない	DK/NA	全体
16.4	80.9	2.7	100.0

H 世帯の構成

N=646

①ひとり暮らし	②1世代(夫婦・パートナーのみ、兄弟姉妹のみ)	③2世代(親子)	④3世代(親と子と孫)	⑤その他
10.1	21.8	38.9	24.7	3.6
DK/NA	全体			
0.9	100.0			

I 出身地

N=646

①鶴岡市内	②庄内地域(鶴岡市除く)	③山形県内(庄内地域除く)	④山形県以外	DK/NA	全体
76.0	13.2	4.2	6.6	0.1	100.0

J 市外での居住経験

N=646

①鶴岡市以外に住んだことはない	②鶴岡市以外の山形県内に住んだ経験がある	③山形県外に住んだことがある	④鶴岡市以外の山形県内、山形県外の両方に住んだ経験がある	DK/NA	全体
40.2	11.6	36.3	10.6	1.2	100.0

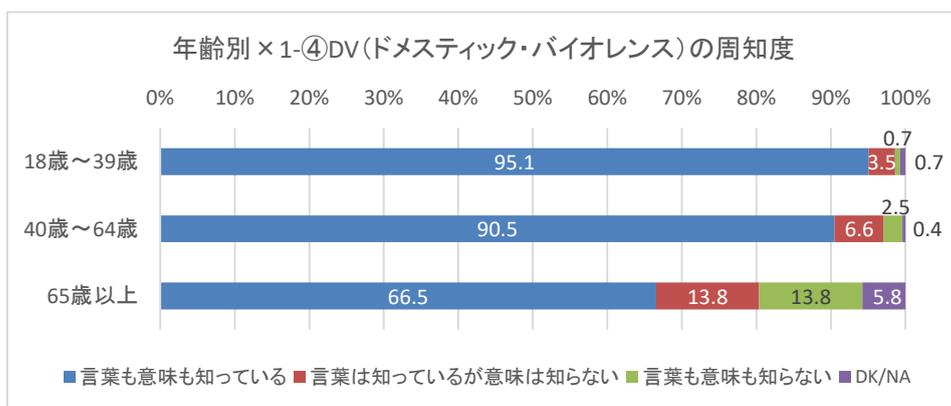
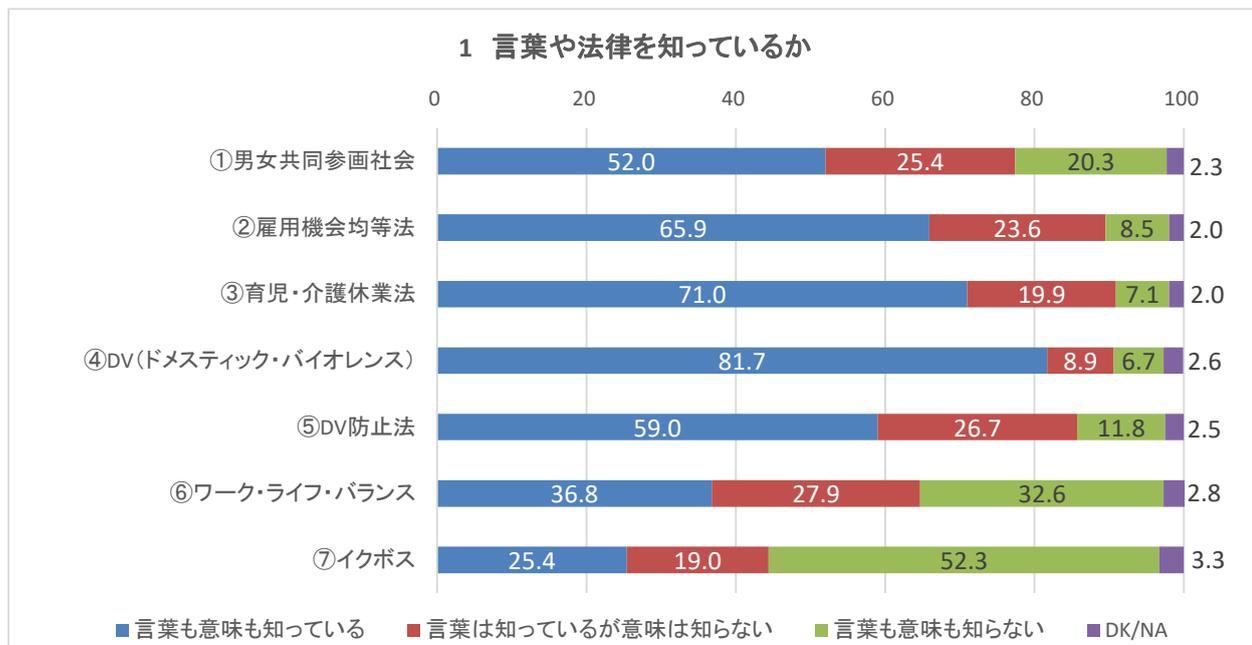
男女共同参画社会について

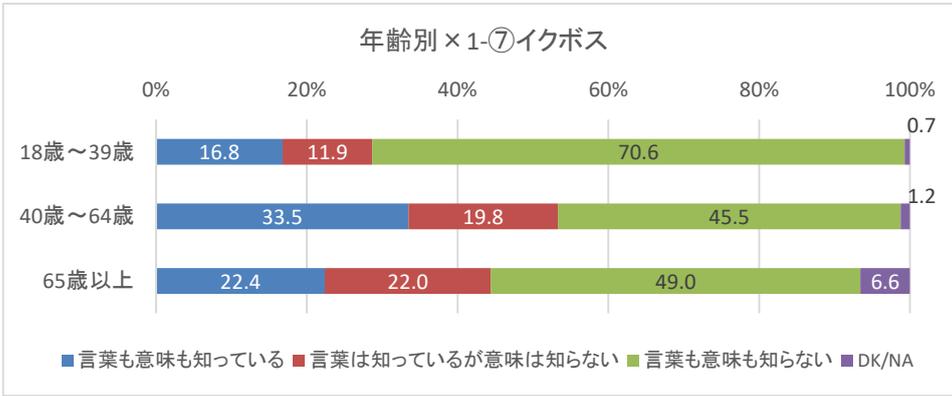
(単位:%)

1 次にあげる言葉や法律を知っていますか。(それぞれに1つ〇)

N=646

	言葉も意味も知っている	言葉は知っているが意味は知らない	言葉も意味も知らない	DK/NA	全体
①男女共同参画社会	52.0	25.4	20.3	2.3	100.0
②雇用機会均等法	65.9	23.6	8.5	2.0	100.0
③育児・介護休業法	71.0	19.9	7.1	2.0	100.0
④DV(ドメスティック・バイオレンス)	81.7	8.9	6.7	2.6	100.0
⑤DV防止法	59.0	26.7	11.8	2.5	100.0
⑥ワーク・ライフ・バランス	36.8	27.9	32.6	2.8	100.0
⑦イクボス	25.4	19.0	52.3	3.3	100.0

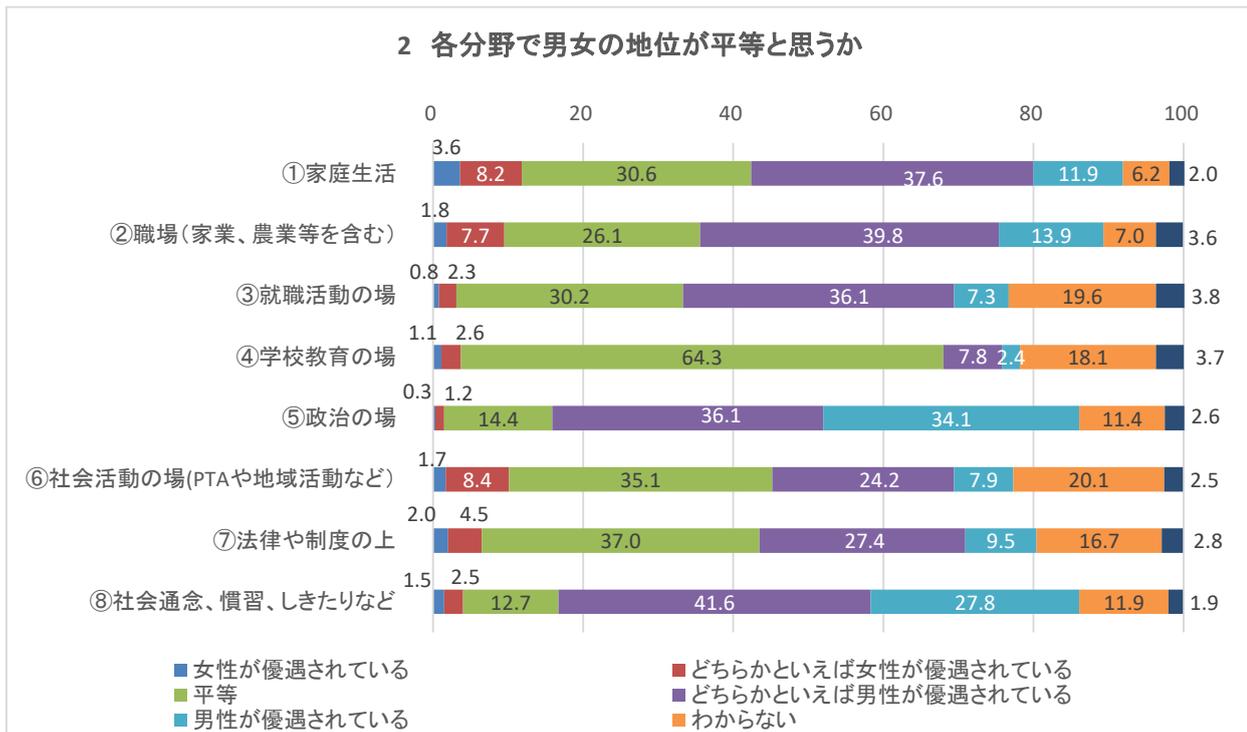


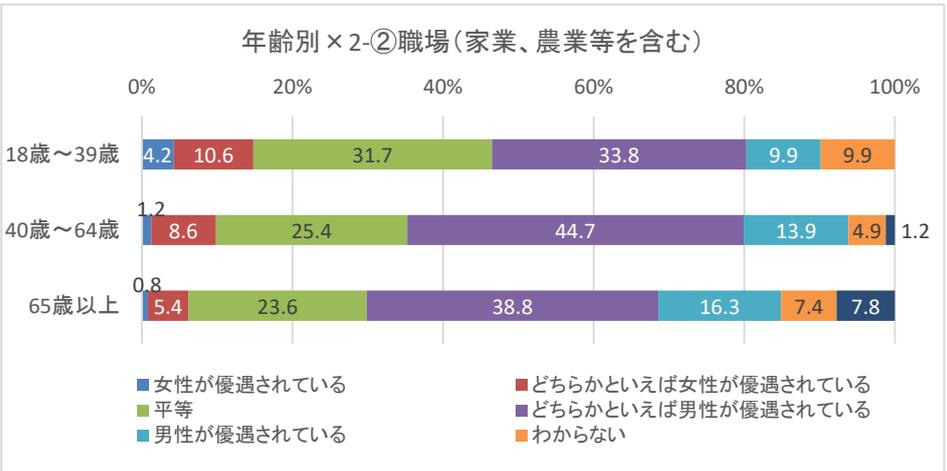
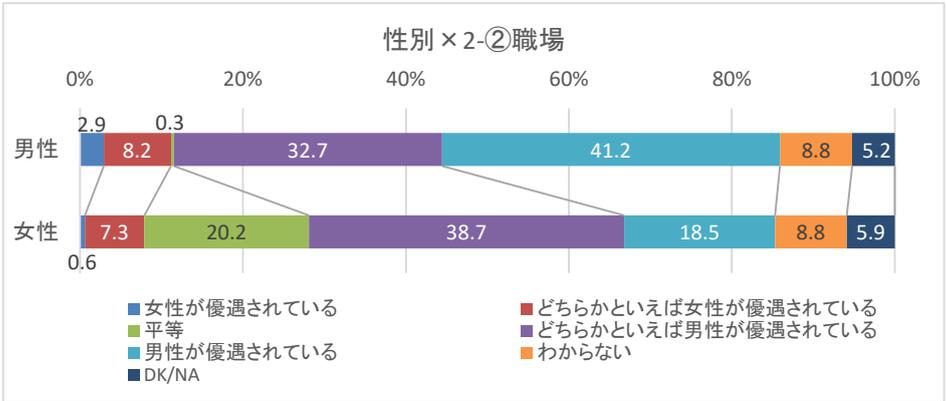
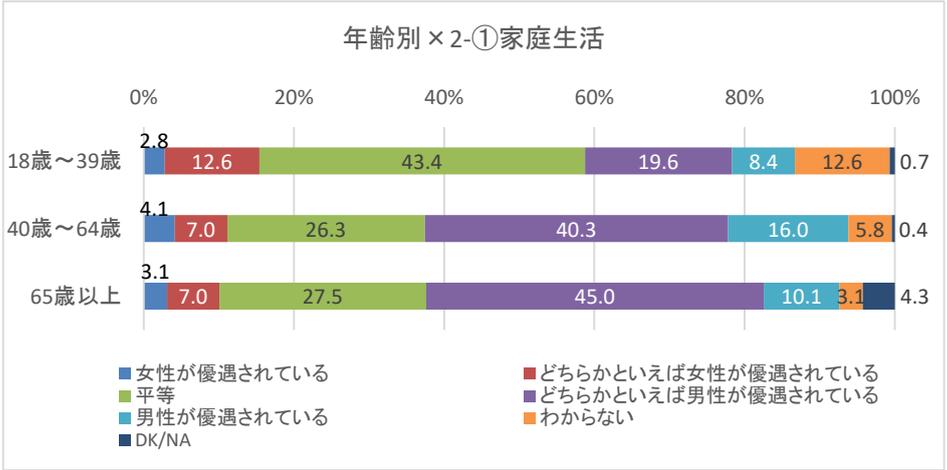
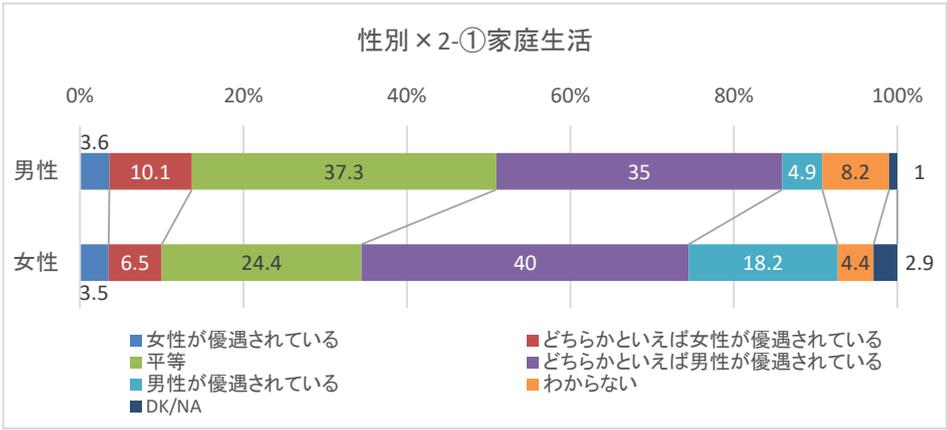


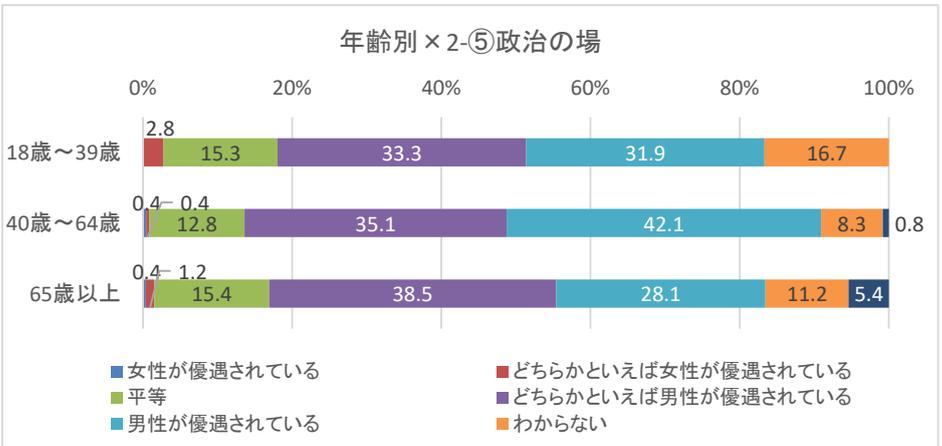
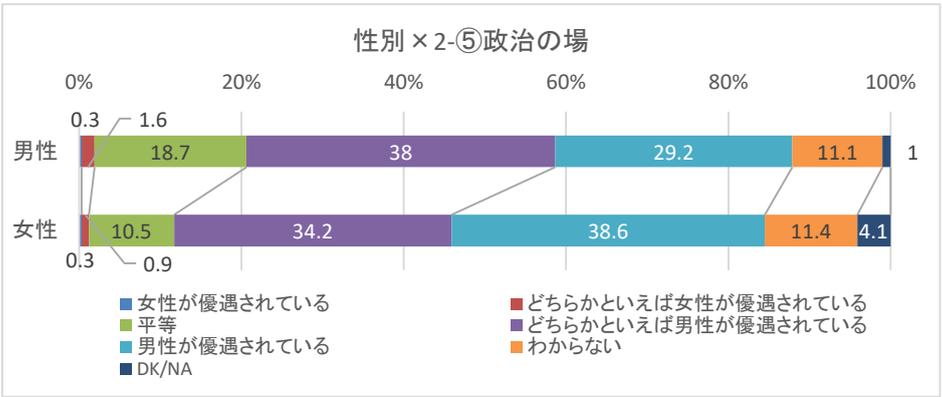
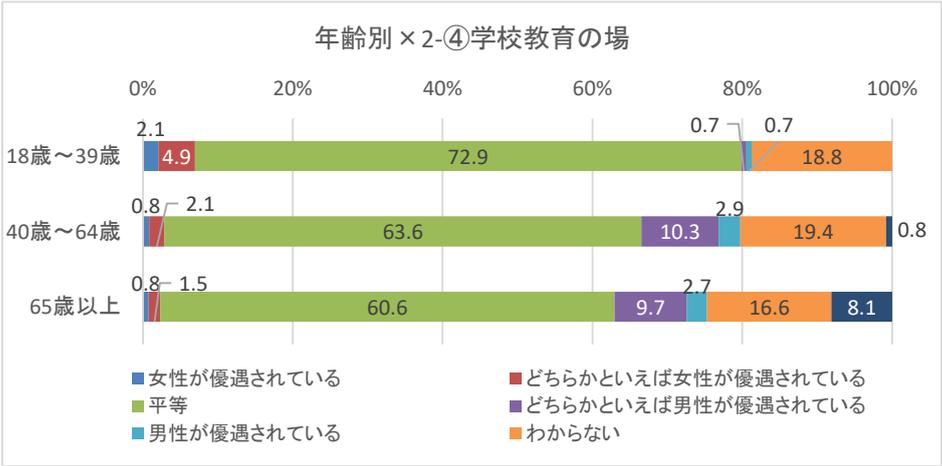
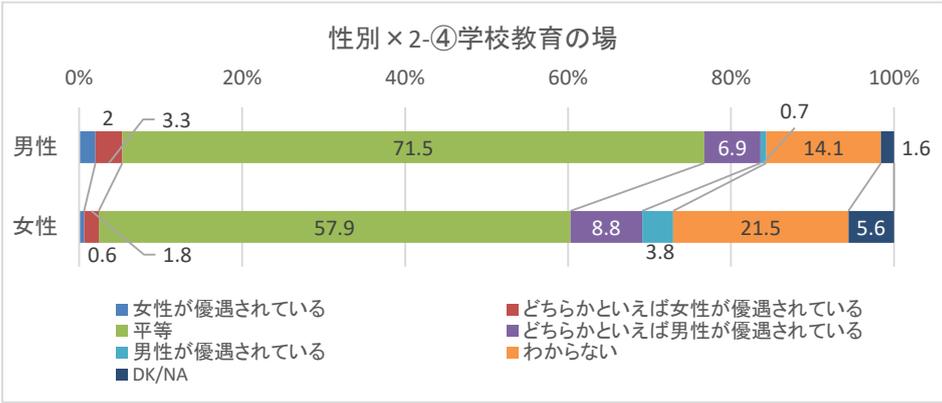
2 次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
 あなたのお気持ちに一番近いものを選んでください。(それぞれ1つに○)

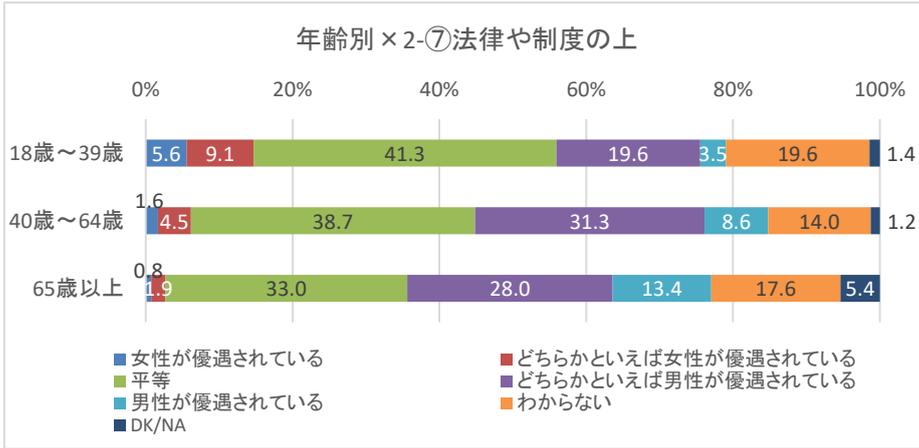
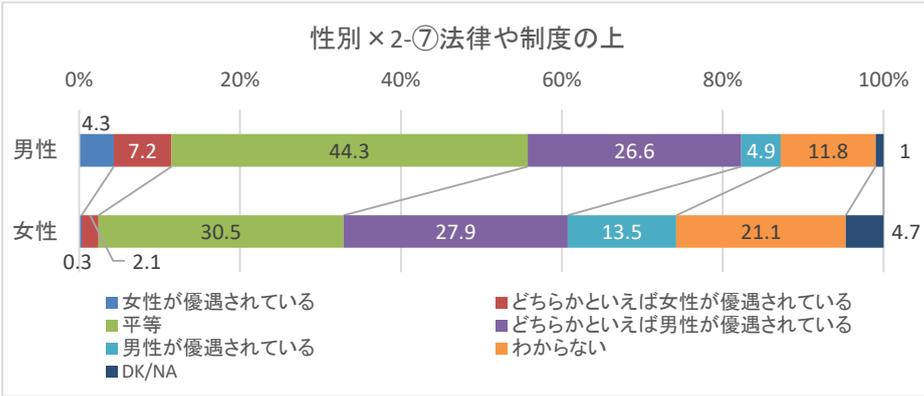
N=646

	女性が優遇されている	どちらかといえば女性が優遇されている	平等	どちらかといえば男性が優遇されている	男性が優遇されている	わからない	DK/NA	全体
①家庭生活	3.6	8.2	30.6	37.6	11.9	6.2	2.0	100.0
②職場(家業、農業等を含む)	1.8	7.7	26.1	39.8	13.9	7.0	3.6	100.0
③就職活動の場	0.8	2.3	30.2	36.1	7.3	19.6	3.8	100.0
④学校教育の場	1.1	2.6	64.3	7.8	2.4	18.1	3.7	100.0
⑤政治の場	0.3	1.2	14.4	36.1	34.1	11.4	2.6	100.0
⑥社会活動の場(PTAや地域活動など)	1.7	8.4	35.1	24.2	7.9	20.1	2.5	100.0
⑦法律や制度の上	2.0	4.5	37.0	27.4	9.5	16.7	2.8	100.0
⑧社会通念、慣習、しきたりなど	1.5	2.5	12.7	41.6	27.8	11.9	1.9	100.0







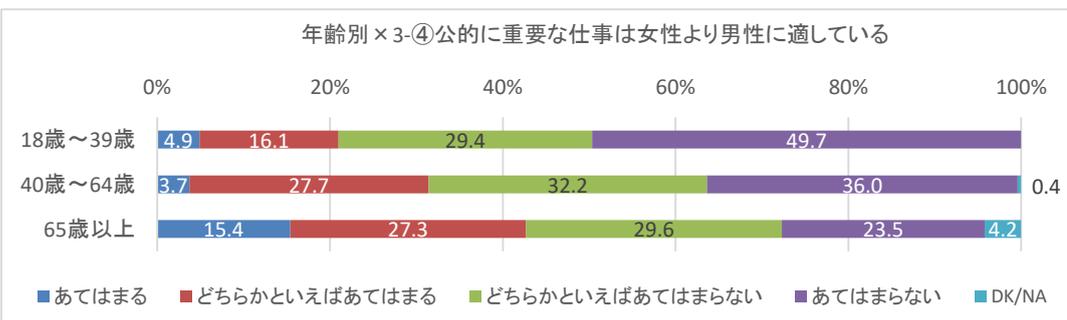
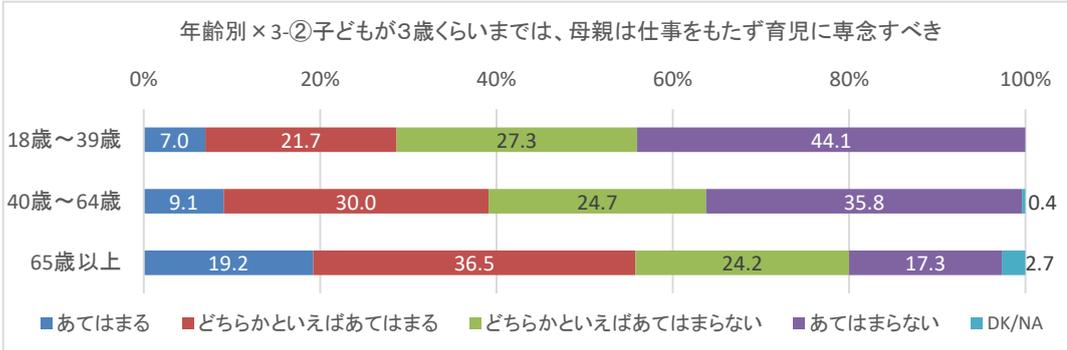
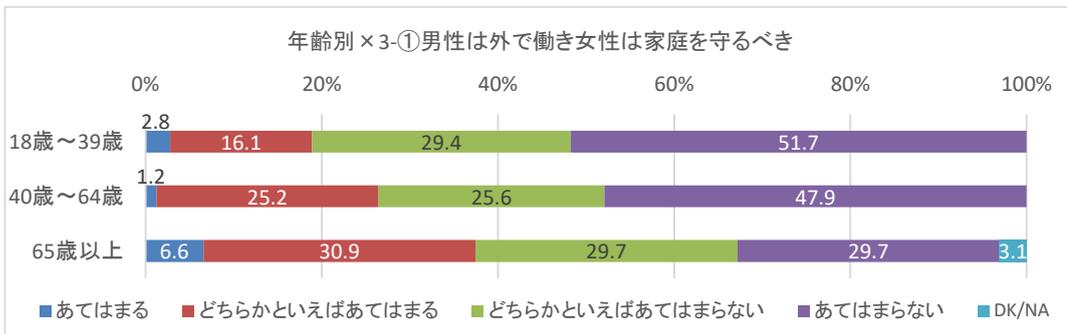
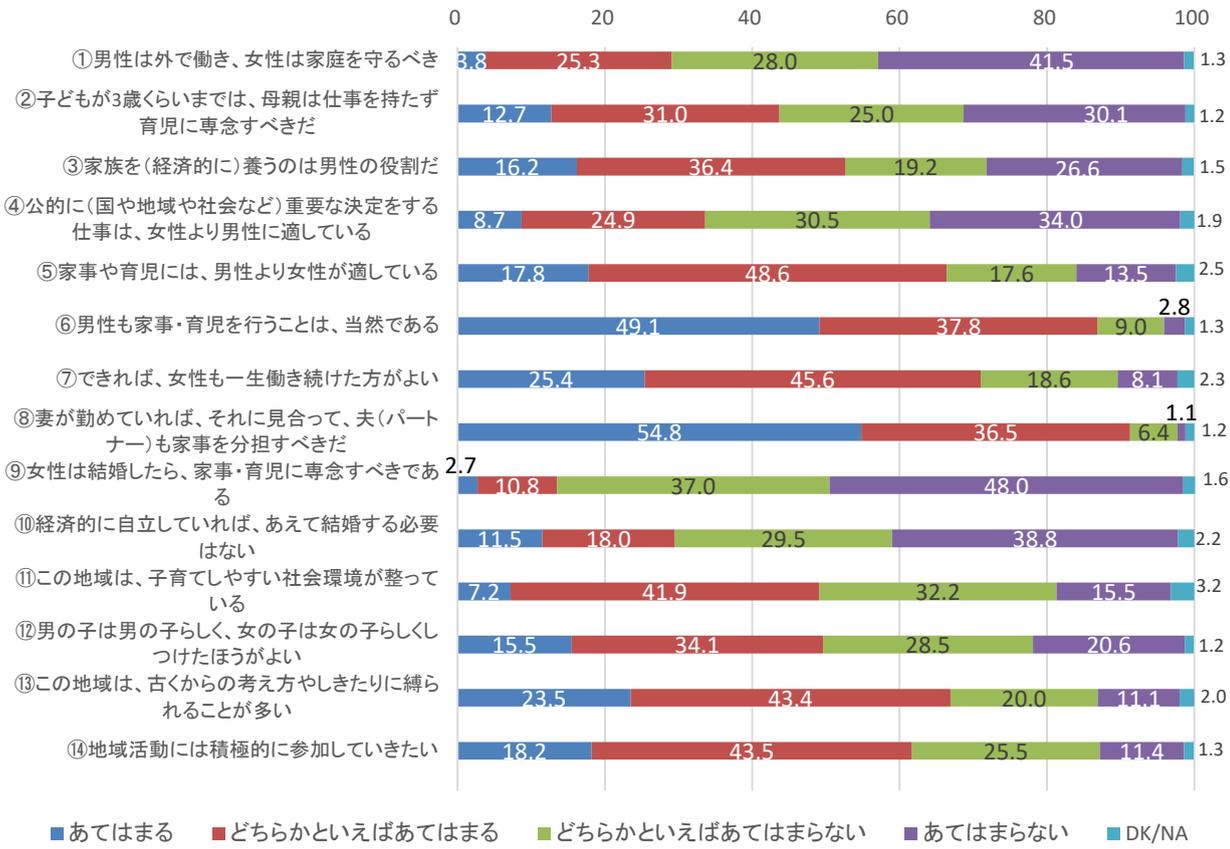


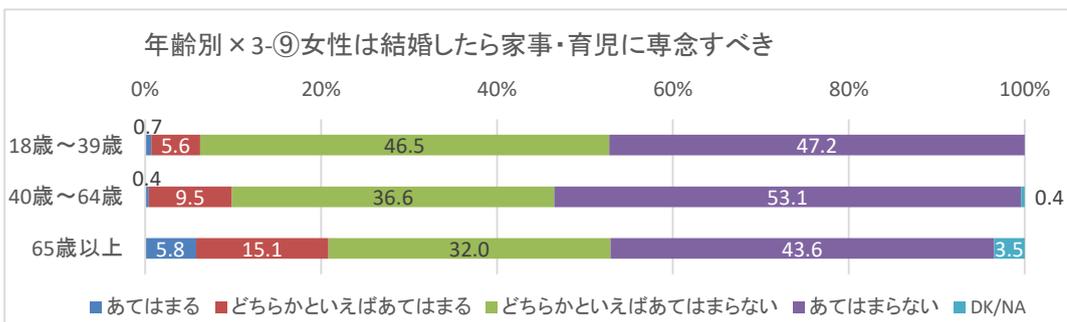
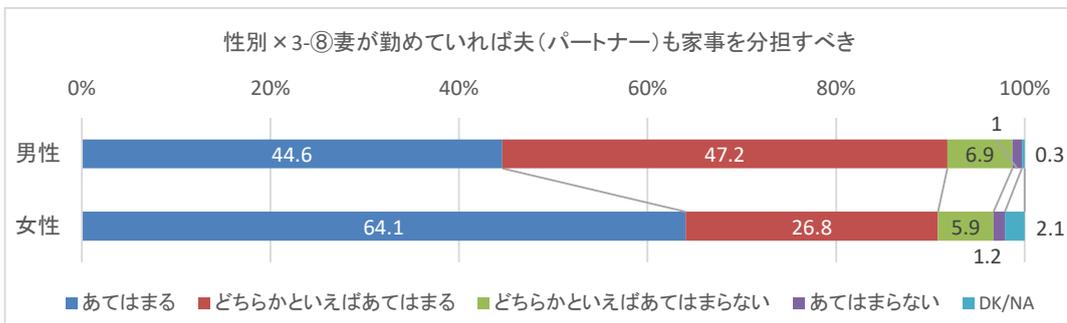
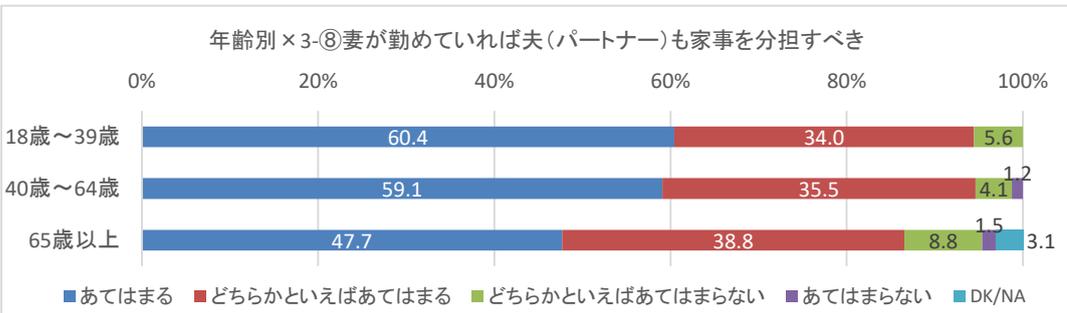
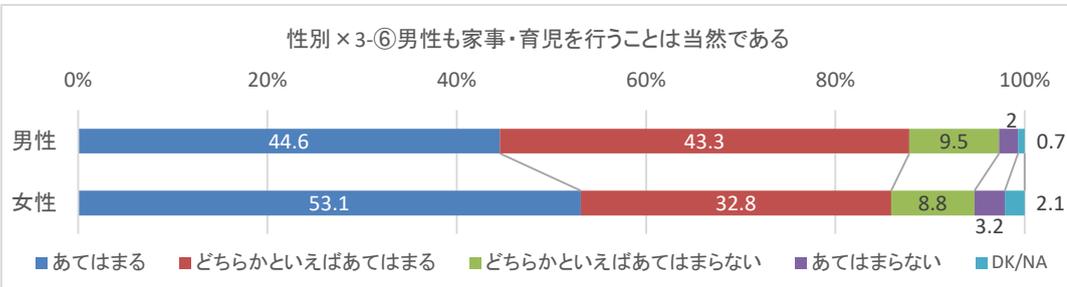
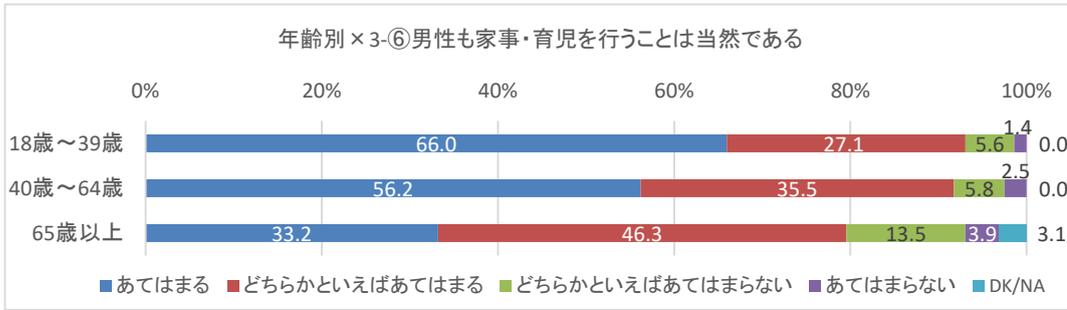
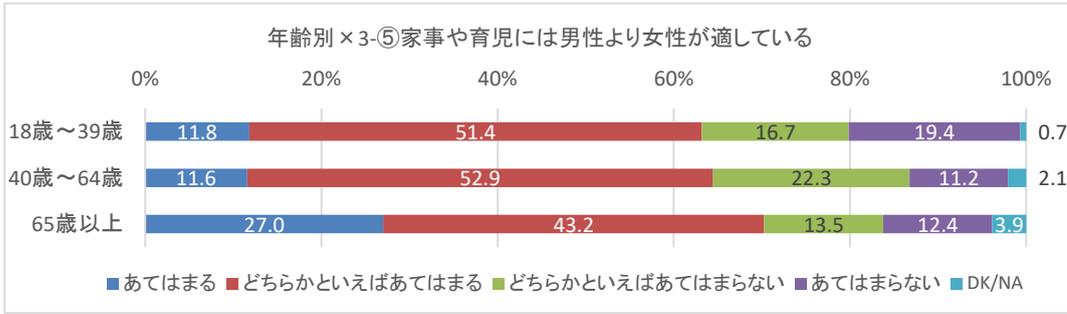
3 次のような意見に対してどのように思いますか。
 あなたのお気持ちに一番近いものを選んでください。(それぞれ1つに○)

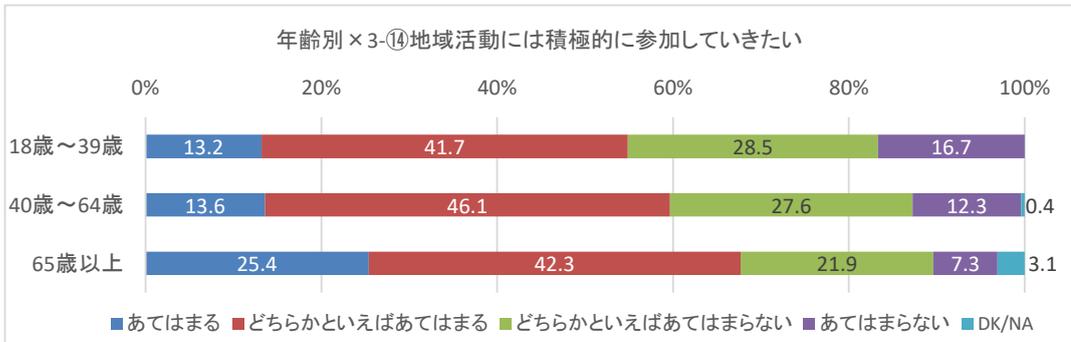
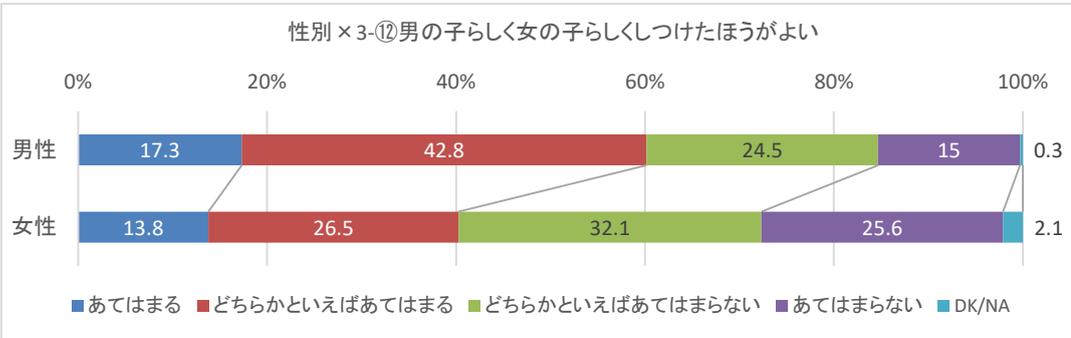
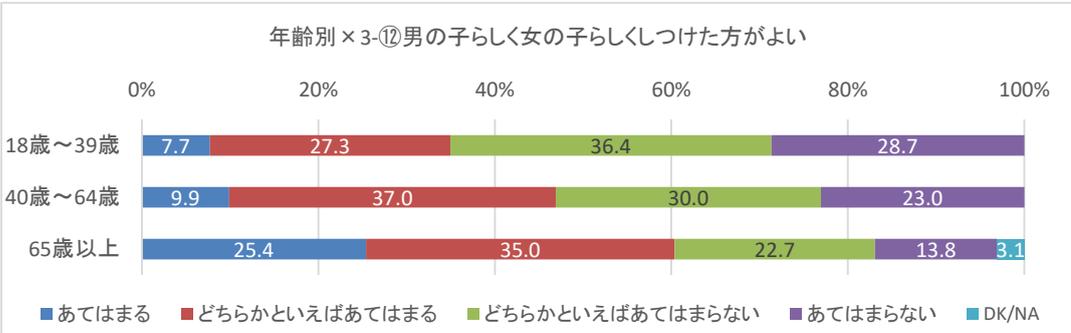
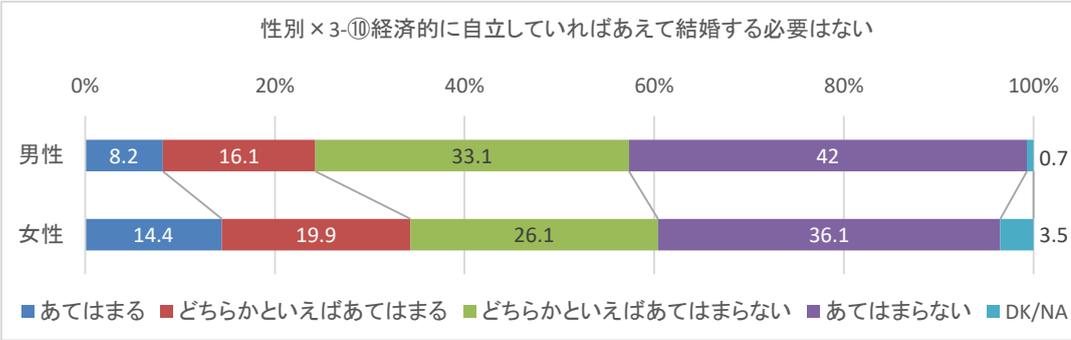
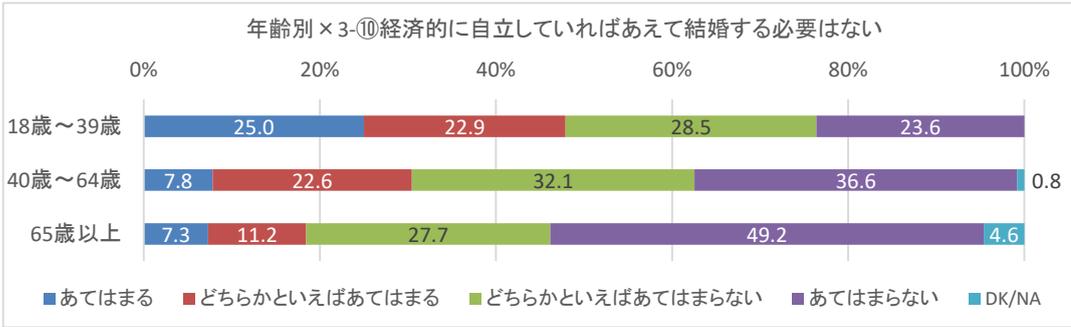
N=646

	あてはまる	どちらかとい えばあて はまる	どちらかとい えばあて はまらない	あてはまら ない	DK/NA	全体
①男性は外で働き、女性は家庭を守るべき	3.8	25.3	28.0	41.5	1.3	100.0
②子どもが3歳くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念すべきだ	12.7	31.0	25.0	30.1	1.2	100.0
③家族を(経済的に)養うのは男性の役割だ	16.2	36.4	19.2	26.6	1.5	100.0
④公的に(国や地域や社会など)重要な決定をする仕事は、女性より男性に適している	8.7	24.9	30.5	34.0	1.9	100.0
⑤家事や育児には、男性より女性が適している	17.8	48.6	17.6	13.5	2.5	100.0
⑥男性も家事・育児を行うことは、当然である	49.1	37.8	9.0	2.8	1.3	100.0
⑦できれば、女性も一生働き続けた方がよい	25.4	45.6	18.6	8.1	2.3	100.0
⑧妻が勤めていれば、それに見合っ、夫(パートナー)も家事を分担すべきだ	54.8	36.5	6.4	1.1	1.2	100.0
⑨女性は結婚したら、家事・育児に専念すべきである	2.7	10.8	37.0	48.0	1.6	100.0
⑩経済的に自立していれば、あえて結婚する必要はない	11.5	18.0	29.5	38.8	2.2	100.0
⑪この地域は、子育てしやすい社会環境が整っている	7.2	41.9	32.2	15.5	3.2	100.0
⑫男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくつけたほうがよい	15.5	34.1	28.5	20.6	1.2	100.0
⑬この地域は、古くからの考え方やしきたりに縛られることが多い	23.5	43.4	20.0	11.1	2.0	100.0
⑭地域活動には積極的に参加していきたい	18.2	43.5	25.5	11.4	1.3	100.0

3 次のような意見にどう思うか



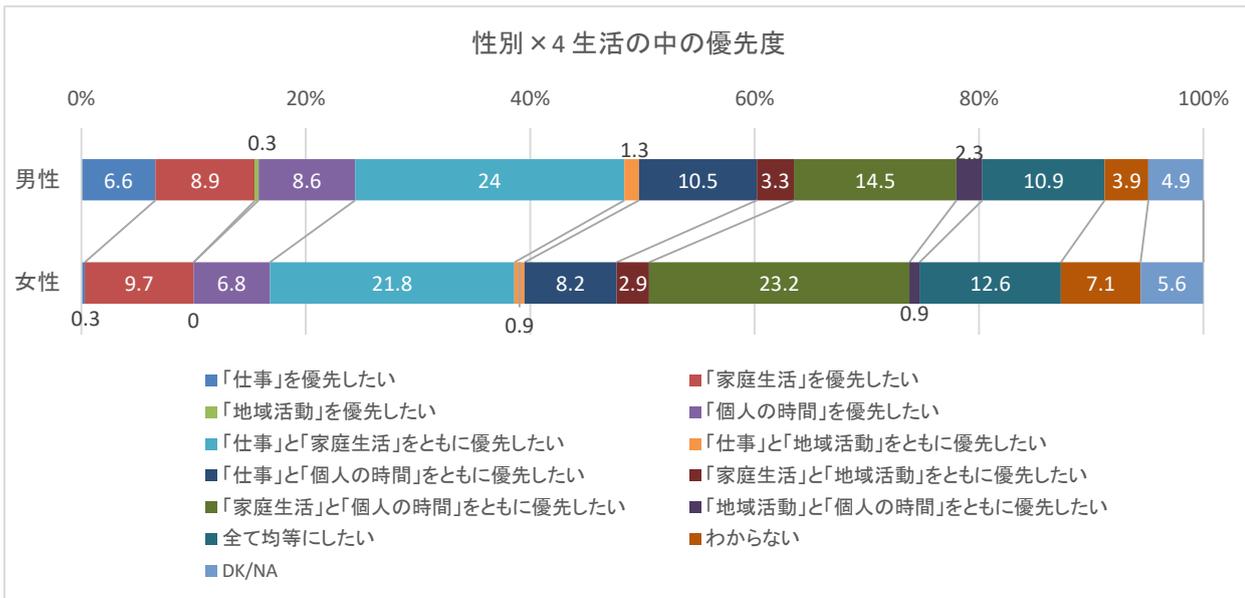
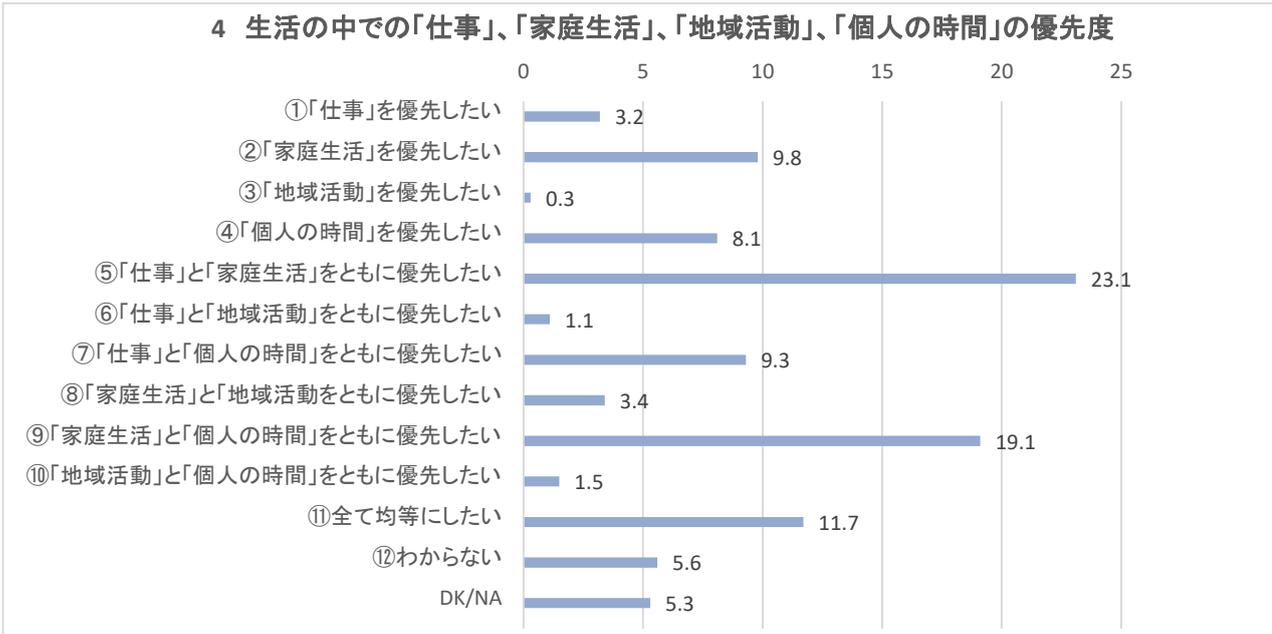




4 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域活動」、「個人の時間」の優先度について、あなたの希望に一番近いものを選んでください。(当てはまるもの1つに○)

N=646

①「仕事」を優先したい	②「家庭生活」を優先したい	③「地域活動」を優先したい	④「個人の時間」を優先したい	⑤「仕事」と「家庭生活」とともに優先したい	⑥「仕事」と「地域活動」とともに優先したい
3.2	9.8	0.3	8.1	23.1	1.1
⑦「仕事」と「個人の時間」とともに優先したい	⑧「家庭生活」と「地域活動」とともに優先したい	⑨「家庭生活」と「個人の時間」とともに優先したい	⑩「地域活動」と「個人の時間」とともに優先したい	⑪全て均等にしたい	⑫わからない
9.3	3.4	19.1	1.5	11.7	5.6
DK/NA	全体				
5.3	100.0				

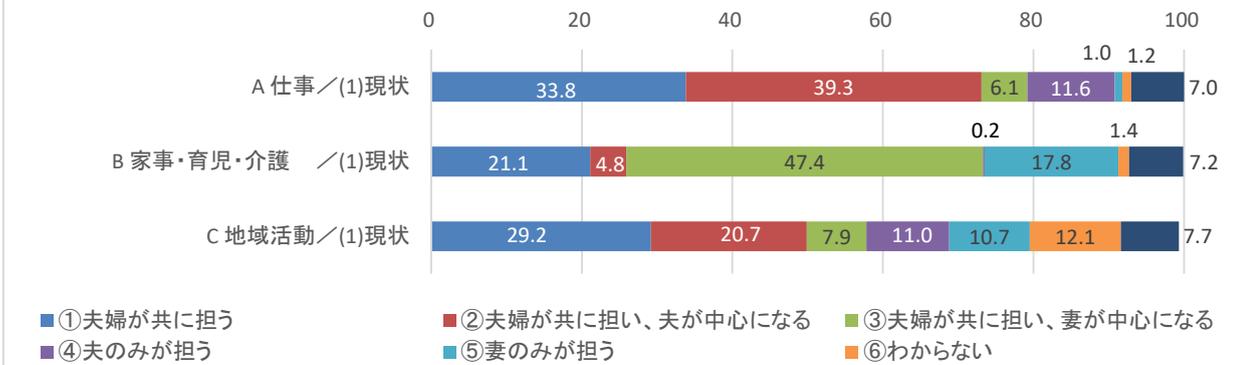


5 あなたご自身への質問E「婚姻関係の有無」で、②既婚(配偶者あり)を選んだ方にお伺いします。
配偶者との役割分担について、理想と現実をお答えください。

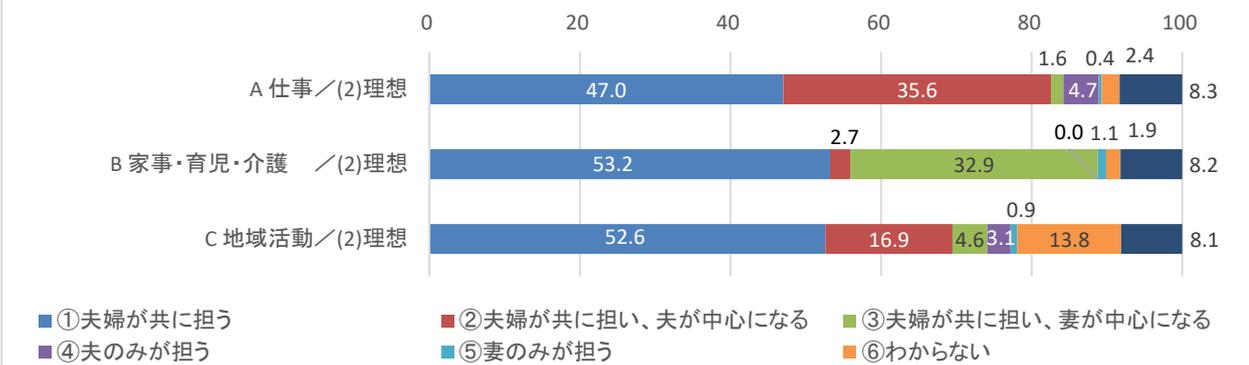
N=415

	①夫婦が共に担う	②夫婦が共に担い、夫が中心になる	③夫婦が共に担い、妻が中心になる	④夫のみが担う	⑤妻のみが担う	⑥わからない	DK/NA	全体
A 仕事/(1)現状	33.8	39.3	6.1	11.6	1.0	1.2	7.0	100.0
A 仕事/(2)理想	47.0	35.6	1.6	4.7	0.4	2.4	8.3	100.0
B 家事・育児・介護/(1)現状	21.1	4.8	47.4	0.2	17.8	1.4	7.2	100.0
B 家事・育児・介護/(2)理想	53.2	2.7	32.9	0.0	1.1	1.9	8.2	100.0
C 地域活動/(1)現状	29.2	20.7	7.9	11.0	10.7	12.1	7.7	100.0
C 地域活動/(2)理想	52.6	16.9	4.6	3.1	0.9	13.8	8.1	100.0

5 配偶者との役割分担 (1)現状



5 配偶者との役割分担 (2)理想



就業状況・職場環境について

(単位:%)

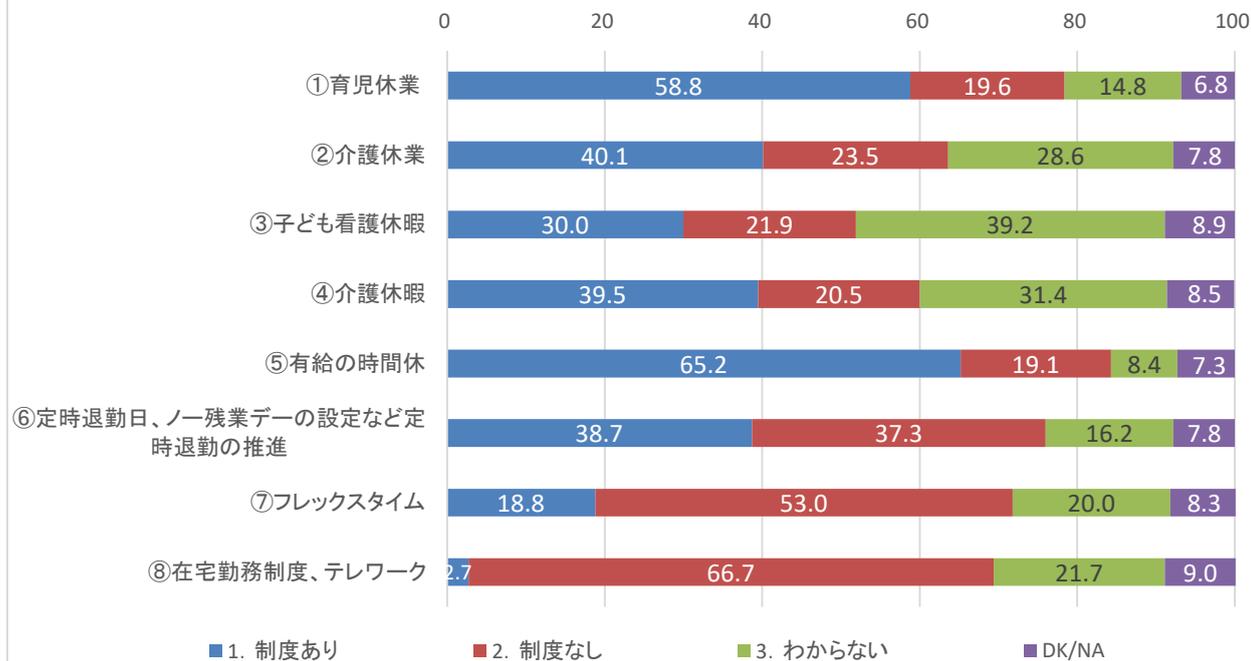
6 あなたご自身への質問D「職業」で①～⑤(仕事をしている)を選んだ方にお伺いします。
勤めている会社等で、①～⑧の各制度の状況はどのようになっていますか。
また、各制度について、あなたの取得・利用状況をお答えください。(選択肢から1つに○)

ア 制度について

N=397

	1. 制度あり	2. 制度なし	3. わからない	DK/NA	全体
①育児休業	58.8	19.6	14.8	6.8	100.0
②介護休業	40.1	23.5	28.6	7.8	100.0
③子ども看護休暇	30.0	21.9	39.2	8.9	100.0
④介護休暇	39.5	20.5	31.4	8.5	100.0
⑤有給の時間休	65.2	19.1	8.4	7.3	100.0
⑥定時退勤日、ノー残業デーの設定など定時退勤の推進	38.7	37.3	16.2	7.8	100.0
⑦フレックスタイム	18.8	53.0	20.0	8.3	100.0
⑧在宅勤務制度、テレワーク	2.7	66.7	21.7	9.0	100.0

6ア 職場での制度の状況

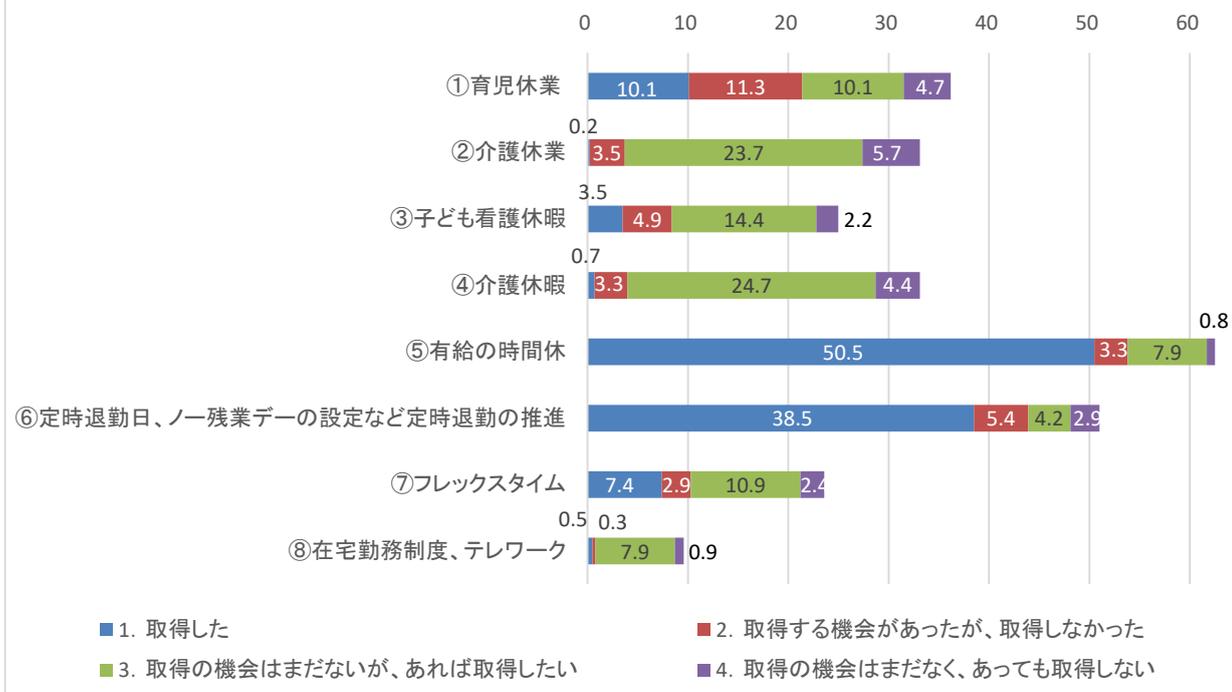


イ あなたの取得・利用状況

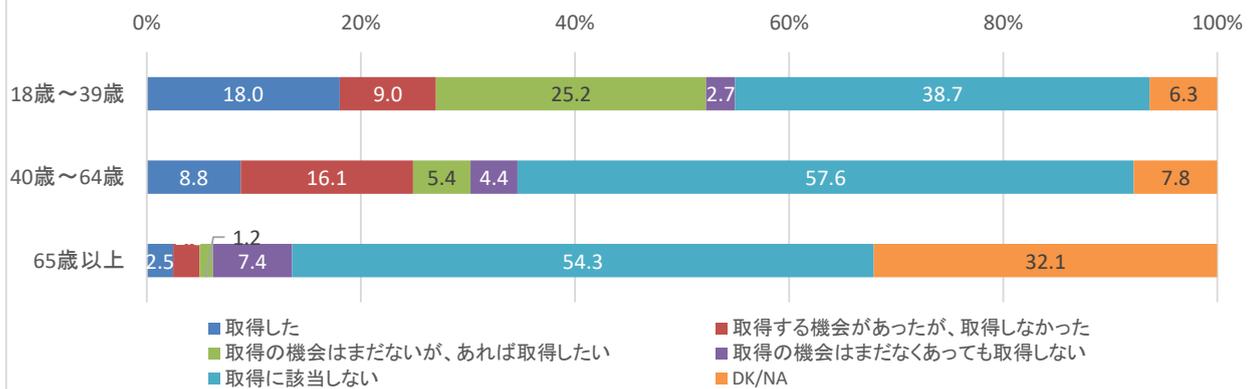
N=397

	1. 取得した	2. 取得する機会があったが、取得しなかった	3. 取得の機会はまだないが、あれば取得したい	4. 取得の機会はまだなく、あっても取得しない	5. 取得に該当しない	DK/NA	全体
①育児休業	10.1	11.3	10.1	4.7	51.6	12.3	100.0
②介護休業	0.2	3.5	23.7	5.7	49.9	16.9	100.0
③子ども看護休暇	3.5	4.9	14.4	2.2	53.7	21.3	100.0
④介護休暇	0.7	3.3	24.7	4.4	48.3	18.6	100.0
⑤有給の時間休	50.5	3.3	7.9	0.8	23.5	14.0	100.0
⑥定時退勤日、ノー残業デーの設定など定時退勤の推進	38.5	5.4	4.2	2.9	34.1	15.0	100.0
⑦フレックスタイム	7.4	2.9	10.9	2.4	54.0	22.3	100.0
⑧在宅勤務制度、テレワーク	0.5	0.3	7.9	0.9	66.0	24.4	100.0

6 イ 各種制度の取得状況（5.取得に該当しない、無効回答を除く）



年齢別 × 6-①育児休業 / イ取得・利用状況



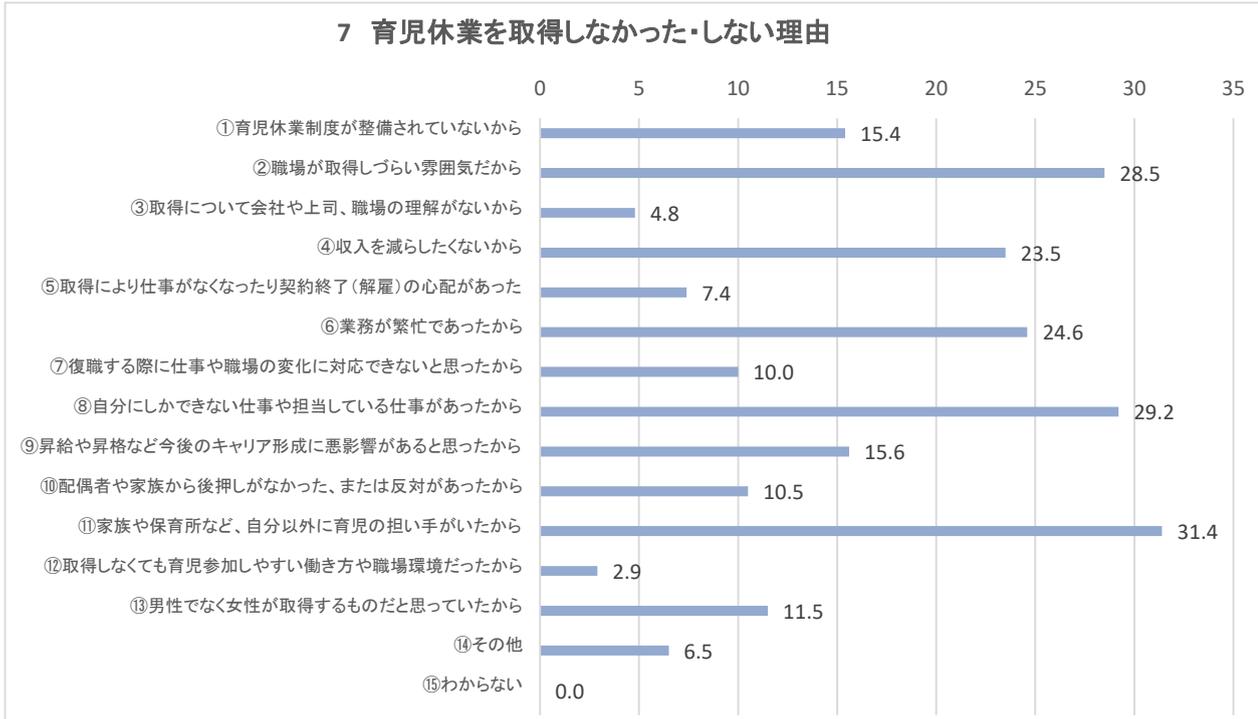
7 質問6の①育児休業「イ あなたの取得・利用状況」で「2. 取得する機会があったが、取得しなかった」、
「4. 取得の機会はまだなく、あっても取得しない」を選んだ方にお伺いします。

育児休業制度を利用しなかった(利用しない)理由は何ですか。(当てはまるものすべてに☑)

N=63

①育児休業制度が整備されていないから	②職場が取得しづらい雰囲気だから	③取得について会社や上司、職場の理解がないから	④収入を減らしたくないから	⑤取得により仕事が無くなったり契約終了(解雇)の心配があった	⑥業務が繁忙であったから
15.4	28.5	4.8	23.5	7.4	24.6
⑦復職する際に仕事や職場の変化に対応できないと思ったから	⑧自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから	⑨昇給や昇格など今後のキャリア形成に悪影響があると思ったから	⑩配偶者や家族から後押しがなかった、または反対があったから	⑪家族や保育所など、自分以外に育児の担い手がいたから	⑫取得しなくても育児参加しやすい働き方や職場環境だったから
10.0	29.2	15.6	10.5	31.4	2.9
⑬男性でなく女性が取得するものだと思っていたから	⑭その他	⑮わからない			
11.5	6.5	0.0			

7 育児休業を取得しなかった・しない理由

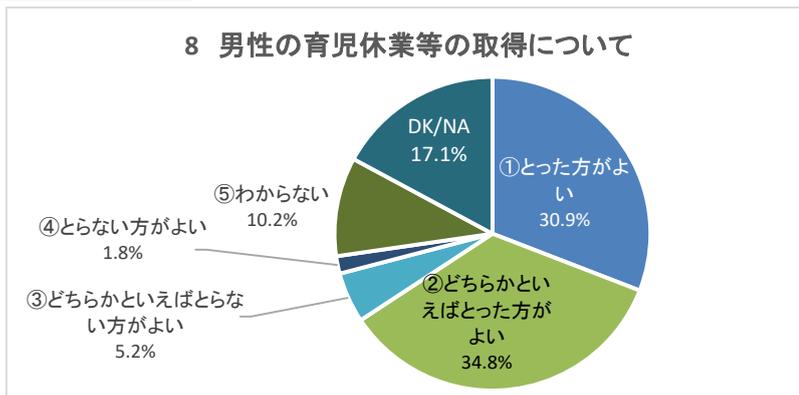


8 男性が、育児休業や介護休業・休暇を取得することについてどう思いますか。(当てはまるもの1つに☑)

N=646

①とった方がよい	②どちらかといえばとった方がよい	③どちらかといえばとらない方がよい	④とらない方がよい	⑤わからない
30.9	34.8	5.2	1.8	10.2
DK/NA	全体			
17.1	100.0			

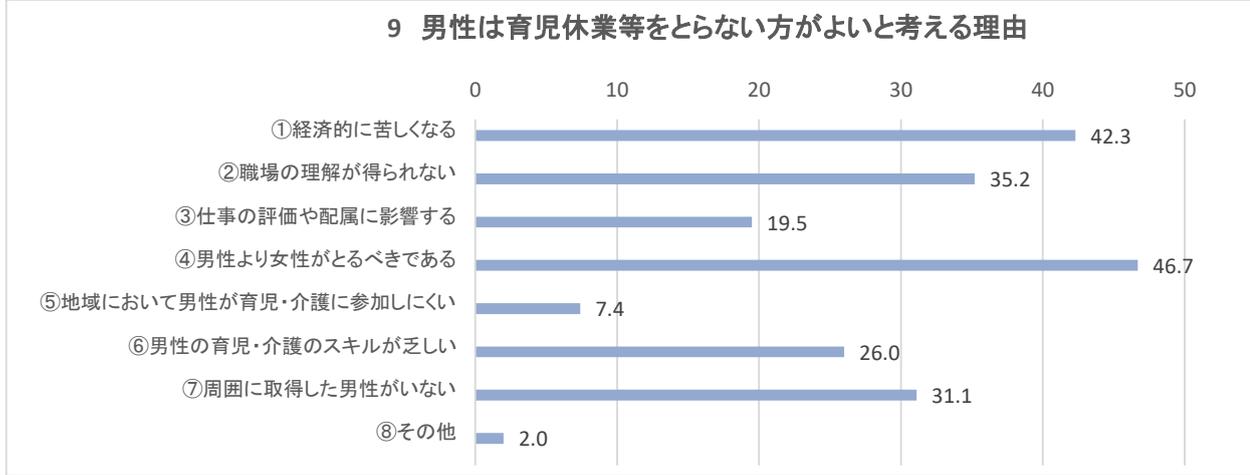
8 男性の育児休業等の取得について



9 質問8で「③どちらかといえばとらない方がよい」、「④とらない方がよい」を選んだ方にお伺いします。そう考えるのはどのような理由ですか。(当てはまるものすべてに☑)

N=45

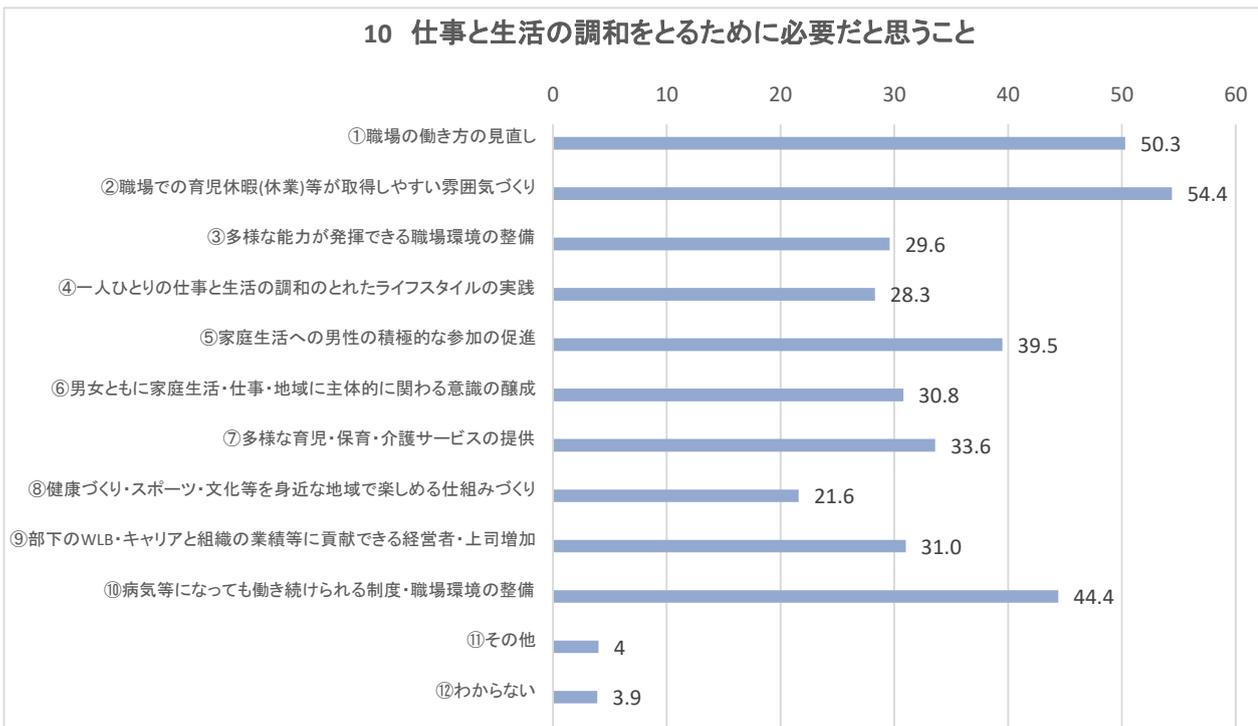
①経済的に苦しくなる	②職場の理解が得られない	③仕事の評価や配属に影響する	④男性より女性がとるべきである	⑤地域において男性が育児・介護に参加しにくい
42.3	35.2	19.5	46.7	7.4
⑥男性の育児・介護のスキルが乏しい	⑦周囲に取得した男性がいない	⑧その他		
26.0	31.1	2.0		



10 仕事と、仕事以外の生活との調和がとれるようになるには、どのようなことが必要だと思いますか。(当てはまるものすべてに☑)

(複数回答)

①職場の働き方の見直し	②職場での育児休暇(休業)等が取得しやすい雰囲気づくり	③多様な能力が発揮できる職場環境の整備	④一人ひとりの仕事と生活の調和のとれたライフスタイルの実践	⑤家庭生活への男性の積極的な参加の促進	⑥男女ともに家庭生活・仕事・地域に主体的に関わる意識の醸成
50.3	54.4	29.6	28.3	39.5	30.8
⑦多様な育児・保育・介護サービスの提供	⑧健康づくり・スポーツ・文化等を身近な地域で楽しめる仕組みづくり	⑨部下のWLB・キャリアと組織の業績等に貢献できる経営者・上司増加	⑩病気等になっても働き続けられる制度・職場環境の整備	⑪その他	⑫わからない
33.6	21.6	31.0	44.4	4.0	3.9



女性活躍推進について

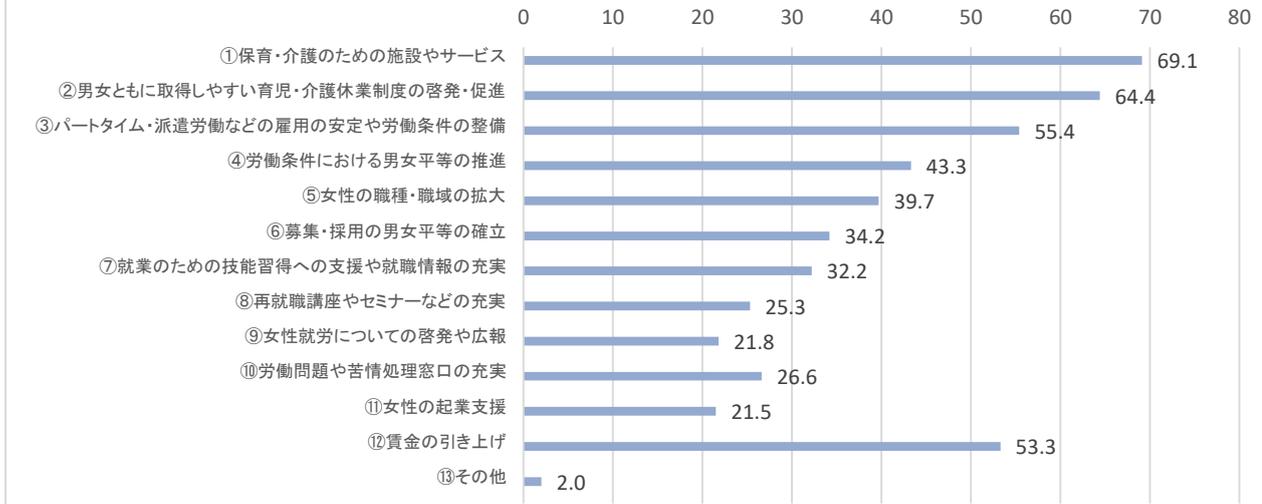
(単位:%)

11 女性の就労に対する企業や行政による支援としては、どのようなことが必要だと思いますか。
(当てはまるものすべてに☑)

(複数回答)

①保育・介護のための施設やサービス	②男女ともに取得しやすい育児・介護休業制度の啓発・促進	③パートタイム・派遣労働などの雇用の安定や労働条件の整備	④労働条件における男女平等の推進	⑤女性の職種・職域の拡大	⑥募集・採用の男女平等の確立
69.1	64.4	55.4	43.3	39.7	34.2
⑦就業のための技能習得への支援や就職情報の充実	⑧再就職講座やセミナーなどの充実	⑨女性就労についての啓発や広報	⑩労働問題や苦情処理窓口の充実	⑪女性の起業支援	⑫賃金の引き上げ
32.2	25.3	21.8	26.6	21.5	53.3
⑬その他					
2.0					

11 女性の就労に対して必要だと思う支援

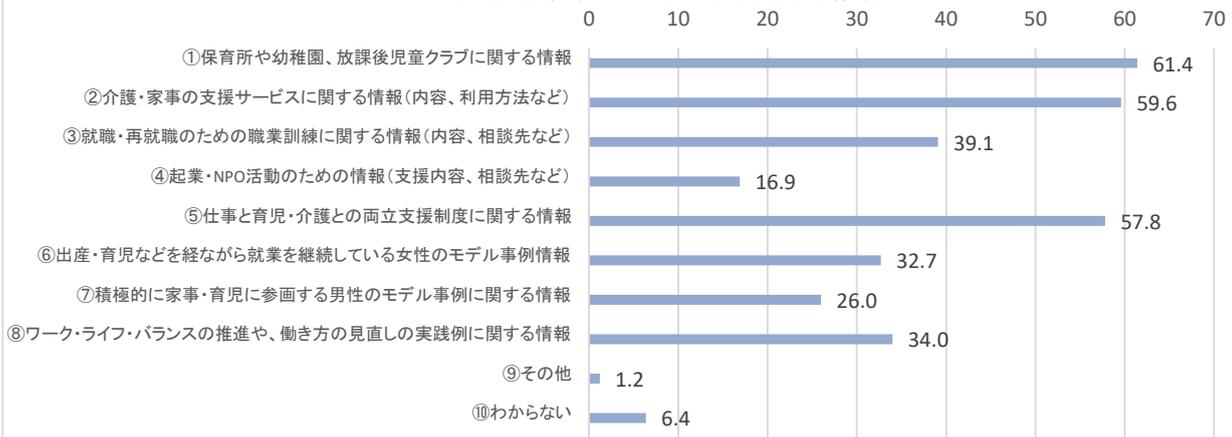


12 女性の活躍推進の取組のため、どのような情報が必要だと思いますか。
(当てはまるものすべてに☑)

(複数回答)

①保育所や幼稚園、放課後児童クラブに関する情報	②介護・家事の支援サービスに関する情報(内容、利用方法など)	③就職・再就職のための職業訓練に関する情報(内容、相談先など)	④起業・NPO活動のための情報(支援内容、相談先など)	⑤仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報	⑥出産・育児などを経ながら就業を継続している女性のモデル事例情報
61.4	59.6	39.1	16.9	57.8	32.7
⑦積極的に家事・育児に参画する男性のモデル事例に関する情報	⑧ワーク・ライフ・バランスの推進や、働き方の見直しの実践例に関する情報	⑨その他	⑩わからない		
26.0	34.0	1.2	6.4		

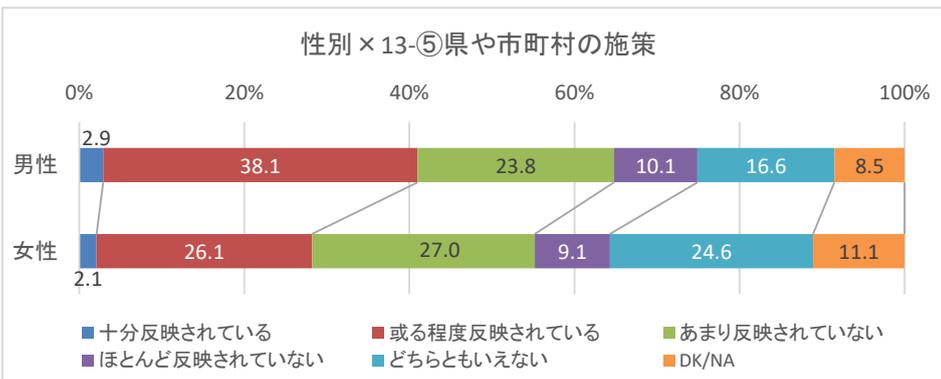
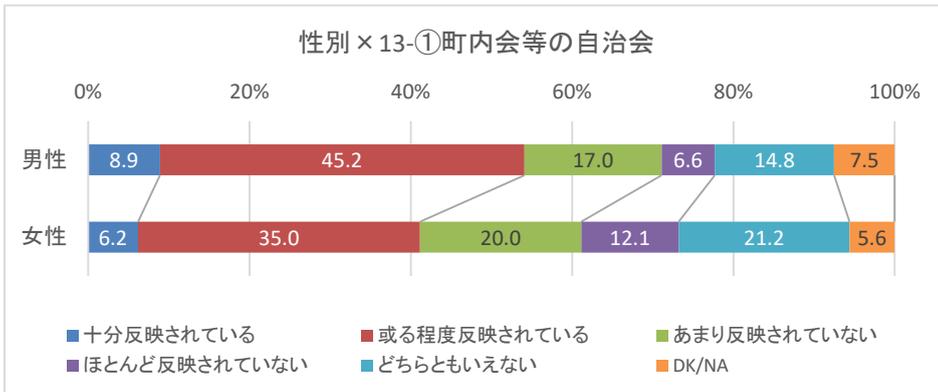
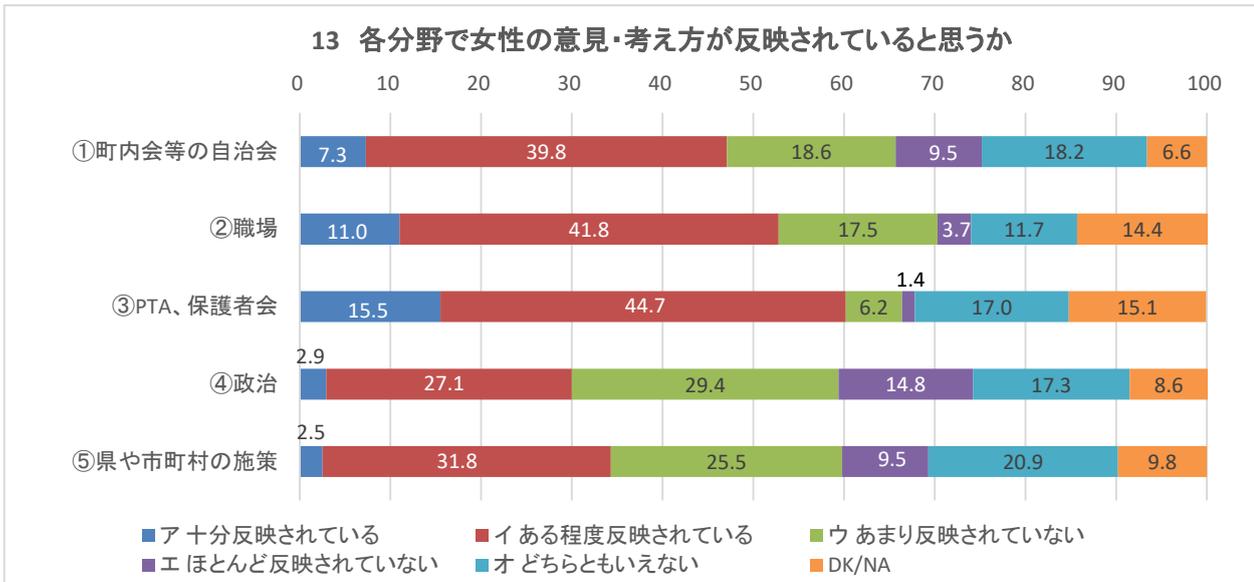
12 女性活躍推進のため必要と思う情報



13 次の分野において、女性の意見や考え方が反映されていると思いますか。(それぞれ1つに○)

N=646

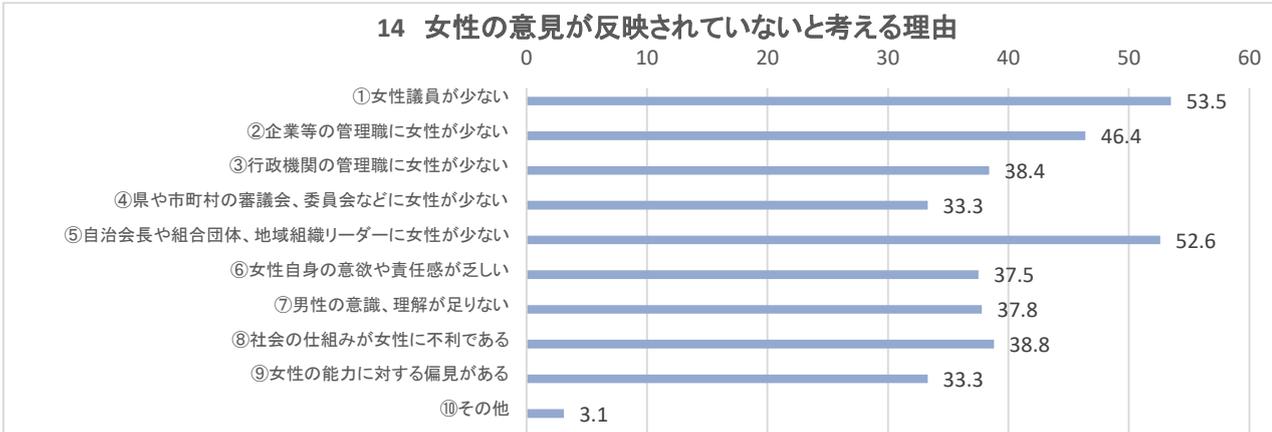
	ア 十分反映されている	イ ある程度反映されている	ウ あまり反映されていない	エ ほとんど反映されていない	オ どちらともいえない	DK/NA	全体
①町内会等の自治会	7.3	39.8	18.6	9.5	18.2	6.6	100.0
②職場	11.0	41.8	17.5	3.7	11.7	14.4	100.0
③PTA、保護者会	15.5	44.7	6.2	1.4	17.0	15.1	100.0
④政治	2.9	27.1	29.4	14.8	17.3	8.6	100.0
⑤県や市町村の施策	2.5	31.8	25.5	9.5	20.9	9.8	100.0



14 質問13で「ウ あまり反映されていない」または「エ ほとんど反映されていない」と答えた項目があった方にお伺いします。反映されていない理由は何だと思えますか。(当てはまるものすべてに☑)

N=376

①女性議員が少ない	②企業等の管理職に女性が少ない	③行政機関の管理職に女性が少ない	④県や市町村の審議会、委員会などに女性が少ない	⑤自治会長や組合団体、地域組織リーダーに女性が少ない
53.5	46.4	38.4	33.3	52.6
⑥女性自身の意欲や責任感が乏しい	⑦男性の意識、理解が足りない	⑧社会の仕組みが女性に不利である	⑨女性の能力に対する偏見がある	⑩その他
37.5	37.8	38.8	33.3	3.1



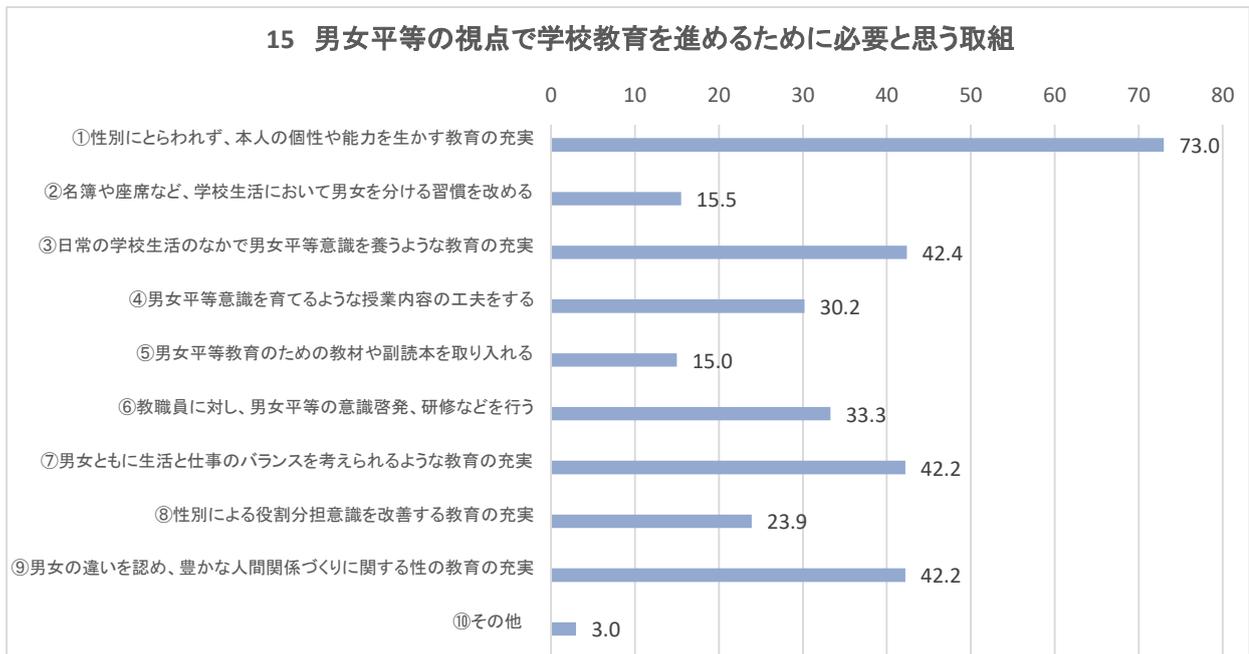
学校教育について

(単位:%)

15 男女平等の視点で学校教育を進めるために、どのような取組が必要だと思えますか。(当てはまるものすべてに☑)

(複数回答)

①性別にとらわれず、本人の個性や能力を生かす教育の充実	②名簿や座席など、学校生活において男女を分ける習慣を改める	③日常の学校生活のなかで男女平等意識を養うような教育の充実	④男女平等意識を育てるような授業内容の工夫をする	⑤男女平等教育のための教材や副読本を取り入れる
73.0	15.5	42.4	30.2	15.0
⑥教職員に対し、男女平等の意識啓発、研修などを行う	⑦男女ともに生活と仕事のバランスを考えられるような教育の充実	⑧性別による役割分担意識を改善する教育の充実	⑨男女の違いを認め、豊かな人間関係づくりに関する性の教育の充実	⑩その他
33.3	42.2	23.9	42.2	3.0



DV(ドメスティック・バイオレンス)について

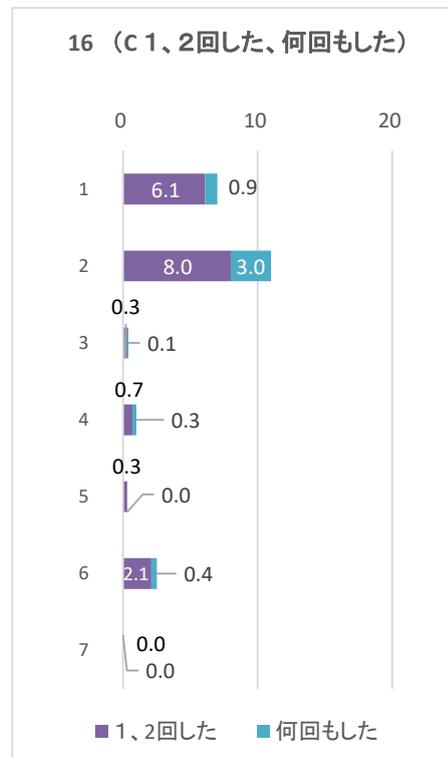
(単位: %)

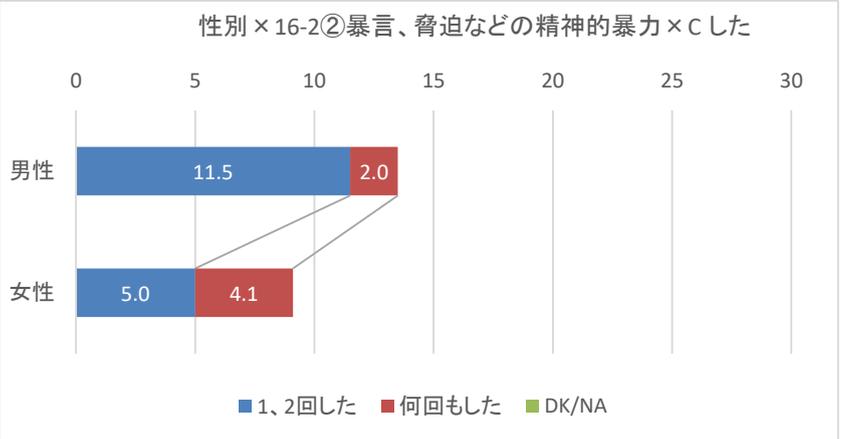
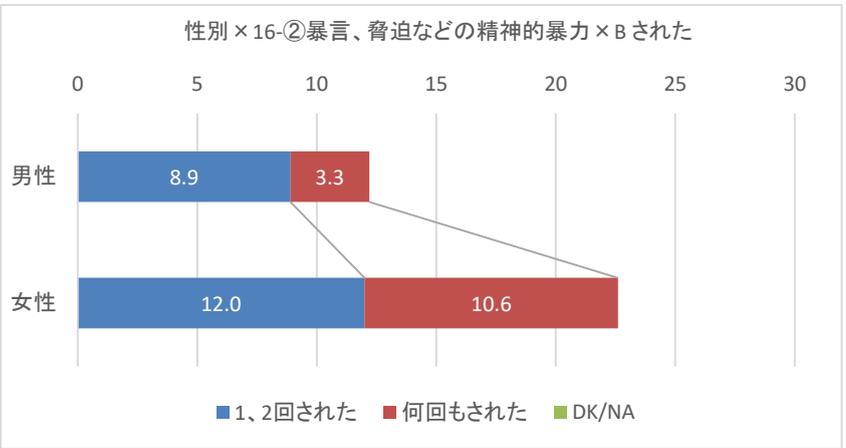
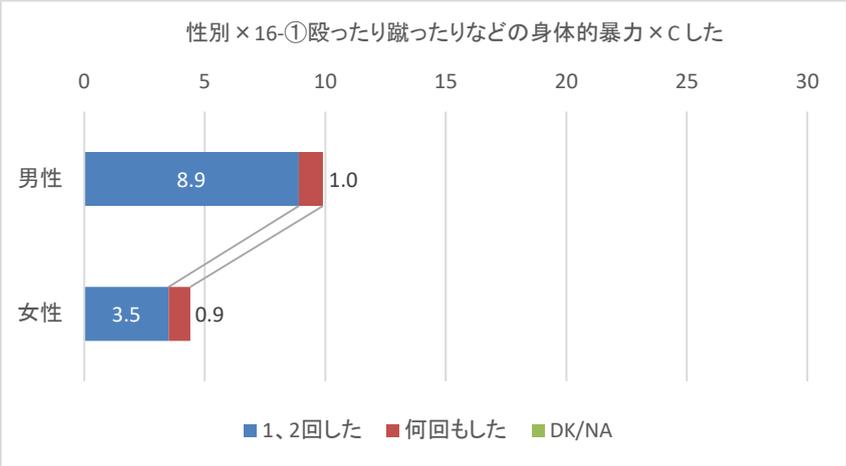
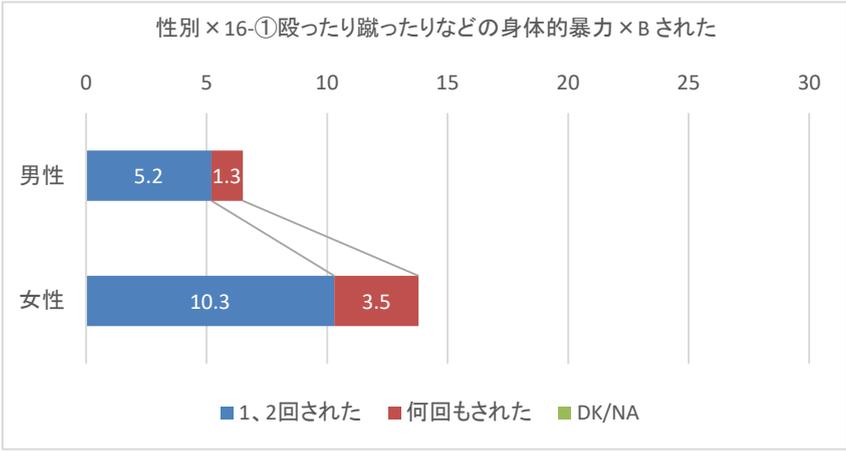
16 あなたはこれまでに、次のようなことを「パートナーからされた」または「パートナーにした」経験がありますか。(それぞれで当てはまるもの全てに○)

N=646

	A	B		C	
	したことも、 されたことも なかったくない	1、2回され た	何回もされ た	1、2回した	何回もした
①殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突飛ばしたりするなどの身体的暴力	76.6	8.0	2.5	6.1	0.9
②人格を否定するような暴言、脅迫、何を言っても無視するなどの精神的暴力	68.0	10.5	7.0	8.0	3.0
③生活費を渡さない、借金を強いるなどの経済的暴力	84.4	2.8	2.3	0.3	0.1
④見たくないのに、アダルトビデオ等を見せられたり、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなどの性的暴力	85.0	3.3	1.4	0.7	0.3
⑤友人や親、兄弟姉妹に会わせない、外出させない、手紙やメールを勝手に見るなどの社会的暴力	86.9	2.3	1.2	0.3	0.0
⑥子どもの前で暴力をふるう、子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅すなど、子どもを巻き込んだ暴力	84.3	2.5	1.8	2.1	0.4
⑦その他	29.9	0.1	0.1	0.0	0.0

※B(された経験)とC(した経験)両方に該当するとして回答や無回答者が含まれるため、合計100%とならない

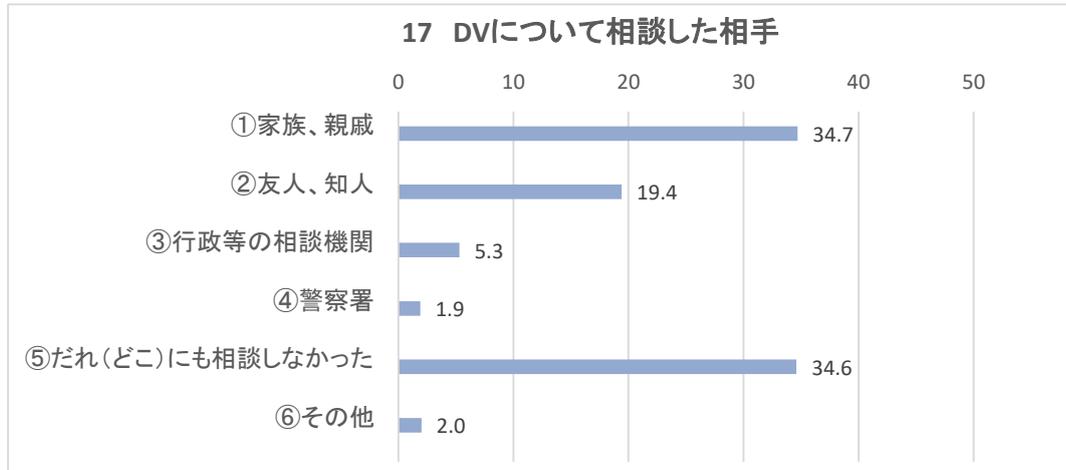




17 質問16で「イ 1, 2回された」または「ウ 何回もされた」と答えた項目があった方にお伺いします。
そのことについて相談した相手はいますか。(当てはまるもの全てに☑)

N=180

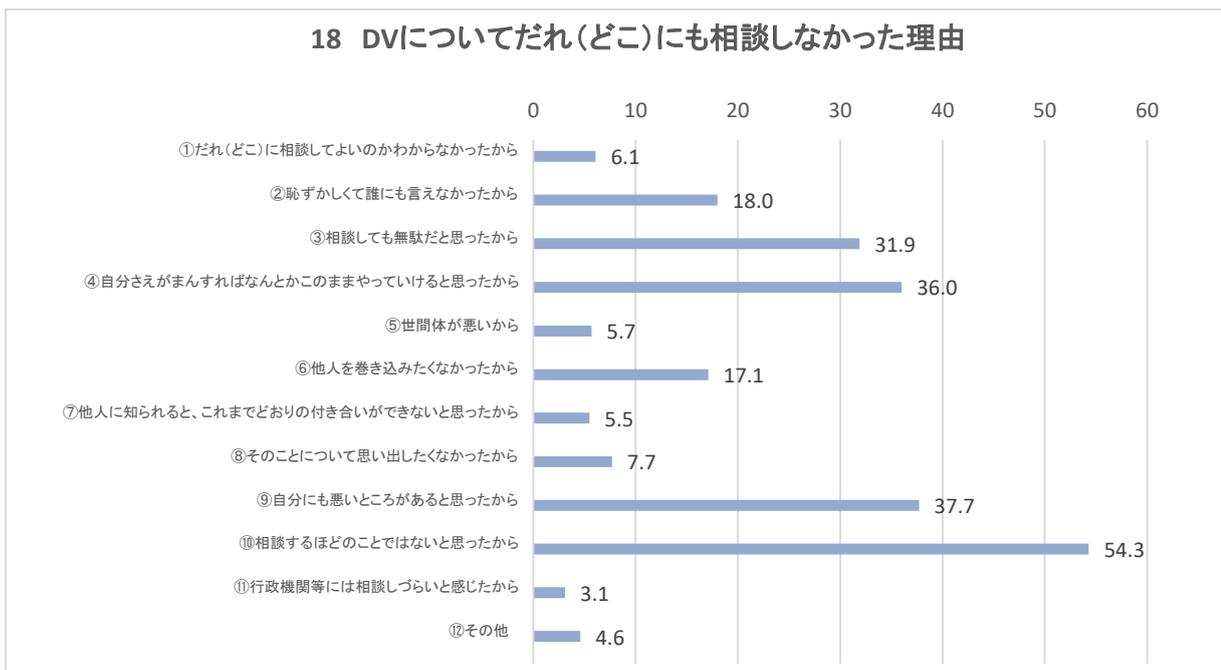
①家族、親戚	②友人、知人	③行政等の相談機関	④警察署	⑤だれ(どこ)にも相談しなかった	⑥その他
34.7	19.4	5.3	1.9	34.6	2.0



18 質問17で「⑤だれ(どこ)にも相談しなかった」を選んだ方にお伺いします。
だれ(どこ)にも相談しなかったのは、なぜですか。(当てはまるもの全てに☑)

N=62

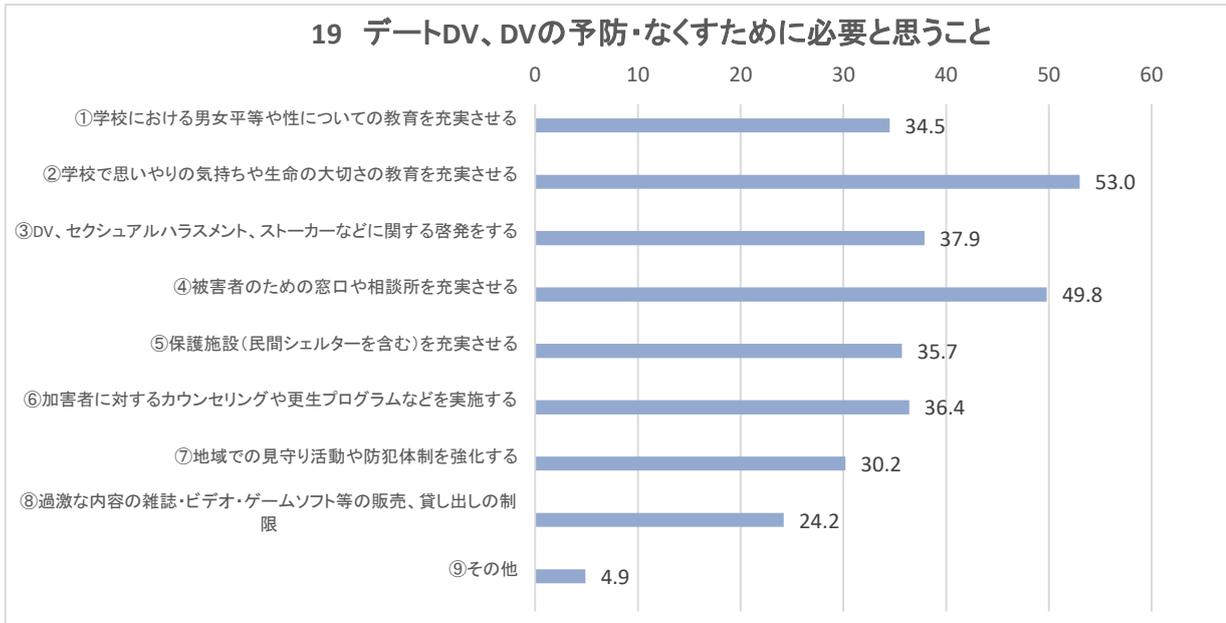
①だれ(どこ)に相談してよいのかわからなかったから	②恥ずかしくて誰にも言えなかったから	③相談しても無駄だと思ったから	④自分さえがまんすればなんとかこのままやっていけると思ったから	⑤世間体が悪いから	⑥他人を巻き込みたくなかったから
6.1	18.0	31.9	36.0	5.7	17.1
⑦他人に知られると、これまでどおりの付き合いができないと思ったから	⑧そのことについて思い出さなかったから	⑨自分にも悪いところがあると思ったから	⑩相談するほどのことではないと思ったから	⑪行政機関等には相談しづらいと感じたから	⑫その他
5.5	7.7	37.7	54.3	3.1	4.6



19 デートDV(交際相手からの暴力)、DV(配偶者等からの暴力)、セクシュアルハラスメント、ストーカー、性暴力などの行為が社会問題になっています。このような行為を予防し、なくすためには、どうすればよいと思いますか。(当てはまるものすべてに☑)

(複数回答)

①学校における男女平等や性についての教育を充実させる	②学校で思いやりの気持ちや生命の大切さの教育を充実させる	③DV、セクシュアルハラスメント、ストーカーなどに関する啓発をする	④被害者のための窓口や相談所を充実させる	⑤保護施設(民間シェルターを含む)を充実させる	⑥加害者に対するカウンセリングや更生プログラムなどを実施する
34.5	53.0	37.9	49.8	35.7	36.4
⑦地域での見守り活動や防犯体制を強化する	⑧過激な内容の雑誌・ビデオ・ゲームソフト等の販売、貸し出しの制限	⑨その他			
30.2	24.2	4.9			



LGBT等性的少数者について

(単位: %)

20 次の①~⑤の言葉と意味について知っていますか。(それぞれに1つ○)

N=646

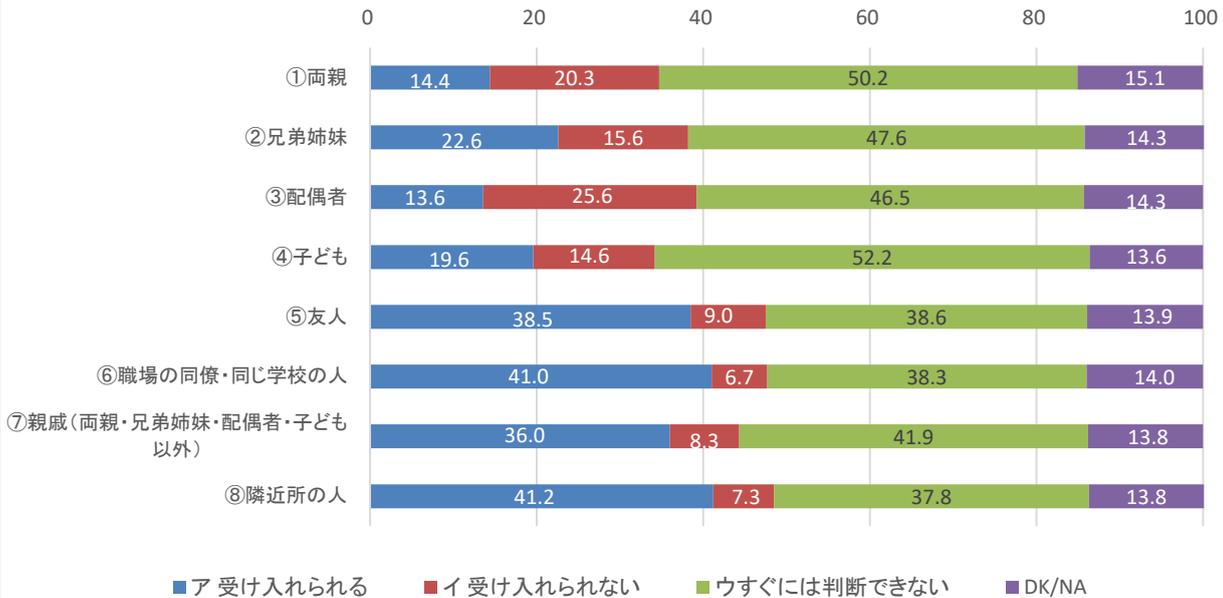
	ア よく知っている	イ ある程度知っている	ウ 言葉は聞いたことがあるが内容はあまり知らない	エ 聞いたことがない	DK/NA	全体
①セクシュアル・マイノリティ(性的少数者、性的マイノリティ)	16.6	39.2	21.2	14.4	8.7	100.0
②LGBT (エルジーピーティ)	15.9	36.1	15.9	21.9	10.3	100.0
③カミングアウト	24.5	34.8	16.7	14.2	9.9	100.0
④アウティング	4.8	8.5	14.5	61.7	10.5	100.0
⑤SOGI(ソジ)	2.2	4.7	8.7	73.8	10.6	100.0

21 次の①～⑧の身近な方から、「セクシュアル・マイノリティである」と打ち明けられたとき、それを受け入れられますか。あなたの考えに一番近いものをお答えください。(それぞれに1つ○)

N=646

	ア 受け入れられる	イ 受け入れられない	ウ すぐには判断できない	DK/NA	全体
①両親	14.4	20.3	50.2	15.1	100.0
②兄弟姉妹	22.6	15.6	47.6	14.3	100.0
③配偶者	13.6	25.6	46.5	14.3	100.0
④子ども	19.6	14.6	52.2	13.6	100.0
⑤友人	38.5	9.0	38.6	13.9	100.0
⑥職場の同僚・同じ学校の人	41.0	6.7	38.3	14.0	100.0
⑦親戚(両親・兄弟姉妹・配偶者・子ども以外)	36.0	8.3	41.9	13.8	100.0
⑧隣近所の人	41.2	7.3	37.8	13.8	100.0

21 セクシュアル・マイノリティであると打ち明けられたとき受け入れられるか

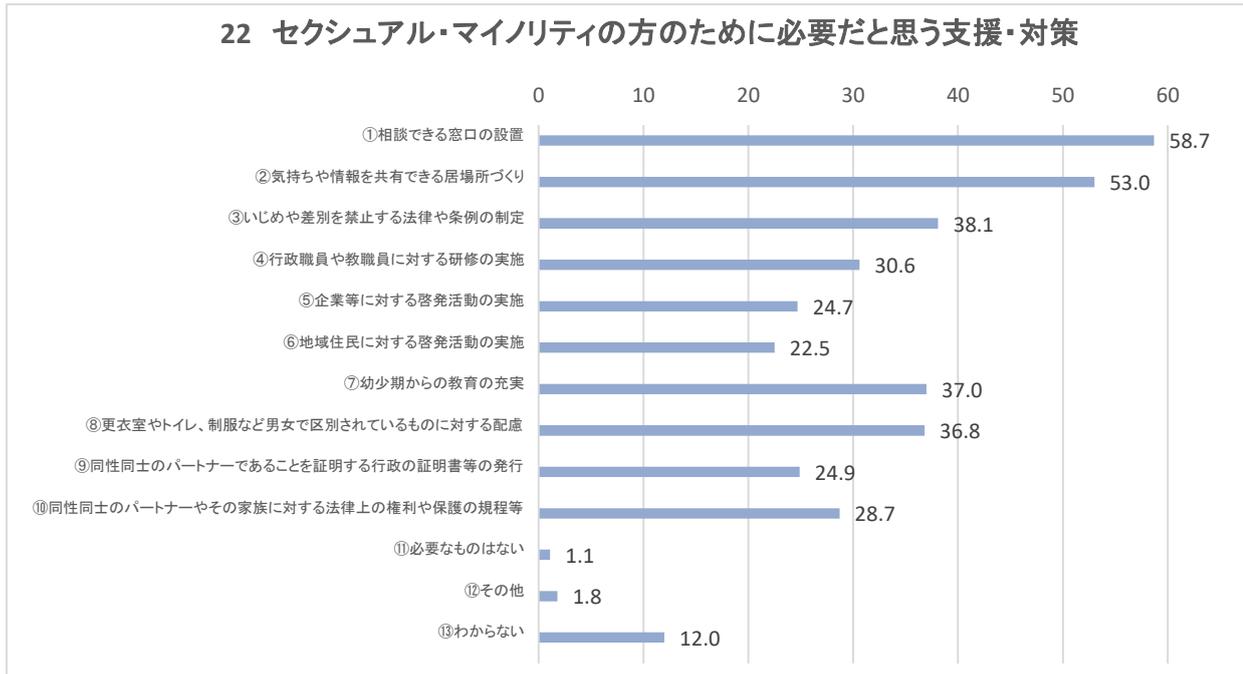


22 セクシュアル・マイノリティの方に対して、どのような支援や対策が必要だと思いますか。
 (当てはまるものすべてに☑)

(複数回答)

①相談できる窓口の設置	②気持ちや情報を共有できる居場所づくり	③いじめや差別を禁止する法律や条例の制定	④行政職員や教職員に対する研修の実施	⑤企業等に対する啓発活動の実施	⑥地域住民に対する啓発活動の実施
58.7	53.0	38.1	30.6	24.7	22.5
⑦幼少期からの教育の充実	⑧更衣室やトイレ、制服など男女で区別されているものに対する配慮	⑨同性同士のパートナーであることを証明する行政の証明書等の発行	⑩同性同士のパートナーやその家族に対する法律上の権利や保護の規程等	⑪必要なものはない	⑫その他
37.0	36.8	24.9	28.7	1.1	1.8
⑬わからない					
12.0					

22 セクシュアル・マイノリティの方のために必要だと思う支援・対策



鶴岡市として必要な取組について

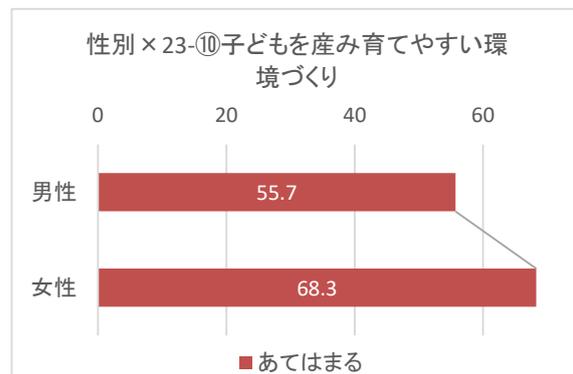
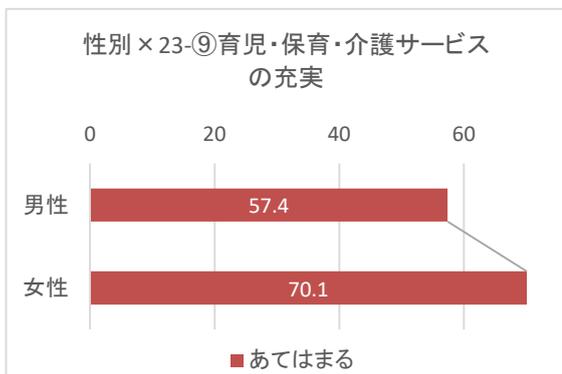
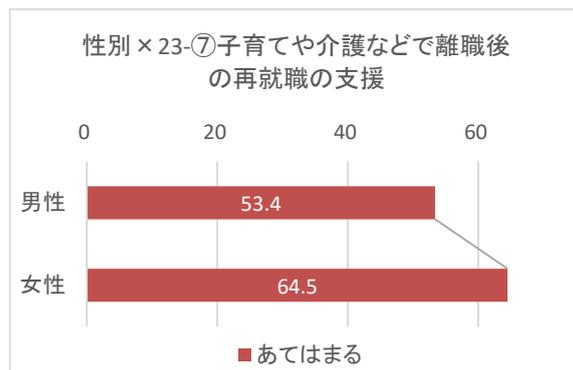
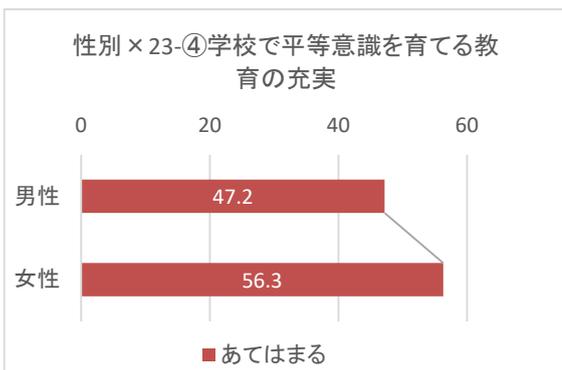
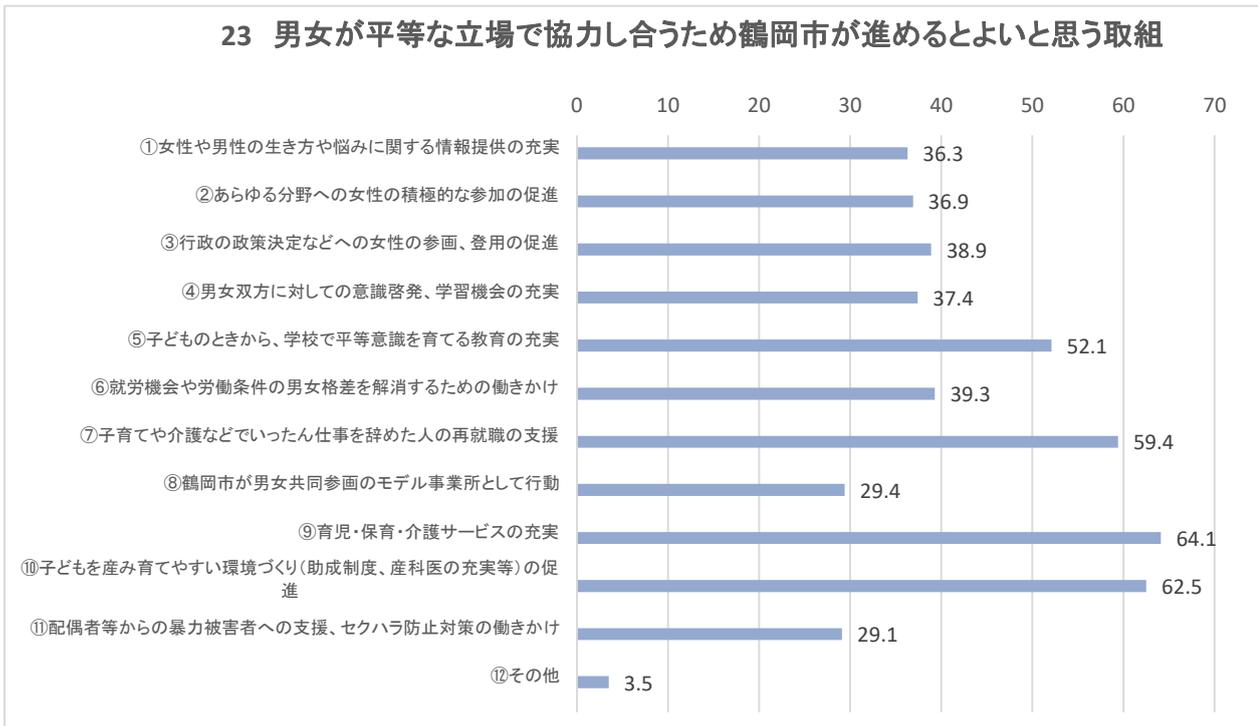
(単位:%)

23 男女が平等な立場で協力し合っていくために、鶴岡市としてどのような取組を進めるとよいと思いますか。
(当てはまるものすべてに☑)

(複数回答)

①女性や男性の生き方や悩みに関する情報提供の充実	②あらゆる分野への女性の積極的な参加の促進	③行政の政策決定などへの女性の参画、登用の促進	④男女双方に対する意識啓発、学習機会の充実	⑤子どものときから、学校で平等意識を育てる教育の充実	⑥就労機会や労働条件の男女格差を解消するための働きかけ
36.3	36.9	38.9	37.4	52.1	39.3
⑦子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職の支援	⑧鶴岡市が男女共同参画のモデル事業所として行動	⑨育児・保育・介護サービスの充実	⑩子どもを産み育てやすい環境づくり(助成制度、産科医の充実等)の促進	⑪配偶者等からの暴力被害者への支援、セクハラ防止対策の働きかけ	⑫その他
59.4	29.4	64.1	62.5	29.1	3.5

23 男女が平等な立場で協力し合うため鶴岡市が進めるとよいと思う取組



鶴岡市男女共同参画推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市における男女共同参画の推進にあたり、幅広い視点から意見交換を行い、今後の取組の方向性やよりよい推進策の検討に資するため、鶴岡市男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、鶴岡市男女共同参画計画に係ることその他必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が特に認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、原則として通算2期（公募委員においては1期）を超えて再任しない。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が会議の座長となる。

2 懇談会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

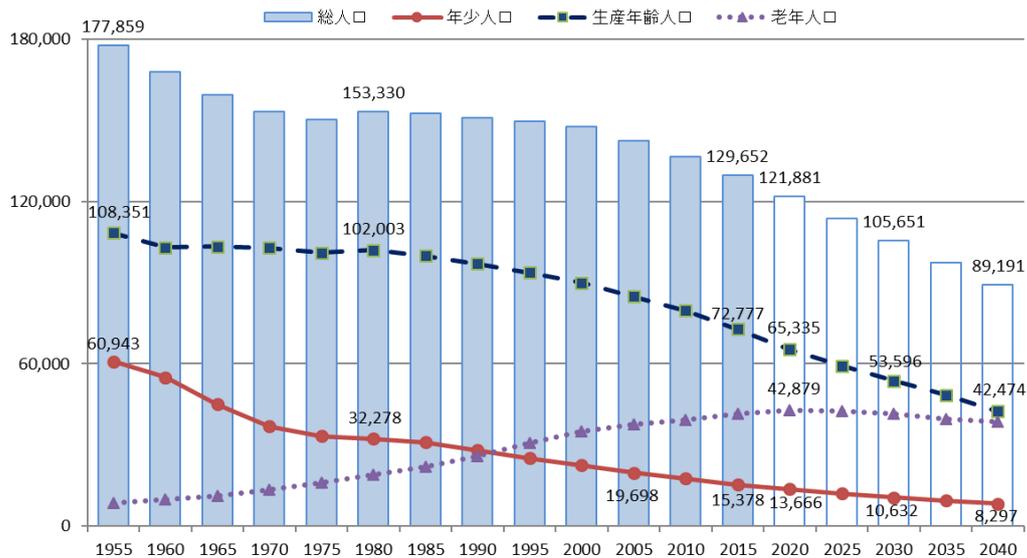
鶴岡市の人口動向・就業状況等に関する統計情報

1. 鶴岡市の年齢3区分別人口

1980年（昭和55年）以降、総人口の減少が続き、それに比例して生産年齢人口（15～64歳）も減少が続いており、今後も減り続けるものと推計される。

同様に、年少人口（0～14歳）も減少が続き、2015年（平成27年）は15,378人で、10年前の2005年（平成17年）の19,698人から4,320人、およそ2割の減となり、少子化の進行が数値に表れている。

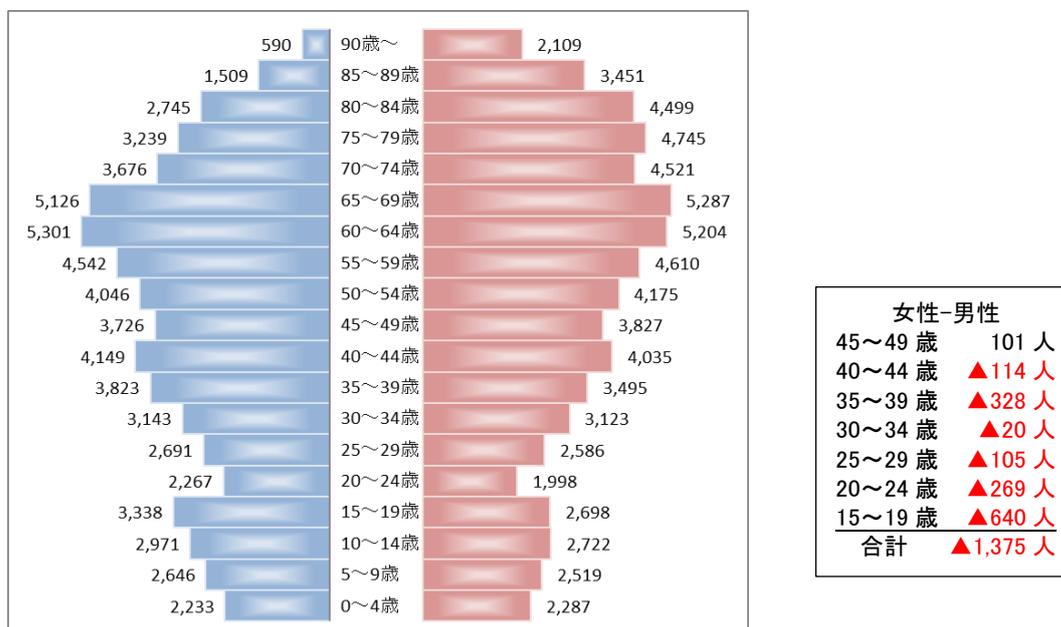
一方、老年人口（65歳以上）は、生産年齢人口が順次老年期に移行したことや平均寿命が延びていることなどの理由により増加しているが、2020年（令和2年）をピークに減少するものと推計される。



※「国勢調査」及び「国立社会保障・人口問題研究所 推計値」より

2. 年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）2015年

2015年（平成27年）の年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）は、男女ともに60代の人口が最も多くなっている。20～24歳の人口が少ないのは、進学や就職による市外への流出が多いことが要因と考えられる。また、15～49歳では、女性が男性より1,375人少なく、30歳未満がそのうちの7割を占めている。

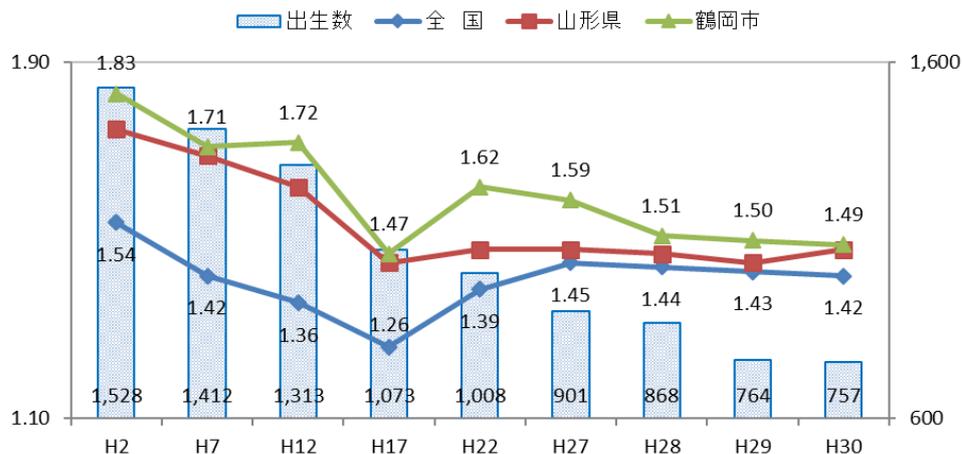


※2015年「国勢調査」より

3. 合計特殊出生率及び出生数の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合算したもので、ひとりの女性が一生の間に産む平均の子どもの数に相当する。

本市の合計特殊出生率は、2005年（平成17年）までは下降していたが、2010年（平成22年）以降は概ね同程度で推移し、2018年（平成30年）では国・県平均を上回る1.49となっている。出生数は年々減少しており、2018年（平成30年）は757人で、1990年（平成2年）と比較すると約30年で約半数まで減っている。

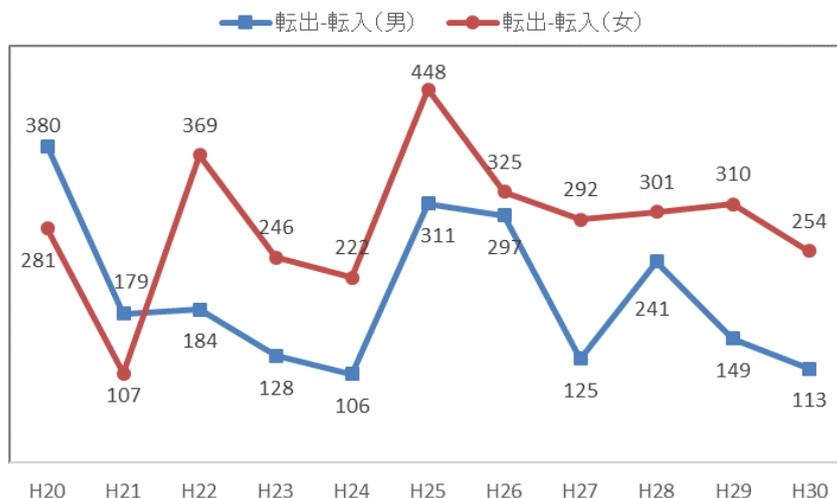


※出生数：「山形県の人口と世帯数」より

合計特殊出生率：「山形県保健福祉統計年報（人口動態統計編）」より

4. 男女別「転出数 - 転入数」の推移

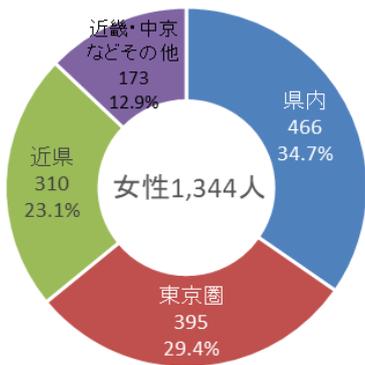
1980年（昭和55年）以降、一貫して転出者数が転入者数を上回る状態、いわゆる転出超過が続いている。男女別では、2010年（平成22年）以降、女性の転出超過数が男性を上回る傾向となっている。



※総務省「住民基本台帳人口移動報告」より

5. 女性の転出先（2017年）の内訳

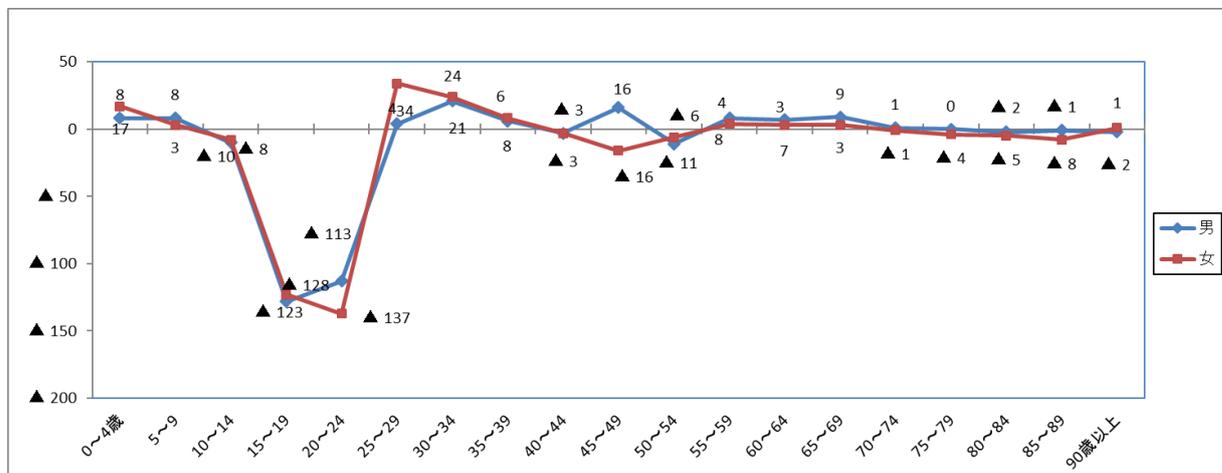
女性の転出先は、約35%が県内、約30%が東京圏、約25%が宮城や新潟などの近県、約10%が近畿・中京などのその他の地域となっており、若者などが都市へ流出していることが推測される。



※総務省「住民基本台帳人口移動報告（2017年集計）」
 (注)「東京圏」は東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県、「近畿」は宮城県・新潟県・岩手県・秋田県・福島県とする。

6. 男女別・年代別「県外転入数 - 県外転出数」

2018年（平成30年）度において、「県外から本市への転入」と「本市から県外への転出」の差を、男女別、年代別に表すと下図のとおりで、男女ともに15～24歳で県外への転出者数が多くなっている。一方、25～39歳では、転入者数が多くなっている。

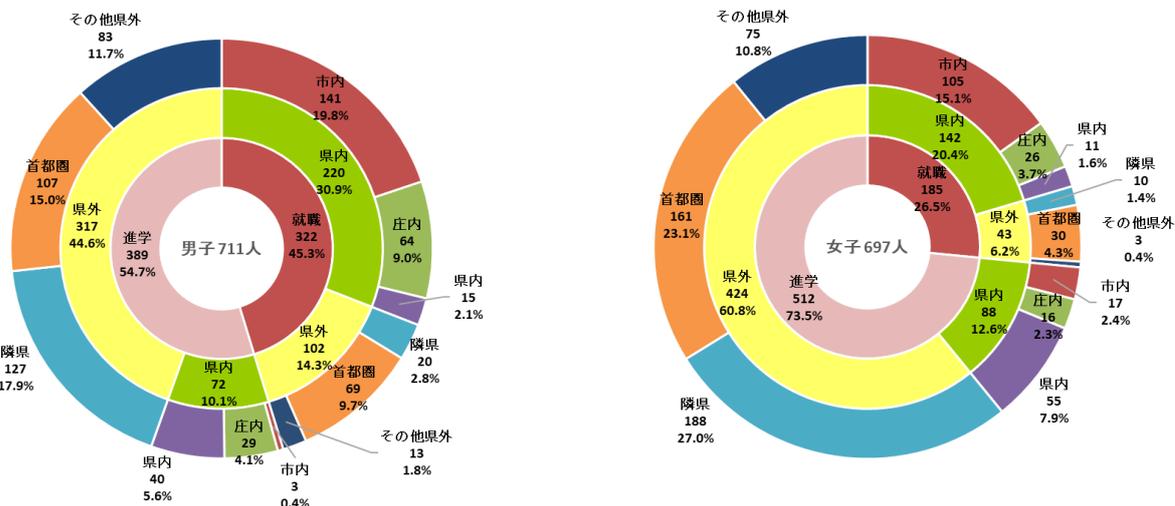


※2018年度「鶴岡市市民課資料」より

7. 高等学校卒業生進路状況調査（2019年3月）

2019年（平成31年）3月に市内の高等学校（鶴岡南、鶴岡北、鶴岡工業、鶴岡中央、加茂水産、庄内農業、鶴岡南山添校、羽黒、鶴岡東）の全日制課程を卒業した生徒の就職先及び進学先を、各高等学校から聞き取り集計。

・卒業生数 男子711人、女子697人 ・調査方法 各高等学校からの聞き取り
 卒業生全体の就職率は35.6%、進学率は63.2%である。女子の進学率は73.5%と高くなっており、県外進学者の割合が女子全体の6割以上を占めている。

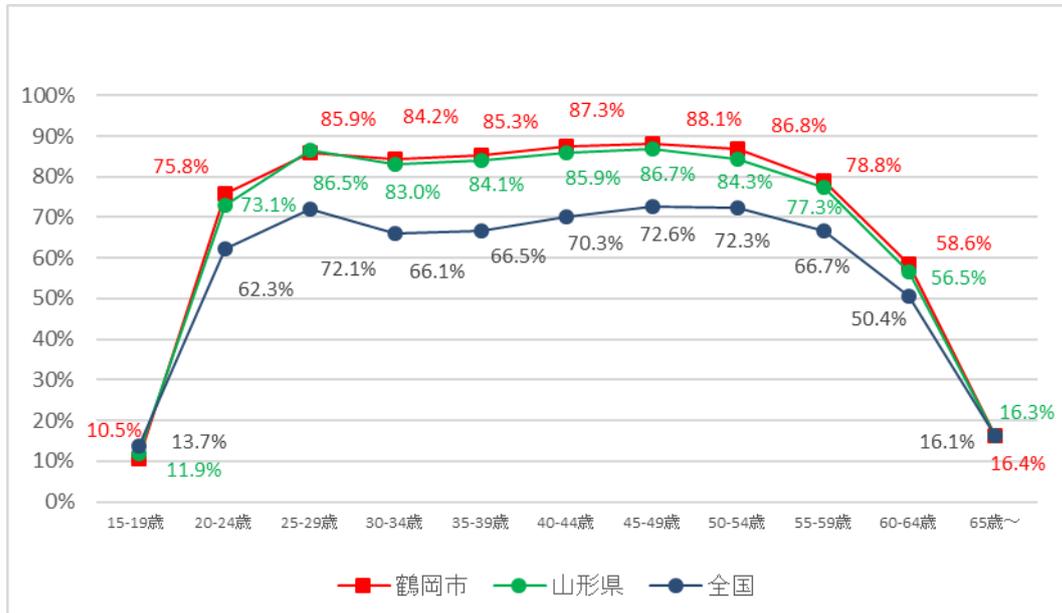


※2019年「高等学校卒業生進路状況調査」鶴岡市商工課

※資料末尾に拡大したグラフを添付

8. 女性の年齢別就業率（2015年）

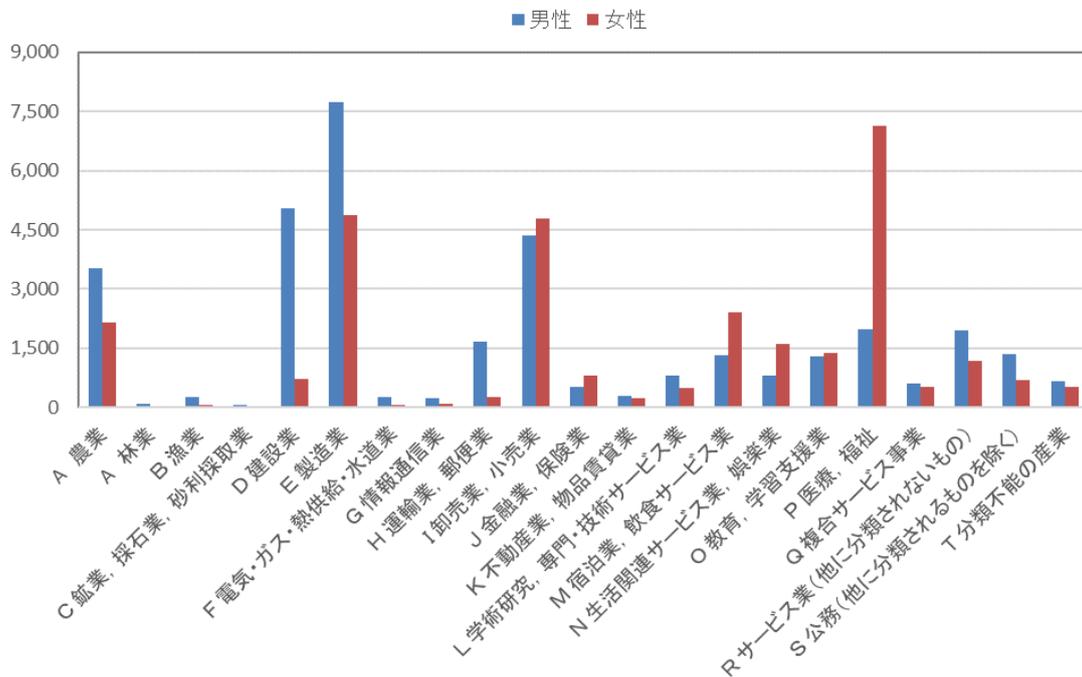
本市における女性の就業率については、山形県、全国よりも概ね高い。また、25～39歳の3区分での落ち込みが小さく、M字カーブは浅くなっている。



※2015年「国勢調査」より

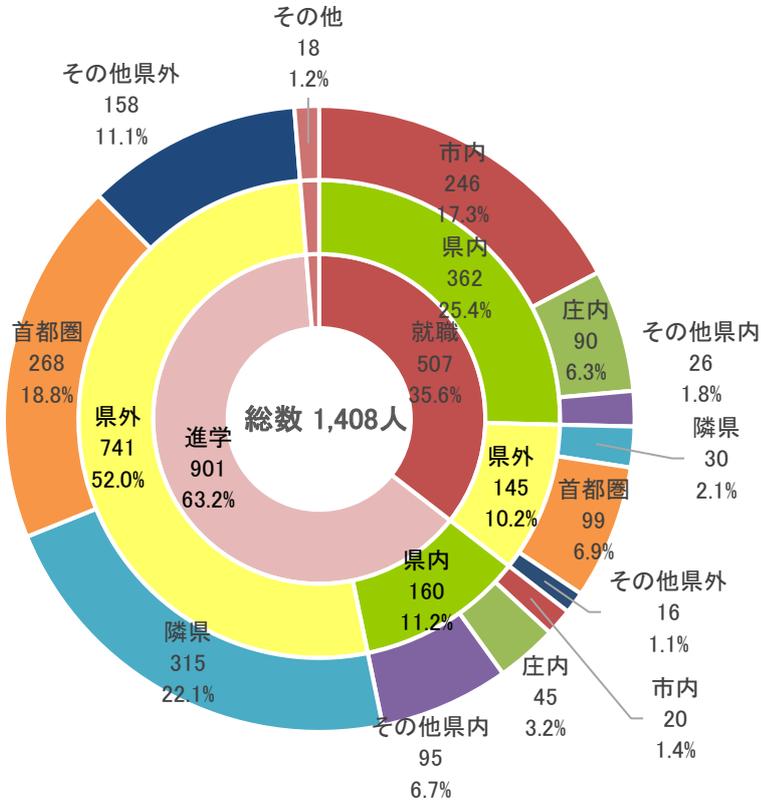
9. 産業別男女人口

男女別に産業人口の状況を見ると、男性は、製造業、建設業、卸・小売業の順に就業者が多く、女性は医療・福祉、製造業、卸・小売業の順に多くなっている。



※2015年「国勢調査」より

補足資料 高等学校卒業生進路状況調査（2019年3月）



○就職者	507人	35.6%
- 県内	362人	25.4%
- 市内	246人	17.3%
- 庄内	90人	6.3%
- その他県内	26人	1.8%
- 県外	145人	10.2%
- 隣県	30人	2.1%
- 首都圏	99人	6.9%
- その他県外	16人	1.1%

○進学者	901人	63.2%
- 県内	160人	11.2%
- 市内	20人	1.4%
- 庄内	45人	3.2%
- その他県内	95人	6.7%
- 県外	741人	52.0%
- 隣県	315人	22.1%
- 首都圏	268人	18.8%
- その他県外	158人	11.1%

